金融庁の1年

(平成20事務年度版)

平成 21 年 8 月

金融广

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 20 事務年度(20 年 7 月~21 年 6 月)においては、世界的な金融危機に対応するため、金融仲介機能の維持・促進に向けた各般の施策を講ずるとともに、昨事務年度に引き続き、我が国金融・資本市場の競争力を強化するための取組みや金融規制の質的向上を目指すベター・レギュレーションへの取組みについても重点的に推進してまいりました。

世界的な金融危機の中、景気が悪化し、企業の業況や資金繰りが厳しさを増す状況の下で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要との認識に基づき、金融の円滑化に向けた各般の施策を実施してきました。さらに、国際面では、金融危機の再発防止と金融システムの強化に向け、G20 首脳会合や金融安定理事会(FSB)等での議論に積極的に参画してきました。

我が国金融・資本市場の魅力を高め、市場を活性化させるため、ファイアーウォール規制の見直しなどといった金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備に加え、信頼と活力ある市場を構築する観点から、信用格付業者に対する規制の導入、裁判外紛争解決制度(金融ADR)の創設等の措置を内容とする金融商品取引法の改正を行いました。さらに、資金決済サービスの適切な実施を確保し利用者の保護等を図るため、資金移動業の創設等を内容とする資金決済に関する法律を制定しました。

ベター・レギュレーションについては、絶えず変化する金融規制環境の中、世界的な金融危機への対応等の重要課題に重点的に行政資源を投入するとともに、 重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検査を推進するなど、質の高い規制 環境の実現を目指し、その定着に向けた努力を継続してまいりました。

本冊子「金融庁の1年」は、こうした金融庁の平成20事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 21 年 8 月

金融担当大臣

X34133 1/2

本冊子の記載内容について

- 1. 本冊子は、平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途 その活動状況を取りまとめており(「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公 認会計士・監査審査会の活動状況」参照)、本冊子には記載していません。

本編・目次

はじめに	
第1部 金融庁の組織及び行政運営	
第1章 金融庁の組織	
第1節 金融庁の組織	
I 概要 ······	
Ⅱ 特命担当大臣	1
Ⅲ 所掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV 組織編成の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 平成21年度の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 金融庁の行政運営	
第1節 ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)への取組み	
I 概要 ···································	
Ⅱ ベター・レギュレーションの進捗状況	3
第2節 世界的な金融危機への対応	
I 概要 ······	
Ⅱ これまで講じてきた主な措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 財務局との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4節 職員の任用等	
I 平成20事務年度における職員の任用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅱ 服務規律の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第5節 研究	
I 研究体制の整備 ······	
Ⅱ 研究の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第6節 研修	
I 金融庁における研修 ····································	13
Ⅱ 開発研修室の実施した研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
Ⅲ 検査局の実施した研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第7節 行政情報化の推進	
I 概要 ···································	16
II 取組み実績 ····································	16
第8節 広報	
I 報道対応 ····································	
Ⅱ 広報活動	19
第9節 情報公開等	

		開示請求の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
		文書管理等の状況 ・・・・・・・・・・・22
9	第10節	ī 金融機関等との意見交換 ······24
9	第11節	ī パブリック・コメント手続の実績 ·······25
9	-	「 金融行政アドバイザリー制度
		制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	Π	平成20事務年度の取組み・・・・・・・26
复	第13節	うぶ 金融サービス利用者相談室
	Ι	概要 ····································
	П	相談等の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
9	第14節	i 政策評価への取組み ······29
	_	
-	-	融に関する制度の企画及び立案
	•	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
9	第1節	i 金融商品取引法等の改正(平成20年6月6日成立)に伴う関係政令·
		内閣府令の整備
		経緯31
	П	概要31
9	第2節	i 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年6月17日成立)に
		ついて
	Ι	経緯35
	П	概要35
舅	第3節	市場強化プラン(Better Market Initiative)について
	I	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	П	進捗状況39
复	第4節	i ディスクロージャー制度の充実・運用
	I	開示諸制度の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
	П	内部統制報告制度の円滑な導入に向けた取組み ・・・・・・・・41
	Ш	EDINET(電子開示システム)再構築後の運用状況等 ······42
	IV	公認会計士等に対する監督等 ・・・・・・・・・・・・・43
貿	第5節	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令に
		ついて
	I	経緯44
	П	概要 · · · · · · · 44
复	第6節	「 その他金融・資本市場等に関する各種施策
	I	株式市場の安定化に向けた主な取組み ・・・・・・・・・・・46
	П	金融商品取引所をめぐる動き ・・・・・・・・・・・47
	Ш	証券決済システム改革の取組み ・・・・・・・・・・・48
	π7	会計其准・監査における国際的動向への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第1節 金融仲介機能の強化に向けた取組み
I 金融機能強化法の活用・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・53
Ⅱ 銀行等保有株式取得機構の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
第2節 保険契約者のセーフティネットの確保
I 経緯 ·······59
Ⅱ 概要59
第3節 電子記録債権法の施行について
I 経緯 ···································
I 法律の概要 ····································
Ⅲ 政令・内閣府令の概要 ······60
IV その他 ······61
第4節 資金決済に関する法律について
I 経緯 ···································
Ⅱ 概要62
第5節 貸金業法の施行について I 経緯 ···································
Ⅱ 第三段階施行の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第5章 審議会等の活動状況
第1節 金融審議会
I 金融審議会の構成 ········69
Ⅱ 平成20事務年度の主な開催実績
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会
I 設置 ···································
Ⅲ 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況 ················71
第3節 企業会計審議会
I 最近の活動状況 ·······72
Ⅱ 平成20事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第4節 金融トラブル連絡調整協議会
I 経緯 ···································
Ⅱ 議論の状況74
第5節 多重債務者対策本部有識者会議
I 経緯 ···································
Ⅱ 「多重債務問題改善プログラム」の実施状況について ・・・・・・・・76
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み
第1節 政府の経済財政政策における金融庁の取組み
I 「経済財政改革の基本方針2008~開かれた国、全員参加の成長、環境と

の共生~」(平成20年6月2/日閣議決定) ・・・・・・・・・・/9
Ⅱ 「経済財政の中長期方針と10年展望」(平成21年1月19日閣議決定)・・79
Ⅲ 「経済財政改革の基本方針2009~安心・活力・責任~」
(平成21年6月23日閣議決定)80
第2節 政府の経済対策における金融庁の取組み
I 「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日「安心実現のた
めの緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議
決定)·····81
Ⅱ「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、
経済対策閣僚会議合同会議決定) ************************************
Ⅲ 「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日経済対策閣僚会議
· 决定) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
IV 「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・
与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)・・・・・・・・・・・・・・・・83
第3節 金融に関する税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4節 規制改革等に関する取組み
I 規制改革に関する取組み86
Ⅲ 構造改革特区に関する取組み ·······88Ⅲ 地域再生に関する取組み ······89
第5節 金融経済教育の取組み I 概要 ··············91
I
第6節 新型インフルエンザへの対応 ·············93
第0部 利主(1)フルエン 9 (10)別心 500
第3部 金融監督等
第7章 業態横断的な監督をめぐる動き
第1節 世界的な金融危機への対応について
I 経緯 ···········94
Ⅱ 対応95
第2節 オフサイト・モニタリング
I オフサイト・モニタリングの意義96
Ⅱ オフサイト・モニタリングの実施96
Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・97
IV 早期警戒制度について ・・・・・・・・・・・・・・・99
第3節 金融上の行政処分について
I 行政処分の趣旨 ·····101
Ⅱ 行政処分の業態別発動状況101
第4節 反社会的勢力への対応について
I 経緯 ··············102
Ⅱ これまでの対応 ・・・・・・・・・102

第5節	節 郵政民営化について
I	経緯104
П	具体的な取組み104
第6額	節 金融コングロマリット監督
I	金融コングロマリット監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
П	金融コングロマリットの概況 ・・・・・・・・・・・105
第8章	預金取扱金融機関の監督をめぐる動き
·· 第1節	
I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針 ・・・・・・・・・・100
П	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針 ・・・・・・・108
第2節	節 預金取扱金融機関の概況
I	主要行等の平成20年度決算概況 ・・・・・・・・・・・・・・・110
П	主要行等の平成20年度決算概況 ······110 地域銀行の平成20年度決算概況 ·····110
Ш	再編等の状況 ・・・・・・・・・111
IV	不良債権処理等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・113
第3節	
I	銀行115
П	協同組織金融機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
第4節	
第5餌	う 資本増強制度等への対応(旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化
	法、預金保険法)
I	資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ ・・・・・・・118
I	経営健全化計画の見直し ·····118 公的資金の返済状況 ·····118
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	公的資金の返済状況118
第6節	か 地域密着型金融の推進
I	経緯119
I	地域密着型金融の推進に係る取組み ・・・・・・・・・・119
第7節	節 中小企業をはじめとした企業金融の円滑化(いわゆる「貸し渋り」
	問題)への対応
I	対応121
I	現状125
第8節	節 偽造・盗難キャッシュカ ─ ド問題等への対応
I	被害及び補償の状況 ······126 対応 ·····126
I	対応 ・・・・・・・・・・・126
第9節	第一口座不正利用対策
I	
I	- 金融機関における取組状況 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
第10節	市 振り込め詐欺への対応 ·····128

第9草	信託会社等の監督をめぐる動き
第1節	
第2節	
第3節	「 信託会社等に対する行政処分 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥131
第4節	i 類似商号への対応 ······132
第10章	保険会社等の監督をめぐる動き
第1節	5 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針
I	保険会社向けの総合的な監督指針の改正 ・・・・・・・・・133
П	平成20事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応 ・・・・・・・133
第2節	1、保険会社の概況
I	平成20年度決算状況 ·······135
П	再編等の状況 ・・・・・・・・・・136
第3節	
第4節	
第5節	
第6節	
I	少額短期保険業制度導入の背景・経緯 ・・・・・・・・・・141
П	少額短期保険業者の登録状況 ・・・・・・・・141
Ш	特定保険業者に対する監督対応の状況・・・・・・・・・・・・141
IV	公益法人に対する保険業法の適用について ・・・・・・・・・・142
第7節	i ソルベンシー・マージン比率の見直し等について
I	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて143
П	リスク管理の高度化143
第11章	証券会社等の監督をめぐる動き
第1節	5 監督指針・監督方針
I	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・144
П	平成20事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ・・・・・・・・145
	第一種金融商品取引業
I	第一種金融商品取引業者の概況 ・・・・・・・・・・・147
П	第一種金融商品取引業者に対する行政処分150
Ш	投資者保護基金について ······151
第3節	市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応
I	「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の概要及び
ت.	れまでの対応 ・・・・・・・・・152
П	「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の残された
課	題への対応 ・・・・・・・・・152
	5 第二種金融商品取引業
I	第二種金融商品取引業者の概況 ・・・・・・・153

	П	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	53
É	第5節	5 投資助言·代理業	
	I	投資助言・代理業者の概況 ・・・・・・・・・・1	54
	П	投資助言・代理業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・1	54
Ś	第6節	# # # — · · · · · ·	
	I	投資運用業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	55
	П	投資運用業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・1	55
É	第フ節		
	I	登録金融機関の概況 ・・・・・・・・・・・1	56
	П	金融商品仲介業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
5	第8節		57
	-	その他の金融業の監督をめぐる動き	
5	第1節	5 事務ガイドライン第三分冊 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	58
5	第2節	う 貸金業者の監督をめぐる動き	
	I	貸金業者向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	П	貸金業者の数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	Ш	貸金業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・1	59
5	第3節	5 抵当証券業者の監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	60
5	第4節		
	I	前払式証票発行者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	61
	П	前払式証票の発行保証金の還付手続 ・・・・・・・・・・・・・・1	61
5	第5節		
	I	S P C等の概況 ······1	62
	П	資産の流動化の状況	62
5	第6節	5 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き1	63
5	第フ節	5 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・・1	64
5	第8節	5 電子債権記録機関の監督をめぐる動き1	65
第1		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業	
	再	構築計画の認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	66
第1		法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)	
	Ι	本制度導入以降の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
	П	本制度の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	69
第1	5章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
	I	本照会手続導入の経緯 ・・・・・・・・・・・1	72
	Π	本照会手続の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	72

第16章	疑わしい取引の届出制度	
I	疑わしい取引の届出制度1	74
П	疑わしい取引の届出に関する概況 ・・・・・・・・・・・・・1	74
第17章	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について1	75
П	課徴金納付命令等の状況 ・・・・・・・・・・・1	76
第4部 金	○融検査	
第18章	金融検査の実施状況	
第1節	う 平成20検査事務年度の検査計画及びその実績 ······1	77
第2節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
I	検査運営の基本的な考え方 ······1 検査重点事項 ·····1	78
П	検査重点事項1	79
Ш	平成20検査事務年度検査基本方針の改定 ・・・・・・・・・・・・・・1	82
第3節	i 金融円滑化のための集中検査	
I	概要1	83
П	実施上の運営方針1	83
Ш	実施状況(21年6月末時点)・・・・・・・・・1	83
第4節	う 銀行等に対する検査	
I	, 銀行等に対する改革 検査実施状況の概要 ······1	84
П	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	85
第5節		
I	信用金庫に対する検査 ・・・・・・・・・・・1	86
П	信用組合に対する検査 ・・・・・・・・・・1	86
Ш	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	86
IV	労働金庫に対する検査・・・・・・・・・・1	86
V	信用農業協同組合連合会等に対する検査 ・・・・・・・・・・・1	87
第6節	7 保険会社等に対する検査	
I	検査実施状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	89
П	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	89
第7節	う その他の金融機関に対する検査	
I	貸金業者に対する検査1	
П	前払式証票発行者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・1	90
Ш	信用保証協会に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・1	90
IV	火災共済共同組合に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・1	91
V	少額短期保険業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・1	
VI	信託会社に対する検査・・・・・・・・・・・1	
笙 8 舒	7.政策金融機関等に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	92

第19章 金融検査の透明性・美効性の同上寺のための万束	
第1節 検査におけるベター・レギュレーション推進のための取組み	
I これまでの取組み(19事務年度~20事務年度前半) ·····	··193
Ⅱ これまでの取組みの総点検と今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · 194
Ⅲ 今後の取組み(20事務年度後半以降) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··195
第2節 検査マニュアルの整備	
I 検査運営の質的向上のための一部改定 ··················	· · 197
Ⅱ 中小企業の自己資本充実策の支援に向けた一部改定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	197
Ⅲ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための一部改定	··198
IV 利益相反管理態勢の整備等に関する一部改定 ······	199
第3節 金融検査評定制度	
I 制度の概要 ····································	200
Ⅱ 「金融検査評定結果の分布状況」の公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
第4節 検査モニタ一制度	
I 平成20検査事務年度の検査モニターの実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201
Ⅱ オフサイト検査モニター(アンケート方式)の集計結果	201
第5節 意見申出制度	
I 制度の概要 ····································	203
Ⅱ 意見申出審理会における外部の専門家の増員について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
Ⅲ 意見申出制度の改正(期限の延長)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	203
第6節 金融検査指摘事例集	
I 金融検査指摘事例集の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅱ 平成20検査事務年度版の事例集について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
第7節 金融検査体制の整備	
I 平成20年度の金融検査体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅱ 今後の体制整備について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 208
第5部 国際関係の動き	
第20章 世界的な金融市場の混乱への国際的な対応	
第1節 首脳・閣僚級の国際会議(金融サミット等)	
I 概要 ················	
Ⅱ 活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅲ 当庁の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	210
第2節 金融安定化フォーラム(FSF)/金融安定理事会(FSB)	
I 概要 ···································	
Ⅱ 活動状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212
第21章 金融監督国際機構	
第1節 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)	
I 概要 ······	··214

П	活動状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	215
第21	節 証券監督者国際機構(IOSCO)	
I	概要	217
I	活動状況	219
Ш	その他	221
第3	節(保険監督者国際機構(IAIS)	
I	概要 ·····	223
П		
第4	節 ジョイント・フォーラム	
Ι	概要	226
П	活動状況 ·····	226
第51	節 一元監督者会合	
Ι	· 概要 ······	227
П		
第22章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第11	節 国際通貨基金(IMF)	
I		228
П		
第21	節 経済協力開発機構(OECD)	
I	概要	230
П		
第31	節 世界貿易機関(WTO)	
Ι	· 概要 ·····	231
П		
第41	節 経済連携協定(EPA)	
I	概要 ······	233
П		233
	節 金融活動作業部会(FATF)	
I	概要 ·····	234
I		
_	・・	
J. J.	概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	236
I	活動状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	236
п	نا ۱۹۶۷ بما ویوشد (سام)	_00
第23章	海外の金融当局との連携強化	
JI I	金融監督者間の2国間連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238
_	金融庁の技術支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

資料編•目次

第1部 金融庁の組織及	76行政運営
第1章 金融庁の組織	
第1節 金融庁の組	
	 金融庁の組織(平成20年度) ······240
	内閣府設置法(抜粋) · · · · · · · · · · · · · · · 241
	金融庁の各局等の所掌事務(平成20年度) ・・・・・・・242
第2節 平成21年度	
21- 21 112	
第2章 金融庁の行政	運営
第1節 ベター・レ	·ギュレーション(金融規制の質的向上)への取組み
	金融規制の質的向上—ベター・レギュレーション— ・・・・244
資料2-1-2	ベター・レギュレーションの進捗状況について
	─ 平成20年5月~平成20年12月 ─ 〈概要〉 ······247
資料2-1-3	ベター・レギュレーションの進捗状況について(第3回)
	一 平成20年5月~平成21年6月 一 · · · · · · · · · · · · · 253
第2節 世界的な金	融危機への対応
資料2-2-1	2008年10月のG7以降に講じた市場安定化・金融円滑化の
t:	<u>-</u> めの主な措置 ·····287
資料2-2-2	世界的な金融危機への金融関係の主な対応・・・・・・288
資料2-2-3	中川財務・金融担当大臣談話(平成20年10月14日)・・・・・290
資料2-2-4	中川財務・金融担当大臣談話(平成20年11月18日)・・・・・291
資料2-2-5	金融担当大臣談話(改正金融機能強化法の成立にあたって
म	² 成20年12月12日) ······292
資料2-2-6	金融円滑化のための新たな対応について ・・・・・・293
第5節 研究	
資料2-5-1	平成20事務年度金融研究研修センターの体制 ・・・・・・296
第6節 研修	
資料2-6-1	平成20年度研修計画体系図 · · · · · · · · 297
資料2-6-2	平成20事務年度(平成20年7月~21年6月)研修実施
划	況298
資料2-6-3	検査局主催研修の実施状況(20検査事務年度)301
第8節 広報	
	記者会見等の実施回数等 ・・・・・・・・・・302
資料2-8-2	平成20事務年度政府広報実績303
笙11笛 パブリック	・コメント手続の実績

資料2-11-1 意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施
一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料2-13-1 「金融サービス利用者相談室」運営方針について ·····306
資料2-13-2 金融サービス利用者相談室パンフレット ・・・・・・・307
資料2-13-3 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成20年4月1日~21年3月31日)309
第14節 政策評価への取組み
資料 2 - 14-1 金融庁における政策評価への取組み ······311
第2部 金融に関する制度の企画及び立案
第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第1節 金融商品取引法等の改正(平成20年6月6日成立)に伴う関係政令・
内閣府令の整備
資料3-1-1 政令・内閣府令のポイント ·············315
資料3-1-2 平成20年金融商品取引法改正に係る政令案・内閣府令
の概要 ····································
資料3-1-3 平成20年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令の概要
(ファイアーウォール規制の見直し関係等)・・・・・・・・324 第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年6月17日成立)に
第2即 金融商品取引法等の一部を改正する法律(十成21年0月17日成立)に ついて
資料3-2-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要図 ·····329
資料3-2-2 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要 ・・・・・・・330
資料3-2-3 金融商品取引法改正に係る説明資料 ・・・・・・・・・・・・333
第3節 市場強化プラン(Better Market Initiative)について
資料3-3-1 「市場強化プラン」の基本的な考え方 ······340
資料3-3-2 「市場強化プラン」の概要341
資料3-3-3 市場強化プラン(Better Market Initiative)の
進捗342
第4節 ディスクロージャ ー 制度の充実・運用
資料3-4-1 「内部統制報告制度に関するQ&A」(平成21年4月
追加Q&A) について ·············343
資料3-4-2 内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応 ・・・・・・・344
第5節 金融商品取引法等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令に
ついて 次割っ 5 1 「今副帝日取引衆等に即士で中間広会の、如ナルエナで
資料3-5-1 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する 内閣府令(案)」等の公表について ・・・・・・・・・・・345
具科3-5-2 「並融間品取り来等に関する内閣府市の一部を改正する 内閣府令(案)」等の公表について ・・・・・・・・・・・・347
第6節 その他会融・資本市場等に関する各種施策

資料3-6-1	自己株取得に係る市場規制の緩和について ・・・・・・・34	9
資料3-6-2	取引所による空売り情報開示の拡充について ・・・・・・35	0
資料3-6-3	空売り規制の強化について ・・・・・・・・・35	1
資料3-6-4	空売り規制・自己株式取得に係る年度内時限措置の延長に	
	関する内閣府令・告示の公布について ·······35	2
資料3-6-5	コンバージェンスと同等性評価 ・・・・・・・・・35	4
資料3-6-6	G20首脳会合 会計基準に関する声明(会計基準関連)・35	5
資料3-6-7	国際会計基準 (IFRS) を巡る動向 ・・・・・・・・35	6
資料3-6-8	国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス	
5	女革 ······35	7
第4章 預金取扱金属	独機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節 金融仲介格	幾能の強化に向けた取組み	
資料4-1-1	金融機能強化法(改正前・改正後)・・・・・・35	8
資料4-1-2	金融機能強化法改正の概要 ・・・・・・・・・・35	9
第2節 保険契約者	皆のセーフティネットの確保	
資料4-2-1	生命保険会社のセーフティネットについて(生命保険	
	契約者保護機構) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36	1
第3節 電子記録債	責権法の施行について	
資料4-3-1	電子記録債権法36	2
資料4-3-2	電子記録債権の基本的イメージ・機能36	3
資料4-3-3		4
資料4-3-4	電子記録債権法施行規則の概要 ・・・・・・・・・・36	5
	に関する法律について	
資料4-4-1	「決済に関する研究会」について ・・・・・・・36	7
資料4-4-2	「決済に関する論点の中間的な整理について」(概要)・・36	
資料4-4-3	金融・資本市場競争力強化プラン(抜粋)・・・・・・36	9
資料4-4-4	金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するWG	
,	メンバ ー 等名簿 ・・・・・・・・37	0
資料4-4-5	資金決済に関する法律の概要図 ・・・・・・・・・37	1
	資金決済に関する法律の概要 ・・・・・・・・・・37	
資料4-4-7	資金決済に関する法律に係る説明資料 ・・・・・・・・37	4
第5節 貸金業法の	D施行について	
資料4-5-1	貸金業法等改正の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・38	9
資料4-5-2	改正貸金業法の施行スケジュール ・・・・・・・39	1
	エチレルンロ	
第5章 審議会等の流		
第1節・金融審議会		^
	金融審議会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39	
省料5-1-2	金融審議会委員名簿 ······39	٠.

資料5-1-3 金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある
市場の構築に向けて~(平成20年12月17日)の概要 ・・・・・401
資料 5 - 1 - 4 金融審議会金融分科会第一部会·第二部会合同会合
報告書(要旨)「金融分野における裁判外紛争解決制度
(金融ADR)のあり方について」 ・・・・・・・・・402
資料5-1-5 金融審議会金融分科会第二部会報告書要旨「資金決済に
関する制度整備についてーイノベーションの促進と利用者
保護一」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・403
資料5-1-6 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ
中間論点整理の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・404
資料5-1-7 -中間論点整理-金融審議会金融分科会第二部会・保険の
基本問題に関するワーキング・グループ405
資料5-1-8 金融審議会 我が国金融・資本市場の国際化に関する
スタディグル―プ報告の概要~上場会社等のコーポレート・
ガバナンスの強化に向けて~・・・・・・・・・・・412
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会
資料5-2-1 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿413
第3節 企業会計審議会
資料5-3-1 企業会計審議会の組織図414
資料5-3-2 「我が国における国際会計基準の取扱いについて
(中間報告)」(骨子) ··········415
資料5-3-3 継続企業の前提に関する注記に係る我が国と欧米の
比較416
資料5-3-4 「継続企業の前提」に関する監査手続 ・・・・・・・・・417
資料5-3-5 監査基準の改訂について ·····418
資料5-3-6 「継続企業の前提」に関する中間監査手続(概要) ・・・・421
資料5-3-7 中間監査基準の改訂について ·····422
資料5-3-8 「継続企業の前提」に関する四半期レビュ―手続
(概要) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料5-3-9 四半期レビュー基準の改訂について ・・・・・・・427
第4節 金融トラブル連絡調整協議会
資料5-4-1 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿431
資料5-4-2 金融トラブル連絡調整協議会の開催状況 ・・・・・・・・・432
資料5-4-3 金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・
紛争 解決支援のモデルについて ・・・・・・・・・・434
資料5-4-4 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度
(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について
(座長メモ) 要旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・436
第5節 多重債務者対策本部有識者会議
資料5-5-1 多重債務者対策本部の設置について ・・・・・・・・・・・438

資料5-5-2	多重債務者対策本部有識者会議の設置について ・・・・・・439
資料5-5-3	「多重債務問題改善プログラム」の概要 ・・・・・・・440
資料5-5-4	「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告
	(平成20年度) の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・442
第6章 政府全体の旅	運策における金融庁の取組み
第1節 政府の経済	対政政策における金融庁の取組み
資料6-1-1	経済財政改革の基本方針2008 (抜粋)
~	-開かれた国、全員参加の成長、環境との共生~
	(平成20年6月27日閣議決定)443
資料6-1-2	経済財政の中長期方針と10年展望(抜粋)
	(平成21年 1月19日閣議決定)445
資料6-1-3	経済財政改革の基本方針2009 (抜粋)
~	-安心・活力・責任~ (平成21年6月23日閣議決定)447
第2節 政府の経済	対策における金融庁の取組み
資料6-2-1	安心実現のための緊急総合対策(抜粋)
	(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」
	に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議
	決定)448
資料6-2-2	生活対策(抜粋)(平成20年10月30日新たな経済対策に
艮	引する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)··449
資料6-2-3	「生活防衛のための緊急対策」(抜粋)
	(平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定)453
資料6-2-4	「経済危機対策」(抜粋)
	(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党
	会議、経済対策閣僚会議合同会議決定) · · · · · · · 455
第3節 金融に関す	- る税制
資料6-3-1	平成21年度税制改正要望の結果 ・・・・・・・・・・457
第5節 金融経済教	対育の取組み
資料6-5-1	金融庁における金融経済教育への取り組み ・・・・・・・458
資料6-5-2	小学生向けパンフレット「くらしと金融」 ・・・・・・460
資料6-5-3	中学生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」 ・・461
資料6-5-4	高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット
	「はじめての金融ガイド」462
資料6-5-5	「はじめての金融ガイド」DVD編463
資料6-5-6	多重債務者発生予防のための啓発リーフレット ・・・・・・464
資料6-5-7	生活設計・資産運用について考えるシンポジウム ・・・・・465
資料6-5-8	平成20年度金融知識普及功績者一覧467
資料6-5-9	金融知識普及を目的として金融関係団体等が開催した
	各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況 ・・469

第3部 金融監督等	
第7章 業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節 世界的な金融危機への対応につい	
資料7-1-1 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有	
額等について(平成20年6月末時点) ・・・・・・・・・・47	/1
資料7-1-2 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有	
額等について(平成20年9月末時点) ・・・・・・・・・・47	12
資料7-1-3 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有	
額等について(平成20年12月末時点) ・・・・・・・・・47	13
資料7-1-4 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有	
額等について(平成21年3月末時点) ・・・・・・・・・47	14
資料7-1-5 FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の	
預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について	
(平成20年6月末時点)47	15
資料7-1-6 FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の	
預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について	
(平成20年9月末時点) · · · · · · · · · · · · · · · · · · 47	16
資料7-1-7 FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の	
預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について	
(平成20年12月末時点) … 47	17
資料7-1-8 FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の	
預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について	
(平成21年3月末時点) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	/8
第2節 オフサイト・モニタリング	
資料7-2-1 早期是正措置の概念図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料7-2-2 早期警戒制度について ····································	
資料7-2-3 早期警戒制度の導入について ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第3節 金融上の行政処分について	
資料7-3-1 金融上の行政処分について ·········48	
資料7-3-2 行政処分の件数(平成16事務年度~平成20事務年度)・・・・48	30
第5節 郵政民営化について	٦,
資料7-5-1 郵政民営化の経緯 ······48	
資料7-5-2 郵政民営化のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	SÖ
第8章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
資料8-1-1 平成20事務年度 主要行等向け監督方針のポイント ・・・・48	39
資料8-1-2 平成20事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針の	
ポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)0
第2節 預金取扱金融機関の概況	

資料8-2-1	主要行等の平成21年3月期決算状況【単体】
	<速報ベース> ・・・・・・・・・・・491
資料8-2-2	主要行等の平成21年3月期決算状況【連結】
	<速報ベース> ・・・・・・・・・・・492
資料8-2-3	主要行の破綻懸念先以下債権の状況【速報値】 ・・・・・・493
資料8-2-4	地域銀行の平成21年3月期決算の概要 ・・・・・・・・・494
資料8-2-5	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定
	の違い495
資料8-2-6	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係 ・・496
資料8-2-7	自己査定における債権分類基準 ・・・・・・・・・・・497
資料8-2-8	平成21年3月期における不良債権の状況等(ポイント)・498
資料8-2-9	金融再生法開示債権等の推移 ・・・・・・・・・・・499
資料8-2-10	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因 ・・・・・・・502
資料8-2-11	金融再生法開示債権の保全状況の推移 ・・・・・・・503
資料8-2-12	担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の
	推移(アンケートによる全数調査) ・・・・・・・506
資料8-2-13	不良債権処分損等の推移(全国銀行)507
資料8-2-14	リスク管理債権額等の推移510
資料8-2-15	自己査定による債務者区分の推移 ・・・・・・・・・513
資料8-2-16	金融再生プログラム ・・・・・・・514
資料8-2-17	不良債権比率の推移(主要行) ・・・・・・・・・・515
第4節 バーゼル	[(自己資本比率規制)への対応
資料8-4-1	バーゼルⅡ(自己資本比率規制)について ・・・・・・516
資料8-4-2	銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について ・・・・・519
資料8-4-3	中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての自己資本
Ы	と率規制規制(バーゼルⅡ)の一部改正について ・・・・・・520
	バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先
	(平成20年事務年度) ······522
第5節 資本増強制	川度等への対応(旧金融機能安定化法、金融機能早期
健全化法、預	
	経営健全化計画履行状況報告(平成20年7月)523
	経営健全化計画履行状況報告(平成20年12月)538
資料8-5-3	株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について ・・・・・553
資料8-5-4	株式会社琉球銀行に対する行政処分について ・・・・・・554
資料8-5-5	株式会社岐阜銀行に対する行政処分について ・・・・・・555
第6節 地域密着型	皇金融の推進
	平成20年度における地域密着型金融の取組み状況
15	ニついて556
第7節 中小企業を	とはじめとした企業金融の円滑化(いわゆる貸し渋り問題)
への対応	

資料8-7-1	これまでの中小企業金融に関する対応(金融監督庁設立
ַנ	以降)
資料8-7-2	中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について ・・・・570
資料8-7-3	中小企業金融に関する意見交換会の結果について ・・・・・572
資料8-7-4	金融機能強化法について ・・・・・・・・・・577
資料8-7-5	中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための
捐	昔置578
資料8-7-6	「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われる
†:	とめの措置」に基づく貸出条件緩和の状況について
	(平成21年1~3月期) ·····581
資料8-7-7	金融円滑化のための新たな対応について ・・・・・・583
資料8-7-8	日銀短観の資金繰り判断D. Iの推移等586
資料8-7-9	商工会議所に対するアンケート調査結果 ・・・・・・・587
資料8-7-10	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表589
資料8-7-11	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達 ・・・・590
第8節 偽造・盗業	性キャッシュカード問題等への対応
資料8-8-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況
	について
資料8-8-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
	(平成21年3月末) · · · · · · · · 598
第9章 信託会社等の	
第2節 信託会社等	
資料9-2-1	信託会社等の新規参入状況 ・・・・・・・・・・・600
然10	NEC-47 ナ
第10章 保険会社等の	
	可けの総合的な監督指針・監督方針 - 巫は20恵教先度保険会社第京は監督されるポインは 601
	平成20事務年度保険会社等向け監督方針のポイント ・・・・601
第2節 保険会社の	
資料10-2-1 資料10-2-2	生命保険会社の平成20年度決算(速報)の概要 ・・・・・・・602
資料10-2-3	
資料10-2-4	損害保険会社一覧表605
資料10-2-5	外国損害保険会社一覧表606
	生命保険会社の推移
	損害保険会社の推移
	- 頂音保険会社の推移 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	*00別心 (人和主印保険株式会社) 金融担当大臣談話-大和生命保険株式会社について- ・・609
	・ 金融追当人住成品 ・ 人名王明 (本)及称
	根拠のない共済の契約者保護ルールの導入
251110	TEACHER OLD A MAIL A NOTICE HISTORY OF A CALL AL

	~平成17年保険業法改正(平成18年4月施行)~611
資料10-6-2	少額短期保険業者一覧612
資料10-6-3	特定保険業者の状況(平成21年6月末)614
第7節 ソルベンシ	ノー・マージン比率の見直し等について
資料10-7-1	ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案) ・・・・615
第11章 証券会社等の	D監督をめぐる動き
第1節 監督指針	・監督方針
資料11-1-1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要 ・・・・617
資料11-1-2	平成20事務年度金融商品取引業者等向け監督方針の
	ポイント ・・・・・・・・・619
第2節 第一種金融	蚀商品取引業
資料11-2-1	金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移 ・・620
資料11-2-2	国内証券会社の平成21年3月期決算概況 ・・・・・・・・621
資料11-2-3	株式市況と証券会社の損益の推移 ・・・・・・・・・622
資料11-2-4	投資者保護基金の概要 ・・・・・・・・・・・・623
第4節 第二種金屬	独商品取引業
資料11-4-1	金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移・・624
第5節 投資助言	・代理業
資料11-5-1	金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移 ・・・・・625
第6節 投資運用美	
資料11-6-1	
資料11-6-2	投資信託の純資産総額の推移 ・・・・・・・・・・・627
第7節 登録金融機	幾関、金融商品仲介業者
資料11-7-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移 ・・・・628
第12章 その他の金属	独業の監督をめぐる動き
第7節 確定拠出年	F金運営管理機関の監督をめぐる動き
資料12-7-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移 ・・・・・・・・629
第16章 疑わしい取る	Hの届出制度
資料16-1-1	疑わしい取引の届出制度の概念図 ・・・・・・・・・・630
第17章 課徴金納付命	h슈
	- '- - 課徴金納付命令までの流れ(金融商品取引法の場合)・・・・631
	課徴金納付命令の実績 · · · · · · · · · · · · · · · · · 633
第4部 金融検査	
第18章 金融検査の第	 E施状況
	₹3.5 mm。 \$事終年度の検査計画及びその実績

資料18-1-1	平成20検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画 ・・・・637
資料18-1-2	平成20検査事務年度における検査計画及びその実績 ・・・・645
資料18-1-3	集中検査等の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・646
資料18-1-4	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況 …649
資料18-1-5	通年・専担検査の実施状況650
資料18-1-6	システム統合リスク検査の実施状況 ・・・・・・・・・652
資料18-1-7	銀行等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・653
資料18-1-8	信用金庫に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・658
資料18-1-9	信用組合に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・661
資料18-1-10	労働金庫に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・663
資料18-1-11	信用農業協同組合等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・664
資料18-1-12	保険会社等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・665
資料18-1-13	外国銀行支店等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・666
資料18-1-14	政策金融機関等に対する検査実施状況 ・・・・・・・・667
資料18-1-15	平成19検査事務年度における検査計画及びその実績 ・・・・668
資料18-1-16	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況 ・・669
資料18-1-17	通年・専担検査の実施状況 ・・・・・・・・・671
資料18-1-18	システム統合リスク検査実施状況 ・・・・・・・・・673
資料18-1-19	平成19検査事務年度における検査実施状況 ・・・・・・・674
資料18-1-20	主な検査対象機関及び根拠法令 ・・・・・・・・・・・689
資料18-1-21	主要行における自己査定と検査結果との格差について ・・690
第19章 金融検査の透	5明性・実効性の向上等のための方策
第1節 検査におけ	†るベター·レギュレーション推進のための取組み
	ベター・レギュレーションに向けた取組み
	(アクションプランI・Ⅱ) ······692
第3節 金融検査評	
資料19-3-1	金融検査評定結果の分布状況について ・・・・・・・・・694
第4節 検査モニタ	
資料19-4-1	オフサイト検査モニターの集計結果について ・・・・・・・695
第5節 意見申出制	
資料19-5-1	意見申出実績700
第6節 金融検査指	
	金融検査指摘事例集(平成20検査事務年度)・・・・・701
第7節 金融検査体	
資料19-7-1	金融庁検査局と財務省財務(支)局・証券取引等監視委員
	会との関係703

第5部 国際関係の動き

第21章 金融監督国際機構

第1節 バーセル銀行監督委員会(BCBS)
資料21-1-1 バーセル銀行監督委員会機構図 ···········704
第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)
資料21-2-1 IOSCO機構図705
第3節 保険監督者国際機構(IAIS)
資料21-3-1 IAIS組織図706
第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム
第4節 経済連携協定(EPA)
資料22-4-1 経済連携協定(EPA)締結・交渉状況 ・・・・・・・・707
巻末資料 1 この 1 年の主な出来事 ・・・・・・・・・709
巻末資料2 最近の主な金融関連立法 ・・・・・・・・・・・・・・・749
巻末資料3 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
(平成 20 事務年度) ······75
金融庁の所在地等 ・・・・・・・・・・・・・・755

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織(資料1-1-1~3参照)

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融 企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員 会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び 監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計 士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及 び企業会計審議会が置かれており、20年度末現在、全体で一般職1,417名及び特別職5 名(証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び 常勤委員1名)の体制となっている。

Ⅱ 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑 化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、 当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった 縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用して いる。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成21年度の体制整備(資料1-2-1参照)

現下の政策課題に的確に対応すべく、68 名(グロス)の増員(45 名の純増)及び総括 審議官(国際担当)の設置等の体制整備を図った。

1. 金融システムの安定性強化・金融仲介機能の適切な発揮〔16人〕

我が国金融システムが安定し、金融仲介機能が適切に発揮されるよう、①銀行・証券会社・保険会社に係る監督体制の強化、②中小企業金融の円滑化に係る体制の強化等を 図る。

2. 海外監督当局等との連携〔11人〕

国際金融市場の安定化に向けて、国際協調の下で、海外監督当局等との連携を強化するため、総括審議官(国際担当)の設置を含む所要の体制整備を図る。

3. 市場監視・市場監督体制の強化〔33人〕

信頼と活力のある市場を構築するため、証券取引等監視委員会の体制強化を図るとと もに、格付会社に対する規制対応等、市場に対する監視・監督体制の整備を図る。

4. 金融サービス利用者保護施策推進等〔8人〕

金融サービスの利用者が安心して取引できる環境を整備するため、改正貸金業法の円滑な実施のための体制及び決済制度や金融ADR制度の企画・立案体制の強化を図る。

	20 年度末定員	21 年度増員	計画削減・振替等	21 年度末定員
総務企画局	314	14	2	330
検 査 局	441	4	▲ 15	430
監督局	253	23	▲ 3	273
証券取引等監視委員会	358	22	A 6	374
公認会計士·監査審査会	51	5	1	55
計	1, 417	68	▲23	1, 462

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション (金融規制の質的向上) への取組み

I 概要

金融庁では、平成19年夏以来、金融規制の更なる質的向上を目指し、ベター・レギュレーションへの取組みを進めてきた。(資料2-1-1参照)

この取組みは、①金融規制の質は、規制の適用されるマーケットの競争力を左右する 重要な要素であり、金融規制の質的向上は、我が国市場の競争力強化につながり、ひい ては利用者利便の向上に資することになる、②金融セクターを巡る局面が変化し、金融 規制のあり方も、金融機関の自己責任を重視し、自助努力を促すような枠組みに変わっ ていく必要がある、との問題意識を背景としている。

このベター・レギュレーションについては、大きく以下の4点をその柱と位置づけている。

- ① ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ
- ② 優先課題の早期認識と効果的対応
- ③ 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の向上

また、こうしたベター・レギュレーションに関する4本の柱の下、以下の5つの具体的方策に取り組んできた。

- ① 金融機関等との対話の充実
- ② 情報発信の強化
- ③ 海外当局との連携強化
- ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
- ⑤ 職員の資質向上

Ⅱ ベター・レギュレーションの進捗状況

ベター・レギュレーションへの取組みについては、その考え方が定着し、効果が発揮されるには時間を要するところ、継続的・持続的な取組みとしてたゆまぬ努力を行っていく必要があり、こうした息の長い取組みの進捗状況を測る意味で、取組みの進捗状況を概ね半年毎に公表することとしている。

20 事務年度においては、20 年 12 月に、同年 5 月から 12 月までのベター・レギュレーションの進捗状況を中心に取りまとめた「ベター・レギュレーションの進捗状況について一平成 20 年 5 月~平成 20 年 12 月一」を、21 年 7 月に、20 年 5 月から 21 年 6 月までの 1 年間の進捗状況を中心に取りまとめた「ベター・レギュレーションの進捗状況について(第 3 回)一平成 20 年 5 月~平成 21 年 6 月一」を、それぞれ公表した。(資料 2 ー 1 - 2 ~ 3 参照)

第2節 世界的な金融危機への対応

I 概要

世界的な金融危機の中にあって、我が国の金融システムそのものは欧米に比べれば相対的には安定しているが、実体経済の下振れや株式市場の変動等のリスク要因があり、引き続き高い緊張感をもって状況を注視していく必要がある。また、我が国の経済は、このところ持ち直しの動きが見られるものの、景気は厳しい状況にあり、企業の業況・資金繰りも依然として厳しい状況となっており、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっている。

金融庁においては、平成20年秋以降の厳しい経済情勢を踏まえて、金融円滑化や市場 安定化のための様々な措置を講じてきた。

Ⅱ これまで講じてきた主な措置(資料2-2-1~2参照)

20年10月10日のG7財務大臣・中央銀行総裁会議での合意と麻生総理からの指示を 踏まえ、我が国において当面実施すべき施策を10月14日に大臣談話として発表したほ か、その後の累次にわたる政府の経済対策においても、金融円滑化や市場安定化に向け た施策が盛り込まれ、これらの施策を着実に実施してきた。

【平成 20 年】

- 10月14日 中川財務・金融担当大臣談話を発表(自社株買い規制の緩和、金融機能強化法の強化・活用、金融機関代表者への要請等)(資料2-2-3 3参照)
- 〇 10月27日 総理より関係閣僚・与党政調幹部へ指示(空売り規制の強化、銀行の自己資本比率規制の一部弾力化、従業員持株会による株式取得の円滑化等)
- 〇 10月30日 「生活対策」を決定(新しい経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)
- 11 月 18 日 中川金融担当大臣談話を発表(自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ&Aの公表、空売りに係る確認手続等の明確化、機関投資家等による適切な貸株運用の確保等に向けた周知)(資料2-2-4参照)
- 〇 12 月 12 日 金融担当大臣談話一改正金融機能強化法の成立にあたって一を発表 (資料2-2-5参照)
- 12 月 19 日 「生活防衛のための緊急対策」を決定(経済対策閣僚会議)

【平成 21 年】

〇 3月10日 「金融円滑化のための新たな対応について」を発表(金融円滑化の ための特別ヒアリング・集中検査の実施、緊急保証に係るリスクウエ イトの見直し、コベナンツ対応の弾力化の促進、市場型間接金融(シンジケート・ローン等)の積極的活用の要請、金融機能強化法の活用 促進)(資料2-2-6参照)

- 4月10日 「経済危機対策」を決定(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、 経済対策閣僚会議合同会議)
- ※ 政府の経済対策における金融庁の施策については、第2部第6章第2節をご覧下さい。

第3節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部 を財務省財務(支)局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融 庁長官が財務省財務(支)局長を直接指揮監督することになっている。

これを受け、金融庁と財務省財務(支)局との間の十分な連携を図る観点から、金融 庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融 庁幹部が地域に赴き、地域金融機関や商工会議所等との間で、意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務(支)局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回(平成 20 事務年度は、7、10、1、4月)、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿 財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務(支)局理財部長をメンバーとする会議で、年2回(20事務年度は、11、3月)、 定例的に開催している。会議には、各財務(支)局理財部次長、検査監理官及び金融 監督官並びに東京財務事務所次長もオブザーバーとして参加している。

(上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務局(支)の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。)

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が地域に赴き、年1回(20 事務年度は、8~9月)、地元金融機関の役員等を対象として金融庁の考え方や取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行うとともに、地元商工会議所等において、中小企業金融の円滑化のための施策等について説明し、意見交換を行っている。

第4節 職員の任用等

I 平成 20 事務年度における職員の任用

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となる。

こうした観点から、人事制度上の工夫や官民の人材交流などを通じ、職員の専門性向 上に資する任用に取り組んでいる。具体的には、

- ① リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施。(20年7月期異動)
- ② 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、海外政府機関や在外公館、国内外の大学院等への職員の派遣を拡大
- ③ 全庁的な社会人経験者募集を20年10月および21年3月に実施する等、民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などの専門家を積極的に採用等を行っている。

なお、21 年度において、45 名の新規増員(純増)が認められたが、これに伴う任用については、国家公務員採用試験合格者からの採用のほか、これまでと同様に様々な分野から人材を確保していくこととしている。

<民間及び他府省等からの人材確保(21年6月1日現在)>

〇民間からの人材確保

職種	在職者
弁護士等	30
公認会計士	33
不動産鑑定士	10
アクチュアリー	8
研究者	2
情報処理技術者等	21
金融実務経験者	172
計	276

〇他府省(財務省以外)からの人材の確保

	カーフロンスト
省 庁 名	在職者
会計検査院	4
内閣府	4
警察庁	4
公正取引委員会	2
総務省	9
法務省	11
外務省	1
厚生労働省	4
農林水産省	8
経済産業省	9
国土交通省	6
最高裁判所	9
衆議院	1
計	72

○その他政府関係機関等からの人材確保 16名

Ⅱ 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 職員の職務にかかる倫理の保持について、改めて注意喚起を行った(20年7月)。
- (2)全職員を対象に、倫理監督官(長官)が、金融庁職員としての心構えやその考え 方などについて、講話を実施した(21年2月)。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理研修を実施した(21年2月)。

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、 15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法(平成 16 年法律第 122 号)の施行(18 年 4 月 1 日)等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

〇法令等遵守調査室のメンバー(21年6月30日現在)

室長 野村 修也 (総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士)

稲田 行祐(監督局保険課・弁護士)

田仲 信介 (検査局総務課・検事)

宮根 宏一 (検査局総務課・弁護士)

山下 淳 (監督局証券課・弁護士)

渡辺 健一(審判官・検事)

顧問 久保利英明(総務企画局参事・弁護士)

第5節 研究

I 研究体制の整備(資料2-5-1参照)

グローバルな情報通信技術・金融技術の発達等を背景に、急速に高度化、複雑化、国際化等が進む金融情勢の変化に的確に対応し適切な金融行政の運営を確保するため、金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を新設。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センター(以下「センター」という。)を発足させた。以降、センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を進めてきており、20事務年度は、以下の体制で研究活動を実施した(人数は20年7月1日時点)。

- ① 研究官(常勤) 3名・・・大学や民間シンクタンク等から採用
- ② 特別研究員(委嘱) 12 名・・・外部の研究者へ委嘱
- ③ 専門研究員(非常勤) 1名・・・研究補助者 (注)21年6月末現在では研究官2名、特別研究員13名、専門研究員3名

Ⅱ 研究の実施

1. 研究官による研究

- (1)「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、「資産運用業に関する産業組織上の課題に関する実証的研究」をテーマに研究を行っている。近年、上場投資信託(Exchange Traded Funds; ETF)市場が世界的に拡大していることから、20事務年度には、我が国におけるETFの価格形成やパフォーマンスに着目した研究を行い、論文「我が国ETF市場のマーケット・マイクロストラクチャーと投資家の注文行動」(センター発行『FSAリサーチ・レビュー第5号』(21年3月発行)掲載)を公表した。
- (2) 現在、国際的に国際会計基準審議会(IASB)が開発している国際財務報告基準(IFRS)へのコンバージェンスが進みつつある中、近時における会計の重要問題に関する世界動向を把握し、日本にとってどのような会計基準が望ましいか等を把握することが必須となっている状況に鑑み、「会計に関する様々な重要問題に対する基礎的な調査研究」をテーマに研究を行っている。20事務年度には、論文「包括利益報告の透明性と投資家の合理的期待形成」(『FSAリサーチ・レビュー第5号』掲載)を公表した。
- (3) バブル崩壊やサブプライム問題など金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることに鑑み、金融危機を招くような資産価格の急激な上昇もしくは下落を防ぐフォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的

調査研究を行っている。20事務年度は、金融環境の変化と金融の発達状況の関係に 着目した研究を行い、以下の論文の公表を行った。

- ① 論文「Financial Development and Amplification」(センターディスカッションペーパー(以下「センターDP」という。))
- ② 論文「Financial Innovation and Volatility」(『FSAリサーチ・レビュー第5号』掲載))
- 2. 特別研究員による研究 特別研究員による研究は以下のとおり。
- (1) 信託や決済等の金融関連法制に関して、法制度の今後の課題を明らかにすることを目的とした研究を行っている。20 事務年度は、国際コンファレンス「決済システムの強化を考えるーアジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化ー」の起案ならびに、セッションII「アジア域内における決済システムの現状と強化に向けた取組み」のモデレーターとして取りまとめ等を行った。また、19 年 9 月施行以後の新信託法に基づく、新しい信託類型と信託業に関する研究を行った。
- (2) 各国の金融・資本市場が密接に連携する中、金融機関とその監督者は他国の法体系・規制を知らずして活動できなくなっていることを踏まえ、「諸外国金融法制・規制の比較・分析」をテーマとした研究を行っている。20事務年度は、論文「銀行倒産における国際倒産法的規律」(センターDP)を公表した。
- (3) 市場競争をベースに、各経済主体が、自己責任原則の下にリスクを適正に管理した上で、自由にプレイできる市場形成が必要であるという認識を踏まえ、「効率性」や「安全性(リスク管理)」という観点から、「ファイナンスとリスク管理」をテーマとした研究を行っている。20事務年度は、以下の研究を行った。
 - ① 「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会報告書」(20年9月公表)のとりまとめを行った。
 - ② 論文「経済価値に基づいた生命保険契約の評価」(『FSAリサーチ・レビュー 第5号』掲載)を公表した。
 - ③ 論文「企業の社会的責任投資(SRI)ファンドの収益性について」(センターDP、2009年6月)を公表した。
- (4) 資産価格理論を中心とするファイナンス理論とその応用による資本市場の問題分析に関する研究として、「金融技術革新とリスク管理の課題」をテーマとした研究を行っている。20 事務年度は、論文「証券化と金融危機—ABS CDOのリスク特性とその評価」(『FSAリサーチ・レビュー第5号』掲載)を公表した。
- (5) 金融工学理論による、分析・研究として、銀行の信用リスク管理における統計的

手法の研究および市場リスク管理のための実証的研究を実施している。20事務年度は、以下の研究を行った。

- ① バーゼルⅡに対応した銀行の内部格付けモデルの研究を行い、論文「信用リスクスコアリングにおけるAUC、AR値の最大化とモデル安定化」(『FSAリサーチ・レビュー第5号』掲載)を公表した。
- ② デリバティブ・金利の期間構造の理論的・実証的研究を行い、論文「確率ボラティリティ・モデルの下での平均オプションのプライシングについて」(『FSAリサーチ・レビュー第5号』掲載)を公表した。
- (6) 9年以降実施されたいわゆる「日本版ビッグバン」の実施状況及びその効果について、投資対象の多様化、市場インフラの整備、証券仲介サービスの充実といった所期の目的の達成状況及び課題に着目した「金融システム改革(日本版ビッグバン)の総合評価」をテーマとした研究を行った。

このほか、日本の開示・企業会計基準の将来像に関する研究、コーポレート・ファイナンスに関する研究等も行っている。

3. その他の研究活動

- (1)諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また各国の行政当局、研究者、第一線で金融ビジネスに携わる者等との知的交流、協力関係・人脈構築の機会となる貴重な場を提供することを目的として、金融を巡る実践的なテーマを掲げた、産学官の国際コンファレンスを開催している。20事務年度は、21年2月に「決済システムの強化を考えるーアジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化ー」をテーマとして開催した。
- (2) 今般の金融危機を受けて市場を取り巻く環境が大きく変化する中で、証券市場を 巡る国際的な動向を注視すると共に、我が国の証券市場制度のあるべき方向性につ いて、幅広い視点から検討を行うことを目的に「今後の証券市場のあり方に関する 研究会」を計6回開催した。
- (3) アジア地域への企業の海外進出や直接・間接投資に伴う諸問題のうち、企業会計、 内部統制、企業財務、移転価格を含む税制などについて検討し、その解決方法を探 ることを目的に「国際化に伴うリスクのマネジメントに関する研究会」を計4回開 催した。
- (4) 我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広 い検討を行うため、19 事務年度より「金融専門人材に関する研究会」を開催してお り、20 事務年度は、「金融専門人材について(基本的なコンセプト)」(20 年 4 月 30 日公表)に対して寄せられた意見を踏まえ、研究会の場において更に検討を行った。

(5) 保険会社のリスク管理等と規制のあり方をテーマとした研究として、欧州の保険リスク管理システムを調査・検討するために 19 事務年度中に開催した「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会」の研究成果として、「欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会報告書」(2008 年 9 月)を公表した。

第6節 研修

I 金融庁における研修

情報通信技術の発展等により、高度化、複雑化、国際化等が進展している金融環境の中にあって、金融行政の直接の担い手である金融庁職員については、こうした状況に迅速かつ的確に対応していくため、専門性の向上が求められている。このため、職員に対する研修の充実を図るとともに、海外の金融監督当局が主催する研修に対しても積極的に参加させ、専門的知識と幅広い視野を有する人材の育成に努めている。

なお、研修は、開発研修室のほか、検査局においても検査能力の向上等を図るための 研修を行っている。

Ⅱ 開発研修室の実施した研修

1. 概要

開発研修室は、一般研修・実務研修・理論研修・通信研修の4区分を設けて行っている。

なお、一部の研修については、財務(支)局の職員が受講するため、財務省との共 同開催としている。

2. 平成20年度の研修方針及び研修計画(資料2-6-1参照)

- (1) 金融庁任務の的確な遂行に資するため、基礎的知識の付与を目的とした研修の充実を図るとともに、ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)に向けての取組みとして、職員の専門能力の向上に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。
- (2) 20 年度の研修計画については、計 68 コースの研修を計画した。研修策定にあたっては、実務研修について、研修実施日の分散化や科目毎の選択受講を可能とする等、研修方法の多様化を図り、受講生が参加しやすい環境を整えた。また、金融実務に関する専門的な研修について、研修コースを新設したほか受講機会の拡大を図った。

3.20事務年度の研修実施状況(資料2-6-2参照)

(1) 概況

当初計画した研修コースについては、ベター・レギュレーションに向けた取組み として職員の資質の向上を図るため、金融実務に関する専門的な研修を充実させる などして、概ね予定どおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

共通研修においては、倫理意識の浸透を図ることを目的とした「公務員倫理研修」、個人情報及び行政文書の管理の重要性を認識させることを目的とした「情報管理研修」、職員の心の健康の保持増進を図ることを目的とした「メンタルヘルス研修」を実施した。

また、語学研修においては、英文を速読して要点を把握する力を養成する「読解力増強コース」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施している実務研修については、ファイナンスに関する基礎及び専門的な幅広い知識を付与するための「ファイナンス研修」を新たに実施したほか、保険数理に関する基礎的知識を付与するための「保険数理研修」を新たに実施した。

ウ. 理論研修

金融庁の所掌業務に関する高度な理論的・体系的な知識を習得させる理論研修については、従来の係員を対象としたコースに加え、新たに係長及び課長補佐を対象とする2コースを新たに実施した。

Ⅲ 検査局の実施した研修(資料2-6-3参照)

1. 概要

検査局に所属する職員に対して、現状の金融行政における諸問題及び具体的な検査 手法等、当面の金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、短期間の研修を定期的に実施するとともに金融証券検査官が在庁する時期に随時実施 しているところである。

20 事務年度は、検査能力の一層の向上のため、より専門的・実践的な研修とするために研修体系を見直したほか、eーラーニング教材を活用した。

2. 研修の内容

(1) 夏期階層別研修・冬期フォローアップ研修

全検査官を対象として、経験年数に応じたカリキュラム・検査に当たっての心 構え等を織り込んだ研修及びフォローアップを実施した。

(2) ユニット研修

金融検査の実施において、必要な実践的知識等の習得を目的として、ベテラン検査官が中心となり業態毎に研修を実施した。

(3) 模擬査定研修

経験の浅い検査官が機械的・画一的な債務者区分の判定に陥らないよう指導することを目的に、ベテラン検査官を金融機関の支店長役、研修生を検査官役とし

教材となるラインシートに基づき実際の資産査定作業を行う研修を、今事務年度 も引き続き実施した。

(4) 春期研修・秋期研修

検査官の出勤日前後に設けた研修日を利用し、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会形式の研修を実施した。

(5)全体研修

検査局の全職員を対象として、訓話及び検査に係る留意事項の周知等を内容と した全体研修を実施した。

第7節 行政情報化の推進

I 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、金融庁行政情報化推進委員会、金融庁情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの支援・助言を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

Ⅱ 取組み実績

1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、18 年 3 月に次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に 関する業務・システム最適化計画	23 年度(予定)
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最 適化計画	20 年度
3	金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画	18 年度から順次

20 事務年度において、

No.1に関しては、20年8月に新システムの稼動時期を24年1月に変更する最適化計画及び効果指標の改定を行った。また、21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告を行い、一般競争入札(総合評価落札方式)の結果、同年4月に事業者が決定した。

No.2に関しては、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下、「EDINET」という。)」に、問題のある大量保有報告の早期発見機能、利用者への注意喚起機能等を新たに設け、金融市場の公平性・透明性の向上、投資者の保護を図ることとし、21年4月に最適化計画の改定を行った。また、国民の利便性を測る指標として「稼働率」等を追加する効果指標の改定を行った。なお、経費・業務処理時間について、所期の削減目標を達成した。

No. 3に関しては、経費・業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成した。

2. 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、政府調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、20年度は4回開催した。

CIO補佐官は、情報システムの調達仕様書の確認を行うほか、金融庁情報システム調達会議では、審議案件について評価を行っている。また、最適化対象システムにおいては開発・運用支援事業者との定例会に参加し、支援・助言を行っている。

3. 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」(18年1月19日IT戦略本部決定)等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

20 年度におけるオンライン利用件数は、1,198,715 件である。近年のオンライン利用による申請・届出件等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位:件)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
申請•届出等手続件数	661, 987	1, 107, 214	1, 379, 960	1, 198, 715
EDINET の利用による提出件数	48, 565	53, 055	64, 483	81, 846

※ オンライン利用促進対象とされている4手続(生命保険募集人登録事務、生命保険 募集人届出事務、損害保険代理店登録事務、損害保険代理店届出事務)については、 業界団体(生命保険協会、損害保険協会)との連携等により、生保手続は17年度以 降、損保手続も19年度以降オンライン利用率100%を達成し維持している。

4. 情報セキュリティ対策の強化

20 事務年度においては、「各府省庁が行うべき情報セキュリティ対策の統一的な基準」の改定を受けて、20 年 11 月に金融庁情報セキュリティポリシーの改定を行った。 研修等を通じて職員への同ポリシーの周知を図る一方、情報セキュリティ対策実施状況の自己点検・評価を行い、庁内の情報セキュリティ水準の引き上げを図った。

また、庁内の基盤情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、外部監査・評価機能を活用し、不正アクセスやコンピュータウィルス等に対する脆弱性を評価する「システム技術面からのセキュリティ監査」等を実施し、監査結果に基づき所要の措

置を行った。

5. 金融庁認証局の廃止

認証業務については、金融庁認証局を設置し行ってきたが、「霞ヶ関WAN 及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」において、政府共用認証局へ集約・一元化することとされた。政府共用認証局への移行が完了したことから、20年9月に金融庁認証局を廃止した。

第8節 広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施(資料2-8-1参照)

平成20事務年度においては、520件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、大臣による記者会見や担当者による 記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるように努め ている。

また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、金融庁の重要な政策を中心に英文による公表を推進しており、20事務年度においては、70件の英文による報道発表を行っている。

なお、定例記者会見については、これまで同様、毎火・金曜日の閣議後大臣 記者会見及び毎月曜日の長官記者会見を実施している。

2. 大臣・長官等、金融庁幹部職員による各種媒体での取材対応等

所管の各種施策等に関する大臣・長官等、金融庁幹部職員への新聞・雑誌・テレビ等各種媒体等からの取材・出演等の要請に対しては、金融行政に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、できる限り積極的に対応している。20事務年度においては、延べ196件のインタビュー・番組出演等に応じている。

Ⅱ 広報活動

1. 金融庁ウェブサイトによる広報の充実

日本語版金融庁ウェブサイトについては、大臣等幹部の活動記録を掲載した「談話等」・「講演」に係る内容を充実させたほか、金融サービスの利用者へ注意喚起を促すページを新設するなどトップページのレイアウト見直しを行い、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図っている。また、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」の特集やお知らせコーナーを引き続き活用して、写真や図、表を用いた正確でわかりやすい情報発信に努めている。英語版金融庁ウェブサイトについては、トップページを中心により分かりや

すく体系的に整理し、ウェブサイト利用者への利便性の向上を図っている。

2. 政府広報の活用(資料2-8-2参照)

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-8-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第9節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、13年4月 1日施行)に基づく、20年度の開示請求の受付件数は139件となっている。

(2) 主な開示請求

- 20年度に受付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。
- ① 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- ② 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- ③ 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況(20年度)

			開	示	決 定	等		
部局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定			不開示	請求の	翌年度
나 나			全面	一部	小計	決定	取下げ	繰越
			開示	開示	い言し	X Y		
総務企画局	4	34	10	19	29	8	1	0
₩ ★ ₽			1	9	2	1	1	0
検 査 局 	0	5	1	2	3	ı	ı	0
監督局	3	91	14	70	84	4	4	2
小 計	7	130	25	91	116	13	6	2
証券取引等	0	2	0	0	0	2	0	0
監視委員会						_		
公認会計士・	0	7	0	1	1	0	6	0
監査審査会								_
合 計	7	139	25	92	117	15	12	2

- (注1) 本表は、20年4月から21年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」2件については、21年6月30日までに全て決定済。
- (注3) 21 年度における6月30日までの開示請求件数は47件である。
 - ※ うち 16 件は6月 30 日までに決定済。

(3) 不服申立等

20 年度における不服申立受理件数は5件となっている。うち3件は20 年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている(他の2件は20 年度中に裁決・決定済)。

20 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は11 件(前年度からの繰越事案を含む)。 すべて21 年6 月までに裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、17年4月1日施行)に基づく、20年度の開示請求の受付件数は872件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

- 20年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。
- (1) 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- ② 公認会計士試験における本人の点数

開示請求の受付及び処理状況(20年度)

	前左由	門二註北	開示決定			等	±±∙	翌年度
部局		開示請求 の受付	# 開 全面 開示	示 決 : 一部 開示	小計	不開示 決定	請求の 取下げ	繰越
総務企画局	0	4	1	0	1	3	0	0
検査局	0	1	0	0	0	1	0	0
監督局	0	12	2	9	11	0	1	0
小 計	0	17	3	9	12	4	1	0
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士 · 監査審査会	9	855	818	0	818	5	0	45
合 計	9	872	821	9	830	9	1	45

- (注1) 本表は、20年4月から21年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」45件については、21年6月30日までに全て決定済。
- (注3) 21 年度における6月30日までの開示請求件数は121件である。 ※ うち85件は6月30日までに決定済。
- (注4) 1件の開示請求に対して、複数の処理を行っているものがあるため、繰越・受付件数と処理件数は合致しない。

(3) 不服申立等

20年度における不服申立受理件数は2件となっており、20年度中に裁決・決定を行っている。

20 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は7件(前年度からの繰越事案)。すべて21年6月までに裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 文書管理の状況

(1) 金融庁においては、金融庁行政文書管理規則等を踏まえ、行政文書の管理状況についての自主点検・内部監査の実施や、職員の情報管理に関する意識向上のための研修等を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めている。

しかしながら、20事務年度(20年7月~21年6月)において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が4件発生した(メール送信時の不適切な取扱い、行政文書の所在不明など)。このほか、免許申請書関係書類を自主点検した結果、取扱いが不適切であると認められる事例が78件判明した(書類の一部所在不明45件、全部所在不明3件。書類の一部差替えに伴う廃棄30件)。

ただし、上記の事例では、メール送信については、送信先において破棄が確認されているほか、所在不明文書についても外部に漏えいした可能性は極めて低く、二次被害は確認されていない。また、所在不明文書は情報公開法施行以前の文書であり、いずれも現時点で行政上使用しているものではない。

(2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、既に、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を 講じている。

- ① 行政文書の適正な管理にかかる規則等の見直し
- ② メール送信時における取扱いの取りまとめ、注意喚起
- ③ 上記について研修等を含めた職員への指導、周知

【金融庁行政文書管理規則等の改正の概要】

- (i) 整理
 - ア. 行政文書を行政文書ファイルへ編てつする際は、複数者により確認
 - イ. 行政文書ファイルの書誌情報を「行政文書ファイル管理簿」へ登録する際は、 複数者により確認
 - ウ、行政文書ファイルの簿冊数を管理(「行政文書ファイル管理簿」へ記載」)
- (ii) 保存
 - ア. 行政文書ファイルの保存場所を管理(「行政文書保管場所管理簿」の作成)
 - イ、庁内の行政文書の貸出しを管理(「行政文書貸出管理簿」の作成)
 - ウ. 異動時等における「行政文書ファイル管理簿」等の適切な引継ぎ
 - エ. 各課室における行政文書の管理状況等にかかる点検結果の報告を義務付け

(iii)廃棄

・ 行政文書ファイルを廃棄する際は、複数者により確認(「行政文書廃棄管理簿」 の作成)

2. 内部管理体制

(1)教育研修

新規採用者、転入職員及び全職員を対象に情報管理研修を実施(合計11回)。

(2) 自主点検・内部監査

各課室において自主点検(20 年8月、21 年2月、免許申請書関係書類について 21年4~5月)を実施。

また、自主点検後に、監査チームによる監査(20年9月)、フォローアップ監査(21年3月)を実施。

第10節 金融機関等との意見交換

金融庁としては、金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の 予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を 素早く把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルで の意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績(平成20年7月~21年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
110	110	110	4回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	外国損害保険会社
3回	8回	6回	2回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	信託
2回	1回	1回	3回
外資系事業者団体	監査法人	取引所	_
5回	10回	1回	_

第11節 パブリック・コメント手続の実績(資料2-11-1参照)

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続(いわゆるパブリック・コメント手続)が義務付けられている。

当庁においては、20年7月から21年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続39件のほか、任意の意見公募手続8件、計47件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第12節 金融行政アドバイザリー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に 把握収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行 政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、 金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務(支)局に5名配置された金融行政アドバイザリーが、①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。 (参考1)金融行政アドバイザリー委嘱状況

委嘱者数は各財務(支)局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- ① 金融機関の利用者(中小企業経営者等): 17名
- ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 : 16 名
- ③ 消費者団体職員、地方公共団体(消費者相談窓口担当)の職員等 :8名
- ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等: 14名

(参考2) 金融行政アドバイザリーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち 公平かつ率直に意見等を報告できる者及び金融知識の普及活動、金融経済教育、 利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務 (支) 局管轄内に住所あるいは勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ 平成20事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

20年11月~21年2月、財務(支)局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーより金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられた意見等は今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用していくこととしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務(支)局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いたほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いた。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要(資料2−13−1~2参照)

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。平成21年4月1日からは、ナビダイヤルを導入し、全国一律の通話料金で相談等を受け付けることとした。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

- 1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- 2. 金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、担当の業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- 3. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、 企画立案・検査・監督等において活用する。
- 4. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎 に公表する。

Ⅱ 相談等の受付状況(資料2-13-3参照)

20年4月1日から21年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。なお、これとは別に、金融円滑化「大臣目安箱」情報として受け付け、大臣に直接届けられたものがある。

- 1. 総受付件数は 51,640 件となっている。 1 日当たりの平均受付件数は 207 件となっており、19 年度(187 件)に比べ増加している。
- 2. 分野別では、預金・融資等が 15, 290 件 (30%)、保険商品等が 12, 746 件 (25%)、 投資商品等が 16, 166 件 (31%)、貸金等が 6, 395 件 (12%)、金融行政一般・その他 が 1, 043 件 (2%) となっている。
- 3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。
- (1)預金・融資等については、個別取引など融資業務に関する相談等が寄せられてお

- り、受付件数は大幅に増加している。
- (2) 保険商品等については、保険金の支払いに関するもの、保険金請求時等における 保険会社の対応に関するもの等の相談等が寄せられているが、受付件数は減少して いる。
- (3)投資商品等については、証券会社 (第一種業) に関するもの、市場に関するもの、 登録詐称・無登録業者に関するもの等の相談等が寄せられている。なお、20 年 10 ~12 月期は、株式市況等に関する意見など行政に対する要望等が大幅に増加している。
- (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に 関するもの、不適正な行為に関するもの等の相談等が寄せられている。
- 4. また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しており、主な相談事例として紹介する事例を、今までの37事例から、新たに、貸出条件緩和債権の取扱いの変更に関する相談等や未公開株式の取引に関する相談等の事例等を追加して61事例とした。
 - (参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
 - 20年4月1日~6月30日・・・20年7月31日公表 (第12回)
 - 20年7月1日~9月30日 · · · 20年10月31日公表 (第13回)
 - 20年10月1日~12月31日 · · · 21年1月30日公表(第14回)
 - 21年1月1日~3月31日···21年4月30日公表 (第15回)

第14節 政策評価への取組み(資料2-14-1参照)

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (平成13年法律第86号) に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:20年7月~24年3月)
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」(計画期間は21年度より4月~3月の会計年度ベースに変更)

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。 なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等 を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバー とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価
			a十1皿		(RIA)
14 年度	26 件	_	_	_	
17 千汉	(13年度計画に掲げた政策)				
15 左由	27 件	G JH	-	_	
15 年度	(14年度計画に掲げた政策)	6件			
16 年度	36 件	5 <i>I</i> I I	_	_	
	(15年度計画に掲げた政策)	5件			
17 左曲	43 件	7件	1	1件	
17 年度	(16年度計画に掲げた政策)	/ 1 T			
18 年度	28 件	Λ IH	5件	_	
10 平皮	(17年度計画に掲げた政策)	4件			
19 年度	26 件	0./H	3件	_	11 <i>II</i>
	(18年度計画に掲げた政策)	3件			11 件
20 年度	25 件	1 <i>II</i> H	6件	1件	00 IH
	(19年度計画に掲げた政策)	1件			23 件

(参考)

○実績評価:行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する 実績を測定しその達成度を評価するもの。(例:個人投資家の参加拡大)

〇事業評価: 事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例: 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化)

〇総合評価:特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例:「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)

〇規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis):規制の導入や修正に際し、実施

に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成19年10月より評価の実施が義務化された。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価、事業評価及び総合評価について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「活動について」中の「政策評価」を参照。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

- 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
 - 第1節 金融商品取引法等の改正(平成20年6月6日成立)に伴う関係政令・ 内閣府令の整備

I 経緯

我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下、「改正法」)案」が、20年6月6日に成立し、6月13日に公布された。同法においては、我が国金融・資本市場の競争力強化のため、①プロ向け市場の枠組みの整備、②ETF(上場投資信託)の多様化、③証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築、④銀行・保険会社グループ等の業務範囲の拡大、⑤金融商品取引法上の課徴金制度の見直し等の措置が講じられた。

これを受け、改正法の施行に必要な関係政令・内閣府令の整備を行い、

- 1. このうち、③ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る部分を除く部分については、20年12月5日に公布、同年12月12日に施行され、
- 2. ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月23日に公布、同年6月1日に施行された。
- Ⅱ 概要(資料3-1-1~3参照)
 - 1. 関係政令・内閣府令(ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る部分を除く)の概要
 - (1) プロ向け市場の枠組みの創設

改正法では、一般に情報の分析能力やリスク管理能力が高いと考えられるプロの投資家(特定投資家)に参加者を限定した取引所市場を 創設し、公衆縦覧を前提とした法定開示規制に代えて、簡素な情報提供・公表に関する枠組みを設けることとされた。

これを受け、政令・内閣府令では、

- ① プロ向け銘柄の勧誘・取引に係る告知義務、プロ向け銘柄が一般投資家へ転売されることを防止するための転売制限の細目を規定
- ② 有価証券・発行者に関する情報提供の内容・方法について取引所ル

ールにより定める旨を規定

- ③ 取引所が自主規制法人以外に委託できる自主規制業務の範囲等として、上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査等を規定
- ④ プロ向け銘柄に係る有価証券報告書提出義務要件(外形基準)を、「株主500人以上」から「特定投資家以外の株主数1000人以上に」緩和等の措置を講じた。

(2) ETF (上場投資信託) の多様化

改正法では、利用者利便向上の観点から、ETFの多様化に係る措置として、商品現物と交換可能な投資信託の導入等を行うこととされた。

これを受け、政令・内閣府令では、ETFの主たる投資対象に金などの商品現物・先物を追加するほか、ETFと現物交換できる対象として、商品市場に上場されている商品を追加する等の措置を講じた。

(3)銀行・保険会社グループ等の業務範囲の拡大

改正法では、企業再生(地域再生)の一層の推進等の観点から、銀行等・保険会社グループの議決権保有制限の例外措置を拡充(現行のベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加)するほか、銀行・保険会社本体に対する投資助言業や排出権取引の解禁等を行うこととされた。

これを受け、政令・内閣府令では、以下のような措置を講じた。

- ① 議決権保有制限の例外となる会社の範囲を規定
 - ・ 事業再生を行う会社として、中小企業の新たな事業活動の促進 に関する法律上の「経営革新計画」の承認を受けている会社等 を規定
 - ・現行のベンチャービジネス会社について、要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大
- ② 銀行・保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲として、実質的に与信と同視すべきイスラム金融を解禁
- ③ 銀行・保険会社本体に対し、排出量の取得・譲渡等の取引を解禁

(4) 課徴金制度の見直し

改正法では、公正・透明で信頼性のある市場の構築の観点から、課 徴金の金額水準を引き上げるとともに、新たに課徴金の対象範囲を拡 大することとされた。

これを受け、政令・内閣府令では、違反者の密接・特殊関係者の計

算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして課徴金の対象とする規定に関し、「違反者の密接・特殊関係者」として子会社、親族等を規定する等の措置を講じた。

(5) その他の主な改正事項

その他、インサイダー取引規制の軽微基準の見直しとして、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準(純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満)を新設する、課徴金に係る審判手続の見直しとして、第1回審判期日前における証拠開示規定を追加する等の措置を講じた。

また、株券等(プロ向け銘柄を除く)に係る有価証券報告書提出義務要件(外形基準)を、「株主 500 人以上」から「株主数 1000 人以上に」緩和する等の改正を行った。

- 2. ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築に係る 政令・内閣府令の概要
- (1) 利益相反管理体制構築の具体的内容の規定

改正法では、証券会社・銀行・保険会社等に対して、自社又はグループ会社による取引に伴って顧客の利益が不当に害されることがないよう、適正な情報の管理と適切な内部管理体制を整備するよう義務付けることとされた。

これを受け、政令・内閣府令においては、利益相反管理体制の整備が求められる業者の範囲やグループ会社の範囲等の細目について規定するとともに、顧客の利益が不当に害されることのないように業者がとるべき必要な措置について定めた。

(2) 顧客に関する非公開情報の授受制限の見直し

グループ内での法人顧客に関する非公開情報の共有について、顧客 の事前同意を不要とし、不同意の場合に共有を制限する(オプトアウト)こととする措置を講じた。

また、内部管理目的での顧客情報の共有について、当局の事前承認 が必要とされていたが、これを不要とすることとした。

(注)個人顧客に関する非公開情報の共有については、引き続き顧客 の事前同意 (オプトイン) が必要。

(3)銀行等の優越的地位の濫用の禁止

証券会社・保険会社に対し、グループ銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約・保険契約の締結・勧誘等を行

- うことを禁止する措置を講じた。
- (注)銀行に対しては、既に銀行法により、銀行の取引上の優越的地位を不当に利用してグループ会社に取引を行わせることを禁止している。

(4) 主幹事引受制限の緩和

証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則禁止されていたが、当該禁止の例外として、以下の要件を満たす他の引受証券会社が株券の発行価格の決定プロセスに関与している場合を追加した。

- ① 引受幹事会社として登録されていること
- ② 引受業務につき十分な経験を有すること
- ③ 資本・人的関係において独立性を有すること

なお、証券会社が、グループ法人の発行する有価証券の引受主幹事会社となった場合には、当該有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書等において、発行者と引受主幹事会社の関係及び発行価格決定方法・手続の内容等について記載を義務付ける措置を講じた。

第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年6月17日成立)について

I 経緯

グローバルな金融市場の混乱の中で、各国が国際的に連携し、金融システムの安定に 全力を尽くすとともに、金融危機の再発防止、金融システム強化を強力に推進すること が急務となっている。同時に、我が国においては、少子高齢化社会が到来する中で、経 済の持続的な成長を確保し、国民の資産形成に資するため、我が国金融・資本市場の競 争力強化についても引き続き不断に取り組んでいく必要がある。

このため、公正・透明で、かつ、多様で利便性の高い市場インフラを整備することに よって、信頼と活力ある金融・資本市場を構築していくことが喫緊の課題である。

このような状況の下、20年10月以降、金融審議会金融分科会第一部会において8回、第一部会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、開示諸制度の見直しについて5回、第一部会・第二部会の合同会合において金融分野における裁判外紛争解決制度について3回にわたり審議が行われた。その結果、同年12月9日に「金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告ー開示諸制度の見直しについてー」が、12月17日に、「金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある市場の構築に向けて~」及び「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」が取りまとめられた。

また、19 年 12 月 21 日に策定・公表された「市場強化プラン」では、「取引所の相互 乗入れのための枠組みの整備」について、「平成 20 年中を目途に検討を進め、その後、 すみやかな実現を図る」と明記されているほか、20 年 11 月 15 日にワシントンで開催さ れた金融・世界経済に関する首脳会合において、格付会社に対する強力な監督を実施し ていくことや、登録制を導入すること等について合意した。

金融庁は、これらの報告・合意及び「市場強化プラン」を踏まえ、信頼と活力ある金融・資本市場の構築のために必要な制度整備を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を21年3月6日に国会に提出した。本法案は、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の審議を経て、同年6月17日に可決・成立し、同年6月24日に公布された。

なお、衆議院財務金融委員会(同年4月22日)及び参議院財政金融委員会(同年6月16日)において、附帯決議が付されている。

Ⅱ 概要(資料3-2-1~3参照)

金融商品取引法等の一部を改正する法律は、信頼と活力ある金融・資本市場の構築のために必要な制度整備を行うものであり、①信用格付業者に対する規制の導入、②金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設、③特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し、④有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務の導入、⑤金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ、⑥開示規制の見直し等の措置を講じるものである。

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 信用格付業者に対する公的規制の導入

- (1) 信用格付業者に対する登録制の導入
 - ① 信用格付業を行う法人等は、登録を受けることができることとした。
 - ② 登録拒否事由として、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人等を規定し、登録手続等について所要の規定を整備することとした。

(2) 信用格付業者の業務に関する規定の整備

- ① 信用格付業者並びにその役員及び使用人は、独立した立場において公正かつ誠実 にその業務を遂行しなければならないこととした。
- ② 信用格付業者について、信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、利益相反防止等の業務の執行の適正を確保するための措置を含む業務管理体制の整備を義務付けることとした。

(3) 信用格付業者に関する監督規定等の整備

信用格付業者に対する報告徴取・立入検査、業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の監督に関する所要の規定を整備することとした。

(4) 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限

金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、登録を受けた信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、登録を受けていない旨等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならないこととした。

2. 指定紛争解決制度の創設

(1) 指定紛争解決機関との契約締結義務等

金融機関は、指定紛争解決機関が存在する場合には、指定紛争解決機関との間で 手続実施基本契約を締結する措置を、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦 情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこととした。

(2) 紛争解決機関に対する指定制の導入

主務大臣による紛争解決機関の指定制度を設けるとともに、一定の事項を含む指定要件、指定に当たっての法務大臣への協議その他の所要の規定を整備することとした。

(3) 指定紛争解決機関の業務に関する規定の整備

① 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務に係る業務規程を定めることとし、業務規程の変更には主務大臣の認可を受けることとした。

- ② 指定紛争解決機関は、加入金融機関の顧客から苦情の解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、事情を調査するとともに、金融機関に対し、苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならないこととした。
- ③ 指定紛争解決機関は、当事者より紛争の解決の申立てを受けたときは、紛争解決 委員を選任するものとし、当該紛争解決委員は、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停をすることができることとした。

(4) 指定紛争解決機関の監督に関する規定の整備

主務大臣による指定紛争解決機関に対する報告徴取、立入検査、業務改善命令、 業務の休廃止に係る認可、指定の取消し及び業務改善命令等に当たっての法務大臣 への協議その他の監督に関する所要の規定を整備することとした。

- 3. 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し
 - ① 特定投資家から一般投資家への移行の効果(現行は一年)を、顧客の申出があるまで有効にすることとした。
 - ② 一般投資家から特定投資家への移行の効果は、引き続き一年とするが、それ以前でも申出により一般投資家に戻ることができることとした。
- 4. 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入 有価証券店頭デリバティブ取引について、有価証券関連業を行う第一種金融商品取 引業者を相手方として行う取引等を除き、分別管理の対象とすることとした。
- 5. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
- (1)金融商品取引所による商品市場の開設 株式会社金融商品取引所は、認可を受けて商品市場の開設を行うことができることを明確化することとした。
- (2)金融商品取引所と商品取引所のグループ化
 - ① 金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、認可を受けて商品取引所を子会社として保有できることを明確化することとした。
 - ② 商品取引所及び商品取引所持株会社は、金融商品取引所を金融商品取引法上の認可を受けることなく子会社として保有できることとし、監督上の処分等の所要の規定を整備することとした。
 - ③ 金融商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社は、金融商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、その子会社全般の適切な経営管理に努めなければならないこととした。

6. 開示規制の見直し

(1)「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し等(第4節「ディスクロージャー制

度の充実・運用」参照)

- 「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することとした。
- ② 既に発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、適格機関投資家のみを相手方として行う場合であって当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないもの、少人数の者を相手方として行う場合であって当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないもの等は「有価証券の売出し」に該当しないこととした。これらの場合には、その相手方に対し当該売付け勧誘等について届出が行われていない旨等を告知することを義務付けることとした。

(2)発行登録制度の見直し

発行登録制度における発行登録書の記載事項として、「発行予定額」の記載に代えて、「発行残高の上限」を記載することができることとした。

7. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とした。

- ① 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る規定のうち、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下「改正商品取引所法」という。)の施行を前提とした規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日又は改正商品取引所法の関連規定の施行の日のいずれか遅い日
- ② 無登録業者による格付を利用した勧誘の制限に係る規定及び金融機関による指定 紛争解決機関との契約締結義務等に係る規定 公布の日から起算して1年半を超え ない範囲内において政令で定める日

第3節 市場強化プラン (Better Market Initiative) について (資料3-3-1~3参照)

I 基本的な考え方

少子高齢化が進展する中で、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民の 資産形成に資するためには、我が国金融・資本市場において、

- ① 約1,500 兆円の家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
- ② 内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが必要である。

このためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっている。

今般のグローバルな金融市場の混乱においては、証券化をはじめとする新 しい金融技術が普及する中で、金融機関がそのリスクを適切に管理できなか ったことなどにより、金融市場が混乱に陥ったことが指摘されているが、我 が国経済の発展に資するような健全な投資や金融仲介機能の適切な発揮自 体は引き続き重要である。

今般の金融市場の混乱及びそれがもたらす教訓を十分に踏まえつつ、今後とも、市場の公正性・透明性を確保しながら、多様で利便性の高い世界に通用する市場インフラの整備を行っていくことが必要である。

Ⅱ 進捗状況

19年12月 「市場強化プラン(Better Market Initiative)」を策定・公表 20年6月 20年金融商品取引法等の一部改正法成立

- ① ETF (上場投資信託) の多様化
- ② プロ向け市場の枠組み整備
- ③ 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築
- ④ 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大
- ⑤ 金融商品取引法上の課徴金制度の見直し 等

⇒20年12月 20年金融商品取引法等の一部改正法施行(上記③を除く部分)

⇒21年6月 20年金融商品取引法等の一部改正法施行(上記③の部分)

20年6月 「市場強化プラン (Better Market Initiative) の進捗」を公表 21年6月 21年金融商品取引法等の一部改正法成立

- ① 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
- ② 格付会社に対する公的規制の導入
- ③ 金融ADR制度の創設 等
- 21年6月 金融審議会・我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」公表

第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家、発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、適時に開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような開示諸制度の整備を進めている。

1. 金融審議会金融分科会第一部会報告

金融審議会金融分科会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループでは、平成20年10月22日から開示諸制度の見直しとして、①「発行登録制度」の見直し、②「目論見書制度」の見直し、③「有価証券の売出し」概念の見直しについて議論が行われた。その結果は「金融審議会金融分科会第一部会報告~信頼と活力ある市場の構築に向けて~」として、同年12月17日公表された。同報告における提言の概要は以下のとおりである。このうち「有価証券の売出し」概念の見直し及び「発行登録制度」の見直しについては金融商品取引法等の一部改正法に盛り込み成立したところであり(第2節及び第4節2.参照)、「目論見書制度」の見直しについても、検討を進めているところである。

(1) 「有価証券の売出し」概念について

有価証券取引がクロスボーダー化、複雑化、多様化している中で、「有価証券の売出し」に係る「均一の条件」と「50名以上」という要件により、「有価証券の売出し」に該当すると法定開示が必要となり、該当しなければ情報提供は不要という二者択一的な情報開示のあり方について改善すべきである。このため、投資者が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示するとする法定開示制度の趣旨に照らし、有価証券取引の実務を踏まえ、「有価証券の売出し」概念の見直し及びこれに伴う規制の柔構造化を行うべきである。

(2) 「発行登録制度」について

発行登録制度の周知性の要件については、格付の公的利用のあり方等について検証を行うとの国際的な合意を踏まえ、格付以外の要件に見直すべきである。 発行登録制度の利便性の向上のため、発行登録書の記載事項として、「発行予 定額」に代えて「発行残高限度額」を選択できるようにするなどの制度整備を 行う。

(3) 「目論見書制度」について

投資信託証券に係る目論見書のうち、「交付目論見書」について、投資判断 に重要な情報が投資者に理解できるよう、分かりやすく簡潔に記載されたもの とすることにより、投資者が利用しやすいものとすべきである。また、「請求 目論見書」については、発行者、販売会社のコスト軽減、ひいては投資者の利益拡大を図るため、投資者への電子交付手続の簡素化等を図るべきである。

2. 金融商品取引法等の一部を改正する法律

前述の金融審議会金融分科会第一部会報告での提言を踏まえ、「有価証券の売出し」定義の見直し及び社債等の発行登録制度の見直しが「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれ、21年3月6日に第171回通常国会に提出され、同年6月17日に成立し、同月24日に公布された。同法においては、「有価証券の売出し」定義が見直され、有価証券の性質(主要国の国債、主要海外市場の上場有価証券、その他)や投資家の属性(適格機関投資家のみ、多数の一般投資家)に応じ、①法定開示、②簡易な情報提供、③開示免除とする3種類の開示規制を整備する等の制度整備を行った。

具体的な改正内容は、以下のとおりである。

- (1)「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することとし、既に 発行された有価証券の売付け勧誘等のうち、適格機関投資家のみを相手方とし て行う場合であって当該有価証券が適格機関投資家以外の者に譲渡されるお それが少ないもの等は「有価証券の売出し」に該当しないこととした。
- (2)金融商品取引業者等が行う外国で既に発行された有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができることその他の要件を満たすもの(以下「外国証券売出し」という。)については、当該有価証券の売出しに関し届出をしているものでなくても行うことができることとした。
- (3)金融商品取引業者等は、外国証券売出しを行う場合には、当該有価証券及び当該有価証券の発行者に関する情報を、その相手方に提供し、又は公表しなければならないこととした。
- (4)発行登録制度における発行登録書の記載事項として、「発行予定額」の記載に代えて、「発行残高の上限」を記載することができることとした。

Ⅱ 内部統制報告制度の円滑な導入に向けた取組み

金融商品取引法に基づき、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の「評価」と監査人の「監査」を義務づける内部統制報告制度が、20年4月1日以後開始する事業年度から導入された。

内部統制報告制度の円滑な導入に向けては、以前より対応を図ってきたところであるが、20事務年度においては新たに以下のような対応を行った。

1. Q&Aの再追加(資料3-4-1参照)

19年10月1日に公表した「内部統制報告制度に関するQ&A」(20問)に、質問・回答(47問)を追加し、20年6月24日に公表したが、最初に内部統制報告書を提出することになる3月決算会社の内部統制報告書の作成に向け、内部統制報告書の記載内容の例示を含む新たな質問・回答(24問)を21年4月2日に追加公表した。

2. 中小企業向け内部統制報告制度相談・照会窓口の設置

企業、監査人等からの相談・照会に対応するため、20 年4月 16 日に、日本公認会計士協会、(社)日本経済団体連合会との間で共同の相談・照会窓口を設置した。また、21 年2月6日に、中小企業のみを対象とする相談・照会窓口が独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置され、金融庁とも協議等を行うこととなった。

3. 内部統制府令ガイドラインの改正

21 年 3 月 24 日に、内部統制府令の取扱いに関する留意事項(内部統制府令ガイドライン)を改正し、内部統制報告書の記載内容等の明確化を行った。

4. 今後の対応(資料3-4-2参照)

提出された内部統制報告書の内容の分析など、今後、適時に同制度のレビューを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討することとしている(市場強化プランにも明記)。

Ⅲ EDINET(電子開示システム)再構築後の運用状況等

18年3月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL(財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語)の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20年3月17日に新システムが稼動した。

また、XBRLは、20年4月1日以後に開始する事業年度から導入された四半期報告書の財務諸表から提出が開始されている。これに伴い、20事務年度のEDINETへのアクセス件数は、月約400万件(平均)、XBRLによる財務諸表のダウンロード件数は月約20万件(平均)になっている。

EDINETの高度化への取組みとして、「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のため、21年度におけるシステム開発の予算が措置された。

さらに、XBRLの国際的共通化を推進するため、当庁、米国証券取引委員会(SEC)、国際会計基準委員会財団(IASCF)の三者間において、タクソノミ構造の主要な差異について議論を行い、一致させていくことを確認した。

IV 公認会計士等に対する監督等

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、虚偽のある財務書類について故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳正な処分を行うなど、適正な監督に努めてきた。

20 事務年度の公認会計士法に基づく処分等は次のとおり。

① 20年7月 公認会計士2名 それぞれ業務停止2年

公認会計士1名 業務停止9ヶ月

公認会計士1名 業務停止6ヶ月

② 20年10月 監査法人1法人 業務の一部の停止1ヶ月

公認会計士2名 それぞれ業務停止3ヶ月

③ 21年3月 監査法人1法人 業務の一部の停止1年、業務改善命令

④ 21年6月 公認会計士1名 業務停止3ヶ月

上述の処分等のほか、公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告を踏まえ、 監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、20 年 10 月に監査法人 1 法人に 対して業務改善指示を行うとともに、改善の進捗状況についてフォローアップを行った。

また、20年4月から施行された改正公認会計士法において、我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の監査証明業務を行う外国監査法人等について、金融庁への届出義務が課されるとともに、指示、報告徴収、立入検査等の制度が整備された。これに伴い、20年3月に「外国監査法人等の届出制度に関するFAQ」を公表し、20年12月には質問項目を追加し更新した。21年6月、金融庁及び公認会計士・監査審査会は外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定めていくため、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」を取りまとめて公表した(21年7月まで意見募集)。

さらに、公認会計士試験合格者等を取り巻く現状について、経団連、全銀協、日 証協、生保協会、損保協会及び公認会計士協会と意見交換を行い、試験合格者や公 認会計士の育成と活動領域の拡大を進めるための議論を行った。

(参考)

・公認会計士の登録数 : 19,016 名 (21 年 6 月末現在)・監査法人の数 : 192 法人 (21 年 6 月末現在)

第5節 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

I. 経緯

外国為替証拠金取引(FX取引)については、外国為替証拠金取引業者(FX取引業者)が破綻し、その結果、顧客から預託を受けた証拠金の返還に支障が生じた事例もあった。また、平成21年4月24日に、証券取引等監視委員会から、金融庁に対し、外国為替証拠金取引業者に対する規制のあり方について、建議がなされた。

これを受け、同年4月28日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を 改正する内閣府令(案)」についてパブリックコメントに付し、7月3日に公布・ 施行した。(資料3-5-1)

- (注) 証券取引等監視委員会の建議の具体的内容
 - ① 区分管理の方法の見直し
 - ② ロスカットルールの制定
 - ③ 適切な保証金の預託
 - ④ 登録申請時の徴求書類等の見直し

Ⅱ. 概要

FX取引について、利用者保護の充実を図るため、以下の措置を講じた。

- ① 現行、投資家から預託を受けた証拠金の区分管理方法として、預貯金、金 銭信託、カバー取引先への預託等が認められていたが、投資家への返還を確 実にするため、区分管理方法を金銭信託に一本化
- ② FX取引業者のリスク管理強化等を促すため、ロスカットルール(相場急変時の取引停止措置)の整備・遵守の義務付け

なお、同時に監督指針において、以下を整備した。

- ③ 低スプレッド取引を提供する業者に関して、勧誘・説明態勢やリスク管理 態勢に関する監督上の留意事項等を明確化
- ④ 新規に登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化
 - (注) さらに、上記改正に加え、個人等を相手方とするFX取引等について、店頭取引・取引所共通の証拠金規制を導入するため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等」を 21 年5月 29 日 (金) から6月 29 日 (月) までパブリックコメントに付した(資料3-5-2)。

改正案の具体的内容は以下のとおり。

FX取引については、最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展してきており、

- ① 顧客保護(ロスカットルールが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ)
- ② 業者のリスク管理(顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)
- ③ 過当投機
- の観点から問題があると考えられた。

以上を踏まえ、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とするFX取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する。(準備期間等を考慮し、公布から概ね1年後に施行する予定。ただし、施行後概ね1年後までは2%以上とする経過措置を講じることとする。)

第6節 その他金融・資本市場等に関する各種施策

I 株式市場の安定化に向けた主な取組み(資料3-6-1~4参照)

「第1部第2章第2節 世界的な金融危機への対応」における施策のうち、株式市場の安定化に向けた制度面からの取組みの詳細は以下のとおりである。

1. 自社株買い規制の緩和

上場企業による自社株取得については、相場操縦を防止する観点から、内閣府令により、以下の4つの規制が設けられている。

- ① 1日の買付数量の上限:直近4週間の1日当たり平均売買高の25%
- ② 買付時間:取引終了時刻の直前30分は禁止
- ③ 買付価格:直近の売買価格を上回らない価格
- ④ 証券会社数: 1日1社の証券会社のみを通じた買付け 我が国株式市場の状況にかんがみ、上場企業が自己株取得を円滑に行うことができ るよう、①1日の買付数量の上限及び②買付時間に係る規制を緩和した(平成20年10月14日から当面年内の時限的措置として実施。その後、21年7月31日まで延長。)。 具体的内容は以下のとおりである。
- ① 1日の買付数量の上限

直近4週間の1日平均売買高の25%を上限として自己株券の買付けを行うこととされているが、これを100%に引き上げることとする。

② 買付時間

金融商品取引所の取引終了時刻の直前 30 分間以外の時間に自己株券の買付けを行うこととされているが、これを適用しないこととする。

2. 空売り規制の強化等

我が国においては従来から、すべての上場株式について、以下のような空売り規制 が設けられてきた。

① 明示·確認義務

売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認を取引者等に義務付け

② 価格規制

原則、金融商品取引所が公表した直近の価格以下での空売りを禁止

これらに加えて、20年秋以降、以下の措置を講じている。

ア、取引所による空売り情報開示の拡充

市場の透明性を確保し、市場監視にも資する観点から、各取引所に対して、取引所が行っている空売りに係る情報開示の充実を要請した(20年10月14日)。 具体的には、従前は、取引所は全銘柄合計の空売り状況(売買代金)を月次で公表していたが、全銘柄合計及び業種(33分類)別の空売りの売買代金を日次で公表する方向で情報内容を拡充するよう、各取引所に要請。 イ. 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止

株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動き等を踏まえ、受渡し不履行の防止等の観点から、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り (Naked Short Selling) を禁止した (金融商品取引法施行令等を改正。20年10月30日から当面年度内の時限的措置として実施。その後、21年7月31日まで延長。)。

ウ. 一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所 への報告の義務付け、及び取引所による当該情報の公表

株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動き等を踏まえ、市場の透明性の確保等の観点から、一定規模(発行済株式総数の原則 0.25%)以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告及び取引所による当該情報の公表を義務付けた(金融商品取引法施行令等を改正。20 年 11 月7日から当面年度内の時限的措置として実施。その後、21 年7月 31 日まで延長。)。

3. 銀行の株式保有制限の弾力的運用

銀行による株式保有の額は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成 13 年法律第 131 号)により、自己資本のうち基本的項目(いわゆるティア 1 自己資本)の額を超えるものとなってはならないこととされているが、同法において、株式の市場価格の上昇その他の予見し難い事由がある場合には、当局の承認を得て、例外的に基本的項目の額を超えた額の保有が認められている。

20 年秋の金融資本市場の混乱を受けた市場環境にかんがみ、株式保有額がティア 1 自己資本の額を超えた場合であっても、承認により保有を認めることとした(20 年 10 月 27 日)。

Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き

1. 金融商品市場に関する免許について

21年5月29日、株式会社「TOKYO AIM」(免許取得後、「株式会社TOKYO AIM取引所」へ変更。)に対し、金融商品取引法第80条第1項の規定に基づき、金融商品市場開設の免許を付与した。

「TOKYO AIM取引所」は、20年6月に成立した金融商品取引法の一部改正法(同年12月施行)において枠組みが整備された、直接の市場参加者をプロ投資家(特定投資家)に限定するプロ向け市場である。なお、「株式会社TOKYO AIM取引所」は、東京証券取引所グループ(51%)とロンドン証券取引所(49%)の共同出資によって設立された。

2. 大阪証券取引所及びジャスダック証券取引所について 大阪証券取引所は、公開買付けにより、ジャスダック証券取引所株式 761,000 株 (76.1%) を取得し、20年12月、同取引所を子会社化した。 両取引所においては、21年9月にシステム統合を予定している。

3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた取組み

東京証券取引所では、20 年度の最重点課題として、「上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備」を掲げ、有識者等から成る「上場制度整備懇談会」において、コーポレート・ガバナンス向上に向けた取組みについて検討を行った。

21 年4月、「上場制度整備懇談会」において、東証における制度整備の方向性に関する提言として、「安心して投資できる市場環境等の整備に向けて」が公表され、東証では、その提言内容等を踏まえ、第三者割当や株式併合等に関する対応など、コーポレート・ガバナンス向上に向け、所要の上場制度整備を行うこととし、実施に向けての取組みを行っている。

Ⅲ 証券決済システム改革の取組み

1. 経緯

元年のG30の勧告(注1)を契機に、証券決済の重要性が国際的に認識されるようになり、各国で決済リスクの削減に向けた取組みが進展した。我が国においては、証券決済取引のグローバル化の下で証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題であるとの認識から、金融審議会において12年6月27日に答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」が出されるなど、証券決済システム改革に取組んできた。

金融庁としては、法務省や財務省等の関係省庁とともに、13年の「短期社債等の振替に関する法律」によりCPについて、14年の「証券決済制度等の改革による証券市場整備のための関係法律の整備等に関する法律」(注2)により社債、国債や投資信託受益権等について、16年の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「株式等決済合理化法」という。)

- (注3)により株式等について、振替制度の整備を行うことによって、有価証券の種類をまたがる統一的な振替制度の整備を推進してきたところである。(注4)
 - (注1) G30 (Group of Thirty) とは、世界の有識者からなる、国際金融・経済問題に関する提言等を行う非営利のシンクタンクである。このG30 が「世界の証券市場における清算および決済システム」という勧告を元年に公表して、世界的な反響を呼んだ。
 - (注2) 同法により、「短期社債等の振替に関する法律」が「社債等の振替に関する法律」に改正された。
 - (注3) 同法により、「社債等の振替に関する法律」が「社債、株式等の振替に関する 法律」に改正された。

- (注4) このうち、国債は15年1月から、CPは15年3月から、社債等は18年1月から、投資信託受益権は19年1月から、上場投資信託受益権(いわゆるETF)は20年1月から、株式等は21年1月から振替制度が稼働した。
- 2.20年度の措置状況等(株式等振替制度(株券電子化制度)の実施)

株券電子化は、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券会社等の口座において電子的に行うという制度改革であり、株主等の市場関係者にとって安全性、効率性、利便性の向上をもたらすものである。

金融庁では、株券電子化制度の円滑な実施に向けて財務局など関係者と連携し、証券保管振替機構、証券会社等における業務手順の整備及びシステム開発状況などのモニタリングやテレビ、ラジオ、新聞等による広告、リーフレットの配布、説明会の開催など、株主、上場会社、金融機関等に対する広報周知活動などの取組みを実施した。このような取組みを踏まえ、金融庁では、施行日を21年1月5日とする「株式等決済合理化法の施行期日を定める政令」を公布し、株券電子化制度を実施した。

- Ⅳ 会計基準・監査における国際的動向への対応
 - 1. 会計基準における国際的動向とわが国の対応
 - (1) 欧州における会計基準の同等性評価

欧州連合(EU)は、EU指令に基づき、域内に上場する域外企業の連結財務 諸表に対して2009年1月より、国際会計基準又はこれと同等の基準の適用を義務 付けることとし、このため、欧州委員会(EC)は、2004年6月から、日・米・加 の各会計基準について国際会計基準との同等性評価を開始した。

金融庁は、ECや欧州証券規制当局委員会(CESR)等と協議を進め、2006年11月より、ECとの間で、会計基準の進捗状況等を定期的にモニターする「会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合」の開催等、わが国の企業会計基準委員会(ASB)と国際会計基準審議会(IASB)との間のコンバージェンスの取組み等についてECと共同でモニタリングを行ないつつ、双方の市場の開放性の維持に努めてきた。

こうした関係者の努力もあり、2008 年 12 月には、ECにより、日本、米国の会計基準について、EUで採用されている国際会計基準(IFRS)と同等と認める決定が行なわれた。これにより、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能となり日EUの市場の開放性が確保された。(資料3-6-5参照)

(2) コンバージェンスに向けた取組みとIFRS採用へ向けた動き 2002年10月、「ノーウォーク合意」に基づき、IASBと米国財務会計基準審 議会(FASB)はコンバージェンスに向けた取組みを開始した。両者は2006 年2月に2008年までのコンバージェンスに向けた覚書(MOU)を公表、2008年9月に、このMOUを更新すると公表した。この更新によると、両者は2006年のMOUのステータスの確認を行い、残る主要なコンバージェンスプロジェクトについては、2011年までに完了させるとの明確な時期を示している。

我が国のASBJにおいては、2005年3月からIASBとの間で会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを行なってきている。2008年9月、ASBJとIASBはロンドンで会合を開催し、両者のコンバージェンスがプロジェクト工程表に基づいて予定通りに進んでいることを確認し、2008年12月にはASBJが「東京合意」(2007年8月)に示された短期コンバージェンス項目の終了を公表した。両者は、2009年3月にも、東京においてコンバージェンスの進捗を確認する会合を開催した。

IFRSは現在100を超える国・地域によってその利用が強制、または容認されている。2008年11月、米国証券取引委員会(SEC)は2014年より自国のSEC登録企業にIFRS使用を義務づけることの是非について、2011年に決定するというロードマップ案を公表し、コメントの募集を行なった。このコメントは2009年4月に締め切られた。

我が国における I FRSの採用については、2009 年6月に企業会計審議会・企 画調整部会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」が 決定され、国際会計基準の適用に向けた一定の方向性が示されるに至った。(第5 章第3節「企業会計審議会」参照)

(3)世界的な金融危機への対応

世界的な金融危機を受け、G20「金融・世界経済に関する首脳会合」会合(2008年11月・米国ワシントンDC、2009年4月・ロンドン)、及び金融安定化フォーラム(FSF、後に金融安定理事会(FSB)へと改組)等において、会計基準設定主体に対し、金融商品の評価、連結、引当等に関する基準の改善、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するための規制当局との協働や基準設定主体のガバナンス改革に関する勧告が行なわれた。(資料3-6-6参照)

我が国においても、ASBJを中心にグローバル・コンバージェンスの観点から会計基準に関する検討が行なわれ、2008年10月には、FASB、IASBの動きに対応する形で、公正価値測定の明確化に関する指針(実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」)を公表、同12月には、債権の保有区分の変更に関する指針(実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」)を公表した。

金融庁は、国際的な知見を持つシニアリーダーから金融危機に関して意見を求めるためにIASBとFASBが共同で時限的に設置した金融危機諮問グループ(FCAG)にオブザーバー参加し、2009年1月から5月まで毎月一回の会合に出席、金融商品の会計基準に関する議論を中心とした幅広い分野への議論に参加してきた。FCAGは2009年7月に報告書を公表する予定としている。(資料3-6-7参照)

(4) 基準設定主体のガバナンス強化

上記のG20の勧告を受けたIASBのガバナンス改善については、IASBの母体である国際会計基準委員会財団(IASCF)に対するモニタリング・ボードの設置に向け、金融庁、SEC、ECを中心に精力的に作業が進められ、2009年1月にIASCF評議員会会合での承認を経て、設置が正式に公表された。

2009 年4月、モニタリング・ボードとIASCF評議員会との初回会合がロンドンで開催され、2008 年IASCF年次報告書のレビュー、IASCFの資金調達活動、評議員選任プロセス、新興市場におけるIFRS採用、金融危機対応等のテーマについて、活発な意見交換が行われた。同会合には、ハンス・フーガーホーストIOSCO専門委員会副議長(オランダ金融市場庁長官)、ギレルモ・ラレインIOSCO新興市場委員会議長(チリ証券保険監督局委員長)、丸山純一金融庁国際担当審議官、メアリー・シャピロ米SEC委員長が参加し、オブザーバーとして、シルヴィ・マテラ仏中銀局長(BCBS代表、同会計タスクフォース議長)が参加した。ECも定款等に未署名ながら、チャーリー・マクリービー域内市場サービス担当委員が参加した。なお、合同会合に先立って行われたモニタリング・ボードの会合において、フーガーホースト氏が初代議長に選任された。(資料3-6-8参照)

2. 監査に関するわが国の対応と国際的動向

(1) 外国監査法人の届出制度

外国監査法人の届出制度が、2008年4月から施行され、外国監査法人等は、我が国において開示される財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ金融庁に届出を要することとなった。

金融庁は、各国当局との二国間協議や、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)といった多国間協議において制度の説明等を行ったほか、ホームページにおいて、英文でのFAQの公表を行った。

また外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続きや留意事項を定めるため、2009年6月12日、公認会計士・監査審査会と共同で、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方(案)」を公表し、パブリックコメントを行った。(コメント期限: 2009年7月13日)

(2) EUによる監査の同等性評価等への対応

EUでは2006年6月に法定監査指令が採択された。同指令は、域内市場に上場する域外国の企業の監査を行う域外国の監査事務所等についても、各EU加盟国の所管当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該域外国において、EU指令に定められているものと「同等」の監督体制に服することを求める方針で、ECは、現在、同等性評価の作業を進めている。

2008 年8月、ECは、法定監査指令に基づく域外国の監査事務所等の登録義務の 経過措置に関する欧州委員会決定を公表した。当該経過措置は、日本を含む30ヵ国 の監査事務所等が、EU加盟国当局に対し、監査事務所等の名称・住所・法的形態や、監査に適用される監査基準・監査人の独立性要件等の情報を提供している場合、 法定監査指令に基づく登録を2010年7月まで免除することとしている。

2009年1月、ECは、日米加の監査監督当局をEU域内の監査法人の監査調書等を送付することのできる域外国当局として指定することを提案する決定案を公表した。しかし2009年2月、米国との情報交換の議論が進まないことを理由として、ECは上記決定案を取り下げる旨を公表した。

金融庁は、これまで、日EU金融ハイレベル協議等を通じ、監査人監督のあり方等について、欧州委員会等との協議を進めてきている。

(3) 国際監査基準 (ISA) への対応

世界の会計士団体の国際組織である国際会計士連盟(IFAC)は、国際的な監査基準である国際監査基準(ISA)等の基準設定活動を行っている。IFACにおける基準設定活動のデュープロセスの監視や事後評価を行う組織として「公益監視委員会(PIOB: Public Interest Oversight Board)」が設置されており、我が国からは、北村歳治氏(早稲田大学教授)がメンバーとして出席している。

ISAの設定を行う国際監査・保証基準審議会(IAASB)には、企業会計審議会より五十嵐委員がオブザーバーとして出席している。IFACは、2009年3月、明瞭性プロジェクト(注)の完了を公表した。

(注) 明瞭性プロジェクト: I S A において、監査人による必須の手続きと任意の 手続きの書き分けが従来不明確であったため、これを明確化するとともに、基 準の構成を見直すプロジェクト。

明瞭性プロジェクトの完了を受け、証券監督者国際機構(IOSCO)は、2009年6月、クロスボーダーでのISAの受入の推奨と、自国基準策定の際のISAの検討に関する「国際監査基準に関する声明」を公表した。同月、ECは、「ISAの採用に関する協議資料」を公表した。また金融庁においても企業会計審議会において、ISAへの対応についての検討を開始した。

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 金融仲介機能の強化に向けた取組み

I 金融機能強化法の活用・改善

1. 経緯

グローバルな金融市場の混乱を受け、景気が急速に悪化する中、平成20年10月14日、「G7行動計画を具体化するための措置の一環として、地域金融の円滑化の観点から、金融機能強化法の強化・活用により、地域金融機関による中小企業金融の円滑化を図ることを早急に検討する。」との中川財務・金融担当大臣談話が発表された。

これを踏まえ、金融庁は、国の資本参加の申請期限の延長、制度の使い勝手の改善のための施策等を盛り込んだ「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を同年 10 月 24 日に国会に提出した。本法案は、同年 11 月 6 日の衆議院における修正及び同年 12 月 12 日の参議院における修正を経て、同日、衆議院で、衆議院議決案(原案及び衆議院における修正案)が出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、成立した。なお、同年 11 月 5 日の衆議院財務金融委員会において、附帯決議が付されている。

金融庁では、当時の厳しい経済情勢の下、改正法を速やかに施行するため関係政府令・監督指針を一気呵成(かせい)に整備し、これらは、改正法とともに、同年12月16日に公布・公表され、翌17日から施行・適用された。

また、国の資本参加枠については、「生活防衛のための緊急対策」(20 年 12 月 19 日経済対策閣僚会議)において、「金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるよう、国の資本参加枠を現行の2兆円から12兆円に拡大」することとされ、21 年 1 月 5 日に国会に提出された第 2 次補正予算案(同年 1 月 27 日成立)にその拡大が盛り込まれた。

2. 概要(資料4-1-1~2参照)

(1) 国の資本参加の申請期限の延長

20 年3月末で一度期限切れとなっていた国の資本参加の申請期限を24年3月末まで延長した。【法律事項】

- (2) 個別の金融機関に国が資本参加する既存の枠組みの見直し 国の資本参加を希望する金融機関が申請を行いやすい環境を整える観点から、 既存の国の資本参加の枠組みについて、以下のように見直しを行った。
- ア. 金融機関が提出する経営強化計画の記載事項 (ア)信用供与の円滑化

従来は、中小規模事業者等向け貸出比率(中小企業者又は地元事業者に対する貸出残高/総資産)の見込みの記載を求めていたが、改正後は、①中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策、②中小規模事業者等向け貸出残高の見込みを盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」の記載を求めることとした。【内閣府令事項】

(イ) 経営責任

計画の終期において数値目標未達である場合や資本参加の申請時に自己資本比率が基準値未満である場合の経営責任の明確化を制度上一律には求めないこととした。【法律事項】

ただし、資本参加の申請時に自己資本比率が基準値未満である金融機関には、責任ある経営体制の確立に関する事項として、①従前の経営に関する分析結果の内容、②当該分析結果の内容に基づく経営管理体制の改善を図るための方策の記載を求め、更に、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理体制の抜本的な改善を図るための方策を盛り込むことを求めることとした。【法律(修正部分)・内閣府令事項】

イ. 国の資本参加の要件

- (ア) 国の資本参加に際し、リストラ等の事業再構築や地域における自力資本調達の実施を求めないこととした。【法律・政令事項】
- (イ) 中小規模事業者等向け貸出比率について、計画始期における水準を維持・向上させることが確実に見込まれるかなど、「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化した。【監督指針事項】
- (ウ) 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がず さんな経営管理体制が維持される場合には、国の資本参加の基準を満たさない ことを明確化した。【監督指針事項】

ウ. 事後チェック

中小規模事業者等向け貸出比率及び残高がいずれも計画の始期を下回った場合等には、その理由について報告を求め、改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討することとし、2期連続で下回った場合には、従来と同様に、原則として業務改善命令の発動を検討することとした。【監督指針事項】

(3) 協同組織金融機関の中央機関に国が予め資本参加する枠組みの創設 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、傘下 の金融機関の経営を熟知し、自主的な資本増強機能を有する協同組織金融機関の中央機関に、国が予め資本参加する新たな枠組みを創設した。【法律事項】 また、関係する政令等において、以下のようにその細目を定めた。

ア、中央機関が提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項

(ア) 信用供与の円滑化

①業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針、②中央機関が資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」等の記載を求めることとした。【内閣府令事項】

(イ)経営責任

経営強化計画と同様の記載を求めることとした。【内閣府令事項】

(ウ) 公的資金を有効に活用するための体制

傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模の事業者に対する信用供与 の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等の記載を求めること とした。【内閣府令事項】

(エ)その他

国の資本参加の申請をする中央機関が農林中央金庫である場合には、公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制の記載を求めることとした。【政令事項】

イ. 国の資本参加の要件

- (ア) 中央機関が、資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているかなど、審査の着眼点を明確化した。【監督指針事項】
- (イ) 既存のスキームと同様に、自己資本比率が基準値未満の中央機関について、 業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、国の資本参加の基準を満たさないこととするなど、審査の着眼点を明確化した。【監督 指針事項】

ウ. 事後チェック

中央機関が資本支援を行った各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高がいずれも当該資本支援の始期の合算ベースの水準を下回った場合等には、その理由について報告を求め、改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討することとし、2期連続で下

回った場合には、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として 業務改善命令の発動を検討することとした。【監督指針事項】

Ⅱ 銀行等保有株式取得機構の活用

1. 銀行等保有株式取得機構による株式の買取り

銀行等保有株式取得機構は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成 13 年法律第 131 号)」による銀行の株式保有制限(銀行の株式保有を Tier1 以下に 制限)の導入に伴い、銀行の市場での株式売却を補完するセーフティネットとして 銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の 円滑を図ることを目的として、平成 14 年に設立された認可法人である。

銀行等保有株式取得機構による株式の買取りは、数度の制度改正を経て、18年9月末まで続けられ、その後は、買い取った株式の処分を進めてきたところである(20年10月15日以降、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、機構が保有する株式について、市場の状況が改善するまで市中売却を凍結している)。

2. 株式買取り再開の経緯

20 年9月以降の世界的な金融・資本市場の混乱を受け、株価の著しい変動が銀行・企業の財務内容や金融システムに影響を与え、銀行等の業務の健全性が損なわれ、過度の信用収縮を招き、ひいては経済や国民生活に重大な支障が生じないよう、早急に対応を図っていくことが喫緊の課題となった。このような状況を背景として、20 年 10 月 30 日に決定された「生活対策」の中では、銀行等保有株式取得機構の活用・機能強化が与党における検討事項とされた。

この検討事項を踏まえ、20年12月18日には、与党の「与党・金融市場の動向とその影響への対応に関するPT」において、銀行等保有株式取得機構の活用・強化が決定されるとともに、20年12月19日に決定された「生活防衛のための緊急対策」において、「銀行等保有株式取得機構の市中からの借入に係る政府保証枠を20兆円」とされた。

これを踏まえ、与党において法案化の作業が進められた。この結果、株式価格の著しい変動が、過度の信用収縮を招き、経済や国民生活に重大な支障が生じないよう、対応を図っていくことが必要であるとの問題認識にたった上で、緊急避難的な対応として、銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開及び事業法人からの買取りの柔軟化等を盛り込んだ「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が21年1月5日に議員立法として国会に提出された。本法案は、21年1月13日衆議院可決及び21年3月4日参議院可決を経て成立した。なお、参議院財務金融委員会において附帯決議が採択された。

また、株式買取り再開に当たって、機構が借入をする際に付される政府保証枠については、2兆円から20兆円に拡大することとされ、21年1月5日に国会に提出された第2次補正予算案(同年1月27日成立)にその拡大が盛り込まれた。

金融庁では、当時の厳しい経済情勢の下、改正法を速やかに施行するため関係す

る政令・財務省との共管命令をすみやかに整備し、これらは、同年3月9日に公布・公表され、翌10日から施行・適用された。

3. 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)株式買取りの再開

18 年9月末までとされていた銀行等保有株式取得機構による株式買取りについて24年3月末までに延長し、機構による株式買取りを再開。【法律事項】

(2) 事業法人からの買取りの柔軟化

現行法では、銀行が保有する事業法人の株式を機構に売却した場合に限って、 当該事業法人が保有する銀行株を機構に売却できるが、新たに、事業法人から先 行して銀行株を機構に売却することも可能とする。【法律事項】

(3) 借入金及び銀行等保有株式取得機構債の発行の限度額の変更【施行令事項】 借入金及び銀行等保有株式取得機構債の発行の限度額を「2兆円」から「20兆 円」に改めることとする。

(4)発行会社の要件【命令事項】

発行会社 (機構の会員と相互に株式を保有する関係にある会社であって銀行等以外のものをいう。以下同じ。) として、以下の会社を規定

- ・株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株を保有している会社の発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該会社
- ・ 持株会社形態の持合を念頭に、株式の買取りの申込みをした日において、6月間継続して、銀行株を保有している会社の親会社が発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該会社
- (5) 特別株式買取り・発行会社株式買取りに係る株式の要件【命令事項】 特別株式買取り(機構が会員から買い取る株式の買取りのうち、事前の届出が 必要なものをいう。)及び発行会社株式買取り(機構が発行会社から先行して買い 取る株式の買取りのうち、事前の届出が必要なものをいう。以下同じ。)に係る株 式の要件として、6ヶ月以上保有している株式を規定

4. 買取対象拡大の経緯

前述のとおり、先の法改正の際に附帯決議が付されたところであるが、その趣旨 及びその後の経済情勢及び金融資本市場等の状況も踏まえ、21 年 4 月 10 日におい て決定された「経済危機対策」においては、「銀行等保有株式取得機構の活用(金融 機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討)」が盛り込まれた。

これを踏まえ、銀行等が保有する価格変動リスクが高い有価証券が銀行の健全性に影響を与え、過度の信用収縮を招かないようにするため、機構がこのような有価証券の受け皿、セーフティネットとしての役割を果たすという観点から、銀行等保

有株式取得機構の買取対象を優先株式・優先出資証券、J-REIT、ETFまで拡大することを内容とする「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が21年4月27日に国会に議員立法として提出された。本法案は、21年6月4日衆議院可決及び21年6月26日参議院可決を経て、成立した。なお、衆議院及び参議院財務金融委員会において附帯決議が採択された。

金融庁では、当時の厳しい経済情勢の下、改正法を速やかに施行するため関係する政令・財務省との共管命令をすみやかに整備した。(同年7月3日に公布・公表。7日から施行・適用。17日から実務開始。)

(注) 附帯決議(21年3月3日) 抄

一 景気及び金融証券市場等の状況によっては、企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

4. 買取対象拡大の概要

金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF及びJ-REIT並びに事業 法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を買取対象に加える(但し、従来 と同様、一定の信用力等の条件を満たすものとする)。【法律事項】

第2節 保険契約者のセーフティネットの確保

I 経緯

グローバルな金融市場の混乱を受けて、我が国で当面必要な対策として取りまとめられた中川財務・金融担当大臣談話(平成20年10月14日公表)において、「保険契約者保護を目的とした生命保険会社のセーフティネットについて、21年4月以降も政府補助を引き続き可能とする措置を検討する」こととされた。

これを踏まえ、現下の厳しい金融情勢の下で、引き続き保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保することを目的とする「保険業法の一部を改正する法律案」を 20 年 10 月 24 日に国会に提出した。本法案は、同年 11 月 6 日衆議院可決、同年 12 月 12 日参議院可決を経て成立し、同月 16 日に公布・施行された。(平成 20 年法律第 91 号)

さらに、保険業法施行令についても所要の規定の整備を行い、改正法とともに、20年 12月16日に公布・施行された。

Ⅱ 概要

生命保険会社のセーフティネットについては、万一、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者等の保護を目的として、生命保険契約者保護機構(平成10年12月1日設立)が受け皿会社へ資金援助等を実施する制度が設けられており、これにより、保険金などの支払いのために保険会社が積み立てるべき準備金(責任準備金)の原則90%までが補償されることとなっている。

生命保険契約者保護機構の財源は生命保険会社からの負担金の拠出により賄われているが、生命保険会社の拠出のみでは対応が難しい場合には、予算で定める金額の範囲内で、政府の補助を可能とする特例措置が設けられている。

改正前の政府補助の特例措置は21年3月31日までの破綻に対応するものだったが、 保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を図り、保険業に 対する信頼性を維持するため、今回の改正では、これを3年間延長し、24年3月31日 までの破綻に対応するものとした。(資料4-2-1参照)

第3節 電子記録債権法の施行について

I 経緯

経済社会のICT化が進展する中で、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生、譲渡等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保し、また様々なビジネスモデルにあわせた多様な利用を可能とする新たな制度の創設が期待された。これを踏まえ、金融庁及び法務省の共同で「電子記録債権法」の検討作業を進め、第166回国会において、「電子記録債権法」(平成19年法律第102号)が19年6月20日に成立、同年6月27日公布され、20年12月1日に施行された。

Ⅱ 法律の概要(資料4-3-1及び2参照)

電子記録債権法は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものである。

Ⅲ 政令・内閣府令の概要(資料4-3-3及び4参照)

電子記録債権法の実施に必要な細目として、電子記録債権法施行令及び電子記録債権法施行規則を整備し、20年10月22日に公布、同年12月1日に施行された。

1. 電子記録債権法施行令の主な内容

(1) 電子記録

記録請求に際しての電子債権記録機関への提供情報、電子記録債権が信託に 属することとなった際の記録事項及び請求方法等、電子記録債権が強制執行等 の対象となった際の記録事項及び電子記録の削除等について定めた。

(2) 電子債権記録機関の監督

電子債権記録機関の最低資本金及び最低純資産の額、口座間送金決済を行う 銀行等の範囲、内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任しないもの等につ いて定めた。

2. 電子記録債権法施行規則の主な内容

(1) 電子記録債権の分割

原債権記録に一定の複雑な内容が記載されている場合における分割記録の請求及び記録事項等について定めた。

(2)電子債権記録機関

電子債権記録機関の指定申請書、業務の一部委託の承認、業務規程の記載事項、帳簿書類等の作成方法、合併、分割、営業譲渡及び解散の認可、指定の失効等の届出方法に関して必要な事項を定めた。また、記録事項等の閲覧方法、認可等の申請があった場合の標準的な処理期間等について定めた。

Ⅳ その他

電子記録債権法の施行及び制度等について幅広く周知するため、法務省と共同してパンフレットを作成し、関係団体に配付した。

第4節 資金決済に関する法律について

I 経緯

決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の 国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のためには、情 報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一 層向上させることが重要である。

特に、リテールの資金決済に関しては、近年、情報通信技術の革新やインターネットの普及等により、IC型のプリペイド・カードをはじめとするいわゆる電子マネーや、銀行が提供する従来のサービスと異なる新たなサービスが普及・発達してきている。

このような決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的な幅広い議論を行い論点を整理するため、平成19年7月より「決済に関する研究会」(資料4-4-1参照)を開催し、同年12月、「決済に関する論点の中間的な整理」(資料4-4-2参照)を公表した。そのなかで、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて幅広く論点を整理した。また、同月に公表された金融庁の「市場強化プラン(金融・資本市場競争力強化プラン)」においても、「安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築」がその目標の一つとして掲げられ、決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方に係る金融審議会での審議の開始や、資金・証券決済システムの強化推進が掲げられた。(資料4-4-3参照)

これを受け、20年5月、金融審議会第二部会に「決済に関するワーキング・グループ」 (資料4-4-4参照)が設置され、いわゆる電子マネー等の新たな決済サービスに関する制度的枠組みのあり方など、決済に関する諸課題について審議が行われた。21年1月、同ワーキング・グループから同部会に対し報告が行われ、同部会においてリテールの資金決済及び銀行間の資金決済に関する制度整備のあり方について審議が行われた。

この結果、同月14日、同部会報告書として「資金決済に関する制度整備について―イノベーションの促進と利用者保護―」が取りまとめられ、公表された。

金融庁は、本報告書を踏まえ、社会的なインフラである資金決済に関するサービスについて、信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、利用者保護の充実、利用者利便の向上、サービスの適切な実施の確保といった観点から必要な制度整備を行うため、「資金決済に関する法律案」を、同年3月6日に国会に提出した。本法案は、4月23日衆議院可決及び6月17日参議院可決を経て、成立した。

なお、参議院財政金融委員会(6月16日)において、附帯決議が付されている。

Ⅱ 概要

資金決済に関する法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、

- ① 従来銀行等のみに認められた為替取引を、登録制の下、銀行等以外の者でも行えるようにする
- ② 現行の商品券やプリペイド・カード内に金額等が記録されるカードについては、 現行の前払式証票の規制等に関する法律において規制の対象となっているが、発行 者がコンピュータのサーバー等に金額等を記録する前払式支払手段についても規制 の対象とする
- ③ 銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算を行う者に対する適切な監督等を行えるようにする
- よう、所要の制度整備を図るものである。(資料4-4-5~7参照) 主な内容は、以下のとおりである。

1. 前払式支払手段

(1) 定義及び適用除外

前払式支払手段の定義において、現行の前払式証票の規制等に関する法律において規制の対象となっている紙型及び I C型の前払式支払手段に加え、サーバー型前払式支払手段も規制の対象とする等、所要の定義及び適用除外について定めることとした。

(2) 自家型発行者の届出等

基準日(3月末及び9月末)における未使用残高(基準日未使用残高)が政令で 定める額(基準額)を超える自家型前払式支払手段の発行者について、内閣総理大 臣への届出義務等、所要の規定を設けることとした。

(3) 第三者型発行者の登録等

第三者型前払式支払手段の発行業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ行ってはならないこととし、第三者型発行者の登録手続、登録拒否要件等、所要の規定を設けることとした。

(4)表示、発行保証金の供託その他の義務

ア. 表示又は情報の提供

前払式支払手段発行者は、発行者名、支払可能金額等、有効期限、苦情・相談窓口等の事項について、証票等を交付する場合は証票等に表示し、証票等を交付しない場合はその情報を提供しなければならないこととする等の規定を設けることとする。

イ. 前払式支払手段発行者の資産保全

前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が基準額を超えるときは、基準日 未使用残高の二分の一以上の額に相当する額の発行保証金を供託しなければなら ないものとし、銀行等との間で発行保証金保全契約を締結した場合、又は信託会 社等との間で発行保証金信託契約を締結して信託財産を信託した場合には、発行 保証金の全部又は一部を供託しないことができること等、所要の規定を設けることとした。

ウ. 前払式支払手段の保有者への払戻し

前払式支払手段発行者の保有者に対する前払式支払手段の払戻しを原則として 禁止することとし、払戻金額が少額である場合等前払式支払手段の発行業務の健 全な運営に支障が生ずるおそれがない場合は、例外的に認めることとした。

ただし、前払式支払手段発行者が前払式支払手段の発行業務を廃止する場合等には、保有者に前払式支払手段の残高を払い戻さなければならないこととした。

エ、情報の安全管理

前払式支払手段発行者は、発行業務に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

(5) 前払式支払手段発行者に対する監督

新たに自家型発行者に対する立入検査等の監督規定を整備することとし、前払式 支払手段発行者に関し、帳簿書類作成、報告書作成、立入検査、業務改善命令等、 所要の規定を設けることとした。

(6) その他

発行保証金の還付、発行業務廃止等の届出、銀行等に関する特例、外国において 発行される前払式支払手段の勧誘の禁止等、所要の規定を設けることとした。

2. 資金移動

(1) 資金移動業者の登録等

内閣総理大臣の登録を受けた者は、資金移動業者として資金移動業(銀行等以外の者が為替取引(少額の取引として政令で定めるものに限る。)を業として営むことをいう。)を営むことができることとし、資金移動業者の登録手続、登録拒否要件等、所要の規定を設けることとした。

(2) 資金移動業者の業務

ア. 資金移動業者の資産保全

資金移動業者は、各営業日における為替取引に関し利用者に対して負担する債務の額と還付の手続に関する費用との合計額(要履行保証額)のうち、一月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間における最高額以上の額に相当する額の履行保証金を供託しなければならないものとし、銀行等との間で履行保証金保全契約を締結した場合には、履行保証金の全部又は一部を供託しないことができること、信託会社等との間で履行保証金信託契約を締結し、要履行保証額以上を信託財産として信託した場合には、履行保証金の供託を行わないことができること等、所要の規定を設けることとした。

イ. 情報の安全管理

資金移動業者は、資金移動業に係る情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他 の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

ウ. 委託先に対する指導

資金移動業者は、資金移動業の委託先に対する指導その他の必要な措置を講じなければならないこととした。

エ、利用者の保護等に関する措置

資金移動業者は、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、資金 移動業に係る契約の内容についての情報の提供その他の利用者の保護を図り、及 び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければ ならないこととした。

(3) 資金移動業者に対する監督

資金移動業者に関し、帳簿書類作成、報告書作成、立入検査、業務改善命令等、 所要の規定を設けることとした。

(4) その他

履行保証金の還付、資金移動業廃止等の届出、外国資金移動業者の勧誘の禁止等、所要の規定を設けることとした。

3. 資金清算

(1) 資金清算機関の免許等

資金清算業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行ってはならないこと等とし、資金清算機関の免許手続、審査基準等、所要の規定を設けることとした。

(2) 資金清算機関の業務

資金清算機関は、業務方法書の定めるところにより、資金清算業を行わなければならないこととし、資金清算機関の業務の制限、資金清算業の一部の委託、業務方法書、秘密保持、差別的取扱いの禁止等、所要の規定を設けることとした。

(3) 資金清算機関に対する監督

資金清算機関に関し、定款又は業務方法書変更に係る認可、帳簿書類作成、報告 書作成、立入検査、業務改善命令等、所要の規定を設けることとした。

(4) その他

資金清算機関の解散等の認可、財務大臣への協議、日本銀行からの意見聴取等、 所要の規定を設けることとした。

4. 認定資金決済事業者協会

内閣総理大臣は、前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一般社団法人を、法令等遵守のための会員への指導、利用者からの苦情処理等の業務を行う者として認定することができることとし、利用者からの苦情に関する対応、秘密保持、立入検査、業務改善命令等、所要の規定を設けることとした。

5. その他

(1)施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(2) その他

前払式証票の規制等に関する法律を廃止することとし、この法律の施行に伴う経 過措置、関係法律の改正等、所要の規定を設けることとした。

第5節 貸金業法の施行について

I 経緯

多重債務問題の深刻化に加え、平成 15 年貸金業規制法改正法附則において、施行後 3年を目途として必要な見直しを行うとされていたこと等を背景として、「貸金業の規制 等に関する法律等の一部を改正する法律案」(平成 18 年法律第 115 号。以下「改正貸金業法」という。)が 18 年 12 月 13 日に可決成立し、同年 12 月 20 日に公布されている。 また、改正貸金業法を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の関係政令・内閣府令を整備し、19 年 11 月 7 日に公布している。

改正貸金業法は、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を防ぐことを目的としているが、一方で改正貸金業法の施行により、急激な与信の引き締め等が生じないよう、段階的に施行することとなっており、19年度の段階では、第一段階として無登録営業の罰則の引上げ等や超高金利罪の新設(施行日:19年1月20日)、第二段階として取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立等(施行日:19年12月19日)がそれぞれ施行されたところである。

本事務年度においては、

- ① 貸金業者の財産的基礎要件の引上げ
- ② 貸金業務取扱主任者の試験開始
- ③ 指定信用情報機関の指定の開始

を内容とする第三段階施行の施行日を 21 年 6 月 18 日とする施行日政令が公布 (21 年 6 月 12 日) され、第三段階施行が実施されている。

なお、第四段階として、みなし弁済制度の廃止や出資法上限金利の引下げ等の金利体系の適正化、過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入、財産的基礎要件としての純資産額の再引上げ、貸金業務取扱主任者の必置化、事前書面交付義務等が22年6月18日までの政令で定める日に施行される予定である(完全施行)。(資料4-5-1~2参照)

Ⅱ 第三段階施行の概要

第三段階施行の内容は既に 18 年 12 月 20 日及び 19 年 11 月 7 日に公布されており、その内容は以下のとおり。

1. 貸金業者の財産的基礎要件の引上げ

改正貸金業法では、貸金業の適正化を図る観点から、貸金業への参入条件を厳格化 し、改正前において貸金業を行う上で必要とされていた純資産額(個人300万円、法 人500万円)を最終的に5,000万円以上とすることとしている。

第三段階施行により、必要とされる純資産額が 2,000 万円以上に引き上げられた。

今後、完全施行時に5,000万円以上に引き上げられることとなっている。

2. 貸金業務取扱主任者の試験開始

改正貸金業法では、法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所等ごとに配置することを貸金業者に義務付けている。

第三段階施行以降、貸金業務取扱主任者の資格試験が実施され、完全施行の段階で、 貸金業務取扱主任者の配置が義務付けられることになる。

3. 指定信用情報機関の指定の開始

改正貸金業法では、貸金業者から借り手の信用に関する情報を集め他の貸金業者に 提供する信用情報機関のうち、改正貸金業法で求める一定水準以上の信用情報の適切 な管理や全件登録などの条件を満たす信用情報機関を指定信用情報機関として指定 し、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備している。

第三段階施行により、指定信用情報機関の指定が開始され、総借入残高を年収の3分の1以下とする総量規制の導入に必要なインフラの整備が進むこととなる。なお、総量規制は、完全施行の段階で導入される予定となっている。

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条)、現在その傘下に金融分科会(その下部機関として、第一部会、第二部会、特別部会)、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている。(資料5-1-1~2参照)

Ⅱ 平成20事務年度の主な開催実績

1. 第23回総会・第11回金融分科会合同会合(21年3月12日開催)

金融審議会の活動状況等として、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案の概要、我が国金融を巡るこれまでの制度整備の状況等について事務局から説明を行った。

また、京都議定書・環境自主行動計画フォローアップ等について、事務局からの説明及び各業界団体からの状況報告を行った。

2. 金融分科会第一部会 (第 53 回 (20 年 10 月 15 日開催) ~ 第 60 回 (20 年 12 月 17 日開催))

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場インフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされている。20 年度は、我が国金融・資本市場の国際的な競争力の一層の強化を図っていくとの観点に立ち、公正・透明で、かつ、多様で利便性の高い市場インフラを整備すべく、我が国金融・資本市場の制度的な諸課題について検討を行い、報告「~信頼と活力ある市場の構築に向けて~」(20 年 12 月 17 日)を取りまとめた。(資料5-1-3参照)

なお、この第一部会報告には、第一部会の下に設置されていたディスクロージャーワーキング・グループにける発行登録制度、目論見書制度、有価証券の売出し概念の論点についての検討結果を取りまとめた報告「- 開示諸制度の見直しについて - 」が含まれている。

この他、第二部会との合同会合では、金融商品・サービスに対する利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善・充実のための具体的方策について検討を行い、報告「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」(20年12月17日)を取りまとめた。(資料5-1-4参照)

3. 金融分科会第二部会(第47回(20年11月5日開催)~第51回(21年1月14日開

催))

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能のあり方に関する事項を中心に検討することとされており、20 年度には、決済に関するワーキング・グループでの審議を踏まえ、資金決済システムの強化のための銀行間の資金決済に関し議論を行い、報告「資金決済に関する制度整備について - イノベーションの促進と利用者保護 - 」(21 年 1 月 14 日)を取りまとめた。(資料 5 - 1 - 5 参照)

また、協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループにおいては、協同 組織金融機関が、専らその本来的な役割である中小企業及び個人への金融仲介機能等 を果していくために必要な主要論点について整理を行い、「中間論点整理報告書」(21 年6月29日)を取りまとめた。(資料5-1-6参照)

一方、保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいては、保険の募集・支払、保険料積立金等の支払について、20事務年度の審議を整理するとともに、今後の議論につなげていくために、検討の視点や個別論点を整理し、「中間論点整理」(21年6月19日)を取りまとめた。(資料5-1-7参照)

この他、第一部会との合同会合では、金融商品・サービスに対する利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善・充実のための具体的方策について検討を行い、報告「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」(20年12月17日)を取りまとめた。(資料5-1-4参照)

4. 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ (第 16 回 (20 年 10 月 21 日開催) ~ 第 23 回 (21 年 6 月 10 日開催))

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおいては、上場会社等について、コーポレート・ガバナンスの充実を通じて、良質な経営が実現されていくことが重要であるとの観点から、20事務年度には、上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について検討を行い、報告「~上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて~」(21年6月17日)を取りまとめた。(資料5-1-8参照)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会(自賠審)は、自動車損害賠償保障法(自賠法)第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

(注) 内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

Ⅱ 自動車損害賠償責任保険審議会の組織(資料5-2-1参照)

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者(7名)、自動車交通 又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者(3名)、保険業に関し深い知識及び 経験を有する者(3名)から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことが でき、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、山下友信氏 (東京大学教授) である。

Ⅲ 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成21年1月23日に第126回自賠審が開催された。

自賠審においては、自賠責保険の基準料率の検証結果に係る審議が行われた。

今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証結果については、20 年度の予定損害率 140.0%、21 年度の予定損害率 140.2%であり、20 年 4 月の基準料率改定時における予定損害率 133.8%との乖離は、20 年度 4.6%、21 年度 4.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

この他、自動車損害賠償責任保険審議会の会議、議事録及び議事要旨の取扱い(審議会の公開ルール)並びに自賠責保険事業に係る認可について了承され、21 年度自動車安全特別会計(旧自賠特会)の運用益の使途、同年度民間保険会社の運用益の使途、同年度 J A共済の運用益の使途、自賠責診療報酬基準案について報告がなされた。

(注)損害率=(支払保険金/収入純保険料)×100

第3節 企業会計審議会

I 最近の活動状況

企業会計審議会(会長:安藤英義専修大学教授)は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。 (資料5-3-1参照)

なお、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会(ASBJ)において行われている。

Ⅱ 平成20事務年度の審議状況

1. 企画調整部会(部会長:安藤英義専修大学教授)における審議状況

金融・資本市場のグローバル化が進行する中、国際会計基準(IFRS)を適用している国や適用に向けた動きが米国をはじめEU以外の諸国においても広がっており、今後、我が国を除く世界の主要な金融・資本市場においてIFRSが用いられる可能性がある。我が国としても、財務諸表の比較可能性の一層の向上、我が国企業の国際競争力強化などの観点から、我が国企業に対してIFRSに基づく財務諸表の法定開示を認め、ないしは義務づけるためのロードマップ(工程表)を作成し、具体的な展望を示すべきとの指摘が各方面からなされていた。

こうしたことから、20 年 10 月より、我が国における I FRSの取扱いについて審議を開始し、21 年 2 月 4 日に「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を公表し、広く意見を募集した。

寄せられた意見等を踏まえ、さらに審議を行い、同年6月16日に、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」を取りまとめ、公表し、同年6月30日に、企業会計審議会の意見書として「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」を取りまとめ、公表した。(資料5-3-2 参照)

2. 監査部会(部会長: 友杉芳正早稲田大学大学院教授) における審議状況

14年の監査基準の改訂の際に導入された、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に関する規定については、その実務も含め、必ずしも国際的な基準と整合的ではないとの指摘があり、投資者に、より有用な情報を提供する観点から、国際的な整合性も勘案しつつ審議を行い、21年4月9日に「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表した。(資料5-3-3~5参照)

また、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても、同様に継続企業の前提に関わる同様の基準が規定されていることから、引き続き審議を行い、同年6月30日に「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表した。(資料5-3-6~9参照)

3. 内部統制部会(部会長:八田進二青山学院大学大学院教授)における審議状況 20年4月より導入されている内部統制報告制度については、今後実施を予定しているレビュー結果を踏まえ、必要に応じて財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しやさらなる明確化等について、審議・検討を行うこととしている。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会(座長:山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授)は、金融審議会答申(平成12年6月)を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関(内閣府等)、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関(金融庁等)の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。(資料5-4-1参照)

- (注) 早期に実施すべきとされた項目は、
 - ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - ② 苦情・紛争処理手続の透明化
 - ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

Ⅱ 議論の状況

12 年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで 40 回の協議会を開催してきた。(資料5-4-2参照)

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定等

(1)標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」(以下「モデル」という。)を策定(14年4月25日)した。

(2) モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。(資料5-4-3参照)

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを踏ま えた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦 情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)が取りまとめられた(20年6月24日)。(資料5-4-4参照)

3. モデル改正のためのワーキンググループ

「苦情」の定義が難解で、狭く解釈される可能性があり、利用者の多様な不満に対応できていないのではないか等のモデルに対する指摘に対応するため、20年9月から11月にかけ、モデル改正のためのワーキンググループを3回開催し、同ワーキンググループにおける審議状況を第39回協議会で報告した。

4. 金融ADR制度

第39回協議会において、金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「~金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について~」(20年12月17日)を紹介し、今後の金融ADRのあり方について情報・意見交換を行った。

また、第40回協議会において、21年6月17日成立の金融商品取引法等の一部を改正する法律により創設される「金融分野における裁判外紛争解決制度」(金融ADR制度)を紹介し、金融ADR制度について情報・意見交換を行った。

第5節 多重債務者対策本部有識者会議

I 経緯

平成18年12月に成立した改正貸金業法を受け、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、同月、内閣に、金融担当大臣を本部長とし、関係閣僚をメンバーとした「多重債務者対策本部」が設置された。また、多重債務者対策については、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、本部に「多重債務者対策本部有識者会議」が設置された。有識者会議では、多重債務者対策の基本的な方針について精力的に議論を行い、19年4月には、政府及び関係機関が取り組むべき施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム」が策定され、現在、同プログラムに沿って、多重債務者対策が進められているところである。(資料5-5-1~2参照)

Ⅱ 「多重債務問題改善プログラム」の実施状況について

「多重債務問題改善プログラム」においては、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、

- ① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
- 4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

項についてまとめている。(資料5-5-4参照)

の4つを柱としており、関係者が一体となって、プログラムに盛り込まれた各施策に取り組んでいくこととしている。(資料5-5-3参照)

多重債務問題改善プログラムは、少なくとも毎年1回、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、その着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討することとされており、20年5月には第1回目にあたる19年度のフォローアップが実施されている。

19 年度のフォローアップでは、総じて施策の着実な進展が見られるとの評価を受けたが、他方、各施策がどの程度の借り手に届き、どのような成果が上がっているかについて定量的に評価できるよう工夫すべき等の指摘も併せて行われた。

この指摘を踏まえ、20年7月から21年5月にかけて有識者会議を6回開催し、多重 債務者対策に実際に携わっている関係者からのヒアリングを実施することで、多重債務 者対策の現場の状況の把握及び現場が直面する課題の抽出を進めてきた。

同時に、多重債務問題改善プログラムの実施状況を把握するため、昨年度に引き続き、 関係省庁、関係機関の20年度における取組みの状況と今後の予定の調査を実施している。 これらを踏まえ、21年6月には、有識者会議において「多重債務問題改善プログラム の実施状況に関する報告」について議論を行い、今後関係者が重点的に取り組むべき事 「多重債務問題改善プログラムの実施状況に関する報告」において記載された今後重 点的に取り組むべき事項の概要は以下のとおり。

<総論>

多重債務問題改善プログラムの施策については、全体として着実に進められている と考えられる。

一方、世界的な金融・資本市場の混乱と景気後退に伴い、生活者や中小・零細企業を取り巻く状況は引き続き厳しいものとなっていること等を踏まえ、引き続き高い問題意識を持って多重債務問題に取り組むことが必要であり、国、地方自治体及び関係団体においては、以下の個別事項を含む諸般の対策に各々努めるとともに、相互の連携を一層緊密なものとしていくことが重要である。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

相談窓口については、全ての都道府県で、多重債務相談窓口が整備されており、市 区町村でも、約90%に相談窓口が整備されているなど、進捗が見られる。今後も引き 続き相談窓口の充実を図っていくことが必要である。

- 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供 セーフティネット貸付制度については、消費者向けとしては生協による取組み等が、 事業者向けとしては再生プロセスにある事業者に対する融資制度の拡充等が進んでお り、今後、一層の充実・強化が望まれる。特に、中小・零細企業向けのセーフティネ ット貸付制度の拡充を図っていくことが必要である。
- 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

金融経済教育については、高等学校学習指導要領が改訂されるなど、高校生等に対する金融経済教育の強化は進められている。今後は、社会人等をターゲットとした金融経済教育にも注力していくことが必要である。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

ヤミ金については、増加の防止や手口の多様化への対応等の取組みを今後も引き続き実施していくことが重要である。

5. その他

- (1) 改正貸金業法の内容の周知・徹底を図る観点から、様々な媒体を活用した広報活動を推進することが必要ではないか。
- (2) 多重債務問題は、失業対策及び各種社会保障施策等の社会政策や中小・零細事業 対策等とも密接に関連する問題であり、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位

置付け、今秋にも設立される消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣 一体としての取組が可能となるよう検討を行うことが必要ではないか。

(3) 関係者においては、多重債務者等を取り巻く定性的・定量的データのさらなる収集に努めるとともに、その分析を通じて、多重債務問題の現状を的確に把握し、その解決に向けて一層の推進が図られていくことが必要ではないか。

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済財政政策における金融庁の取組み

I 「経済財政改革の基本方針 2008 ~開かれた国、全員参加の成長、環境との共生 ~」 (平成 20 年 6 月 27 日閣議決定。以下、「基本方針 2008」という。)(資料 6 - 1 - 1 参照)

1. 経緯等

「基本方針 2008」では、現在の課題として、①人口減少を克服して成長を継続すること、②地球環境と両立する経済の姿をつくること、③透き間のない社会保障制度をつくること、④生活者・消費者が主役の政府をつくること、を掲げている。この中で、日本経済の成長力を強化するとともに、豊かで安心できる国民生活を実現するための、経済財政改革の道筋が提示されている。

2. 概要

「基本方針2008」に盛り込まれた金融行政に関する主な施策は以下のとおり。

(1) グローバル戦略

ア、対日投資の拡大

- ① M&A (買収のルール)の在り方を平成20年夏までに整理・明確化。
- ② 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成20年度内に包括的に検討。

イ. 国際競争力ある成長分野の創出

- (1) 金融・資本市場を強化し、世界の中での中核的な金融センターを目指す。
- ② 「金融・資本市場競争力強化プラン」(平成19年12月21日)を着実に実行するとともに、「株式市場の厚み」や「老後の資産形成」に資する取組を検討。
- ③ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等について検討し、20年内に結論を得る。

(2) 中小企業

原油価格高騰等の影響を受けている中小企業者に対し、政府系金融機関等による資金調達の円滑化を図るとともに、民間金融機関に対しても配慮を要請する。

Ⅱ 「経済財政の中長期方針と10年展望」

(平成21年1月19日閣議決定。以下、「本展望」という。)(資料6-1-2参照)

1. 経緯等

「本展望」は、従来の「日本経済の進路と戦略」に代わるものであり、この中で、 我が国は、「強く明るい日本」を目指し、①当面は「不安の連鎖」の阻止に向けた大 胆な対応、②中期は「安心」の強化と責任ある財政の中期的枠組みの確立、③中長期には、潮流変化を先取りした成長の実現、という3段階の政策を同時並行で取り組んでいくこととしている。

2. 概要

「本展望」に盛り込まれた金融行政に関する主な施策は以下のとおり。

〇 "新たな金融モデルの構築"

「国際的な金融・資本市場において、過度なレバレッジ等により脆弱性がもたらされていたが、それより脱却し、必要な人材、技術とともに資金が新たな成長機会に結び付く金融モデルの構築が必要とされている。その中で、日本が持つ1,500 兆円にのぼる豊富な家計金融資産をいかし、グローバルな経済社会の発展に貢献するとともに、そのリターンを国民の富に還元する。」

Ⅲ 「経済財政改革の基本方針 2009 〜安心・活力・責任 〜」 (平成 21 年 6 月 23 日閣議決定。以下、「基本方針 2009」という。) (資料 6 − 1 − 3 参照)

1. 経緯等

「基本方針 2009」は、我が国経済の課題として、①当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転の実現、②産業構造・雇用構造を大きく転換することによって過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成長へと移行することを、我が国社会の課題として、①制度や行政への信頼を回復し、強化すること、②「雇用を軸とした安心社会」を実現していくことを掲げ、「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、「安心・活力・責任」の3つの目標を同時に達成するための道筋を示すものである。

2. 概要

「基本方針2009」に盛り込まれた金融行政に関する主な施策は以下のとおり。

- 〇 高度人材受入促進と対日投資の拡大
 - 海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

第2節 政府の経済対策における金融庁の取組み

I 「安心実現のための緊急総合対策」

(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下、「安心実現対策」という。)(資料6-2-1参照)

1. 経緯等

「安心実現対策」は、世界的な原油・食料価格高騰や生活関連物資の価格上昇という状況の下、国民の安心・安全を実現するため、「改革を通じて経済成長を実現し、日本経済をより強固なものとするとの基本路線を継続する」、「財政健全化路線の下、真に必要な対策に財源を集中するなど旧来型の経済対策とは一線を画する」、との基本的考え方に沿って策定された。

「安心実現対策」では、①生活者の不安の解消、②「持続可能社会」への変革加速、 ③新価格体系への移行と成長力強化、という「3つの目標」を設定し、その達成に向 けての具体的施策が提示されている。

2. 概要

「安心実現対策」においては、金融庁所管に係る主な施策として、以下の施策が盛 り込まれている。

- (1) 中小企業等活力向上対策
 - ア、中小・零細企業等への支援
 - (ア)資金繰り対策の拡充
 - 〇 中小・零細企業金融の円滑化(中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握 と監視の強化、金融機関への要請、中小・零細企業の自己資本充実策や事業 再生の支援、金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善等)
 - イ. 生産性向上等による成長力の強化
 - (ア)「貯蓄から投資へ」の流れの促進

Ⅱ 「生活対策」

(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)(資料6-2-2参照)

1. 経緯等

「生活対策」は、「安心実現対策」をとりまとめた後の内外の金融・経済情勢の変化 等新たな事態に対応するものとして策定された。

「生活対策」においては、①生活者の暮らしの安心、②金融・経済の安定強化、③ 地方の底力の発揮、の3つを重点分野として位置づけているほか、最優先課題として、 「金融資本市場の安定確保」に向けて万全の措置をとることとしている。

2. 概要

「生活対策」においては、金融庁所管に係る主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

- (1) 金融資本市場安定対策
 - ア. 国際金融資本市場の安定化に向けた積極的取組
 - ○国際協調の推進、日本の経験を活かした一段の発信
 - イ. 国内市場の安定に向けた必要な対策の実施
 - ①自社株買い規制の緩和
 - ②従業員持株会による株式取得の円滑化
 - ③取引所による空売り情報開示の拡充
 - ④空売り規制の強化(売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止、 一定規模以上の空売りポジションの報告・公表)
 - (5)空売り規制の厳正な執行を含めた相場操縦等の不正行為に係る監視の徹底
 - ⑥政府等が保有する株式の市中売却の一時凍結
 - (7)銀行の株式保有制限の弾力的運用
 - ウ. 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善
 - エ. 生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長
 - オ、適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート
 - カ. 銀行の自己資本比率規制の一部弾力化
 - キ、証券化商品の透明性・信頼性向上及び流通再開に向けた取組

(2) 中小·小規模企業等支援対策

- ア. 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善(再掲)
- イ. 民間金融機関による金融仲介機能の強化
 - ①民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請
 - ②中小・小規模企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底

Ⅲ 「生活防衛のための緊急対策」

(平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定。以下、「生活防衛対策」という。) (資料6-2-3参照)

1. 経緯等

「生活防衛対策」は、雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰り も厳しい状況となっている現下の経済金融情勢に対応するものとして策定され、20年 度から3年間のうちに景気回復を最優先で実現することとしている。

具体的には、国民生活と経済を守るため、「生活対策」の実現等に併せ、20 年度第 2次補正予算及び 21 年度予算において、雇用対策、経済緊急対応予備費の新設、金融市場・資金繰り対策といった果断な対策を実施することとしている。

2. 概要

「生活防衛対策」においては、金融庁所管に係る主な施策として、以下の施策が盛 り込まれている。

- (1)金融市場・資金繰り対策
 - ア. 改正された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加枠の拡大(2次補正 10 兆円)
 - イ. 銀行等保有株式取得機構の活用・強化(2次補正 20兆円)
 - ウ. 金融機関への要請

Ⅳ 「経済危機対策」

(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)(資料6-2-4参照)

1. 経緯等

「経済危機対策」においては、我が国経済が、経済の「底割れ」という「短期的な 危機」と世界経済の「大調整」が避けられない中での「構造的な危機」に直面してい るとして、これらの危機克服のための具体的施策を示している。

具体的には、「緊急的な対策—底割れ回避」、「成長戦略—未来への投資」、「『安心と活力』の実現—政策総動員」に重点を置き、危機克服の基本方針としては、国民一体となった対応、経済局面に応じた対応、多年度を視野に入れた対応を行うこととしている。

2. 概要

「経済危機対策」においては、金融庁所管等に係る主な施策として、以下の施策が 盛り込まれている。

(1)金融対策

- ア. 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中 検査、金融機能強化法の活用促進等)
- イ. 銀行等保有株式取得機構の活用(金融機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討))
- ウ. 株式市場への対応(市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買い取る仕組みを整備(法律改正を与党において検討)、借入に係る政府保証枠を50兆円とする等所要の予算を措置)
- エ. 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化

第3節 金融に関する税制

平成21年度税制改正要望にあたり、金融庁は、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、①「貯蓄から投資へ」の流れの促進、②内外投資活動の推進のための環境整備に資する観点から、20年8月末、『日本版ISA』(小口の継続的長期投資非課税制度)、高齢者投資非課税制度の導入及び組合型投資ファンド課税(1号PE)の見直しをはじめ、種々の税制改正要望を行った。

その後、金融経済情勢の悪化を受け、10月30日に政府・与党において決定された『生活対策』において、軽減税率の3年間延長や少額投資優遇措置の創設を含めた金融資本市場安定対策が打ち出されたことを踏まえ、要望内容を再整理し、改めて現行証券税制の3年間延長や少額投資優遇措置の創設をはじめとする所要の税制上の措置を要望した。その結果、12月の与党税制改正大綱において金融証券税制を中心に様々な措置が認められた(資料6-3-1)。主要な措置は以下のとおり。

1. 現行軽減税率の延長(23年末まで)

個人投資家について、上場株式等の配当等及び譲渡益の10%軽減税率の適用が3年間(23年末まで)延長された。国内に恒久的施設を有しない非居住者・内国法人・外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の適用についても、23年末まで延長された。

2. 少額投資非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、毎年の新規投資額は100万円を上限とし、非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)、非課税期間は最長10年間とする、少額の上場株式等に対する投資の配当等及び譲渡益を非課税とする措置が創設されることとされた。

創設時期については、軽減税率(10%)が廃止され本則税率(20%)が実現する際とし、今後、口座管理方法や、源泉徴収の取扱い等の制度設計について検討を進め、22年度税制改正において法制上の措置を講じることとされた。

3. 確定拠出年金の充実

企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)が導入され、企業型・個人型の確定拠出年金の拠出限度額がそれぞれ 5,000 円(企業型で他の企業年金がある場合は 2,500 円)引き上げられることとされた。また、個人型確定拠出年金の対象者について、引き続き検討を行うこととされた。

4. 生命保険料控除制度等の見直し

保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、生命保険料控除において、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の限度額を国税4万円、地方税2.8万円とするとともに、新たに同額の所得控除枠(介護医療保険料控除)を創設することとされた。(24年1月から実施)

5. 非居住者組合員課税の見直し

投資事業有限責任組合(外国におけるこれに類する組合を含む。)に出資を行う海外投資家のうち、有限責任組合員であること、投資組合の業務を執行しないこと等、一定の要件を満たす者(特定外国組合員)について、国内に1号PEを有するとされない措置が講じられた。

第4節 規制改革等に関する取組み

I 規制改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、我が国の経済社会が直面する諸課題を克服し、イノベーションの 創造とオープンな姿勢による成長経済の実現、再チャレンジが可能な社会の実現、地 域の活性化、簡素で効率的な政府の実現等を達成するため、経済社会の構造改革を進 める上で必要な規制改革を推進している。平成 20 事務年度においても、以下のとお り更なる規制改革に向けた取組みを推進し、その取組方針については「規制改革推進 のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)等の形で取りまとめ られている。

▽20 事務年度における規制改革への政府全体の取組状況

年・月	取組状況
十 7	4X小山1人/儿
20年6月	▽規制改革集中受付月間の実施(2日~30日)
	民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
10~11 月	▽規制改革集中受付月間の実施(10月14日~11月13日)
	・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
11 月	▽全国規模の規制改革要望への対応方針の策定(13 日)
	・ 6月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模で
	実施する規制改革事項について、規制改革の内容や実施時期等
	の対応方針を取りまとめ。
12 月	▽規制改革会議が「規制改革推進のための第3次答申」を策定(22)
	日)
21年3月	▽全国規模の規制改革要望への対応方針の策定(30日)
	20年10~11月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全
	国規模で実施する規制改革事項について、規制改革の内容や実
	施時期等の対応方針を取りまとめ。
	▽「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」を閣議決定(31
	日)
6月	▽規制改革集中受付月間の実施(1日~30日)
	・ 民間等から全国規模の規制改革要望を受付。

2. 具体的な取組み事例

(1) 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応

規制改革会議は、20年6月2日~30日及び同年10月14日~11月13日を「規制 改革集中受付月間」とし、この間、民間事業者、地方公共団体等から全国規模の規 制改革要望の受付を実施。 寄せられた要望への対応は、それぞれ20年11月13日の「「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」、21年3月30日の「「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」として、規制改革推進本部において本部決定された。

▽ 20 年 11 月本部決定の対応方針における当庁所管の事項はなかった。

▽ 21 年3月本部決定の対応方針における当庁所管の事項は以下のとおり。

当庁所管の	対応	
規制改革事項	(末尾の() 内は実施時期等を示す)	
・犯罪収益移転防止の ための本人確認業務 の効率化	本人確認業務を他の特定事業者に委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律を所管する警察庁は、同法を共管する士業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知をうけた省庁等は、資格者団体等に周知する。(平成20年度中)	
・中間・期末配当に係	中間・期末配当に係る剰余金の配当をした場合の届出	
る剰余金の配当をし	を廃止する。(平成21年度中)	
た場合の届出の廃止		
・銀行等が発行する前	一定の要件を満たす銀行等が発行する前払式証票に	
払式証票の発行保証	ついて発行保証金の供託義務を免除する。(第 171 回	
金供託義務の免除	国会法案提出)	
	特定投資家(プロ)から一般投資家(アマ)への移行の対果(現行は1年)を、原家の中央がある。	
性中状次字に 続地	の効果(現行は1年)を、顧客の申出があるまで有効	
・特定投資家と一般投	にする。また、アマからプロへの移行の効果は、引き	
資家の移行手続きの	続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻	
見直し	ることを可能にするとともに、引き続きプロ扱いを選	
	択する場合にも、1年の期限を待たずに更新を認める	
	ことを可能にする。(第171回国会法案提出)	

- (注)「犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化」は、警察庁、総務省、 法務省及び財務省も所管府省となっている。
- (2) 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」の策定(平成21年3月31日閣議決定)

本計画は、政府が19年度から21年度までの3か年にわたって取り組む規制改革 事項を確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図るために、上記「集中 受付月間」で寄せられた要望事項、及び民間有識者で構成される「規制改革会議」で策定された「第3次答申」の内容等を踏まえて、策定されたものである。

▽ 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」で示された当庁関連の主な規制改 革事項

分野	規制改革事項
	「監督指針」「金融検査マニュアル」の見直し【平成 20 年度以降逐次
	措置】
金融横断	・ 金融機関が自ら業務の在り方をプリンシプルに沿って自主的に
分野	規律していく方向と整合的にする上で必要があり、金融機関等か
	らの具体的な改善要望があれば、「監督指針」、「検査マニュアル」
	を簡素化・明確化する方向で柔軟に見直しを行う。
	送金に関する規制の緩和【平成20年度法案提出】
	・ 現在の銀行法は、為替取引業務を銀行の固有業務としており、
	銀行に独占させている。しかし、技術革新と金融市場のグローバ
金融横断	ル化の実態に合わせて送金業務を銀行以外の事業者が担えるよう
分野	にし、送金手数料の引き下げや革新的な技術を持つサービス提供
	主体の拡大を通じて、利用者の利便性向上や金融市場の国際競争
	力強化を図っていくことが重要である。したがって、銀行以外の
	主体が送金業務を担えるようにする。

Ⅱ 構造改革特区に関する取組み

1. 概要

構造改革特区制度は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。地方公共団体等からの特区提案については、14 年 12 月 18 日に構造改革特別区域法に基づいて設置された構造改革特別区域推進本部が、関係省庁等と連携しつつ、実現の可否を検討してきている。

▽ 20 事務年度中の構造改革特区推進への取組み状況

年・月	取組み状況
20年6月	▽第13次特区提案募集(2日~30日)
	・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 13 次提案を募
	集。
10~11 月	▽第 14 次特区提案募集(10 月 14 日~11 月 13 日)
	・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 14 次提案を募

	集。
	▽第 13 次特区提案に対する政府の対応方針(10 月 23 日)
	・ 6月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方
	針を取りまとめ。
21年2月	▽第 14 次特区提案に対する政府の対応方針(27 日)
	・ 20 年 10 月~11 月に寄せられた提案について検討を行い、
	政府の対応方針を取りまとめ。
6月	▽第 15 次特区提案募集(1 日~30 日)
	・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 15 次提案を募
	集。

2. 具体的な取組み事例

20 事務年度においては、構造改革特区の第13次提案(20年6月)、第14次提案(同年10月~11月)が募集され、各省庁において実現の可否が検討された。なお、同事務年度に寄せられた金融庁関連の特区提案で、政府の対応方針に盛り込まれた項目はなかった。

Ⅲ 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法(平成17年法律第24号)第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定。最終変更:21年4月24日)を定めている。

当該基本方針においては地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が、当該 基本方針の参考資料においては地域活性化・地域再生に資する施策が、それぞれ記載 されており、当庁にかかる施策として、以下のものが盛り込まれている。

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
・地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。

・中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携

地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の 発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策 を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を 踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生 支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組 織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に 応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等 が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業 省も所掌。

▽地域活性化・地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
・地域密着型金融の 推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。

2. 地域再生計画の認定

20 事務年度において、内閣府地域再生事業推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請(第11回<20年9月10日~25日>、第12回<21年1月19日~30日>、第13回(前半)<21年5月8日~22日>)には、金融庁関連の地域再生事項は含まれていなかった。

第5節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、平成12年6月の金融審議会答申において、「・・・・今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」とその必要性が述べられた。

こうした金融経済教育の重要性は、政府全体で共通の認識となっており、経済成長戦略大綱(18年7月6日、財政・経済一体改革会議決定)に「国民への金融経済教育の充実を図る」、多重債務問題改善プログラム(19年4月20日、多重債務者対策本部決定)に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」、金融・資本市場競争力強化プラン(20年12月21日 金融庁)に「金融経済教育の一層の推進による金融経済リテラシーの一層の向上」が盛り込まれている。更に、18年6月のサミット財務大臣会合(サンクトペテルブルグ)でも、共同声明で金融教育の重要性が盛り込まれ、その後、OECDを中心にモスクワ(18年11月)、ワシントン(20年5月)で国際コンファレンスが開かれるなど、金融経済教育は世界共通の重要な課題として捉えられている。

金融庁では、17年6月に金融経済教育懇談会がとりまとめた「金融経済教育に関する 論点整理」も踏まえ、以下のとおり様々な取組みを行っている。(資料6-5-1参照)

Ⅱ 金融経済教育の具体的な取組み状況

- 1. パンフレット等の作成・配布
- (1) 小学生向けパンフレットの作成・WEBサイト掲載 小学生にも世の中のお金の流れを容易に理解してもらうため、小学生向けパンフレット「くらしと金融」を作成し、金融庁ウェブサイトに掲載している。(資料6-5-2参照)
- (2) 中学生・高校生向け副教材の作成・配布等

学習指導要領に対応した中学生・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」(中学生向けパンフレット、高校生向けパソコンソフト)を作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、授業等で活用要望のある学校に広く配付した。(資料6-5-3参照)

(3) 高校3年生及び一般社会人向けパンフレット・DVDの作成・配布等 高校3年生及び一般社会人を対象に金融取引の基礎知識をとりまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」及び同DVD版を作成し、ウェブサイトに掲載する とともに、全国の地方公共団体、高校、大学等に要望部数を配付した。(資料6-5-4、6-5-5参照)

(4) 多重債務者発生予防のための啓発リーフレットの作成・配布等

19年9月、多重債務者の発生予防を目的としてリーフレット「安易に借金をしてはいけません~多重債務に陥らないために~」を文部科学省と共同で作成し、ウェブサイトに掲載したほか、全国の地方公共団体、高校、大学等に広く配付した。(資料6-5-6参照)

2. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計や資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、財務局との共催で、金沢市、札幌市、高松市、熊本市で開催した。(資料6-5-7参照)

3. 当庁ウェブサイトにおける金融経済教育コーナーの充実

一般消費者への金融に関する消費者教育の充実を図ることを目的として開設している当庁ウェブサイト「おしえて金融庁」及び「一般のみなさんへ」において、トラブル防止のための警告情報を適時に掲載するなど情報提供の充実に努めた。

4. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し協力を行っている。具体的には、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行った。

5. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している。20 年度の表彰者数は個人 14 名・団体 7 団体。(20 事務年度 21 件)。(資料6-5-8参照)

6. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(20事務年度 21件)。(資料6-5-9参照)

第6節 新型インフルエンザへの対応

1. 当庁内での体制の整備

平成21年4月28日、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部が、 内閣に設置されたことを踏まえ、同日午前、与謝野金融担当大臣を本部長とする金融 庁新型インフルエンザ対策本部及び総括審議官を長とする金融庁新型インフルエン ザ対策本部幹事会を設置した。

2. 金融機関等に対する当庁の対応

新型インフルエンザの発生を受けて、金融機関の対応状況等の把握を進めるとともに、政府全体の方針を踏まえ、金融機関等に対して、海外での新型インフルエンザの発生に際し、新型インフルエンザに関する情報等を踏まえながら、職場での感染防止策や社会機能を維持するための業務の継続等のための準備等について要請を行ったほか、国内での新型インフルエンザ患者の発生を踏まえ、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、従業員の感染機会を減らすための工夫や事業運営において感染機会を減らすための工夫の検討について要請を行った。

また、新型インフルエンザの発生を受けて、引き続き金融の円滑化に一層努めるよう要請を行った。

第3部 金融監督等

第7章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 世界的な金融危機への対応について

I 経緯

米国のサブプライムローン問題を契機とする一昨年来の国際的な金融市場の混乱は、 平成 20 年9月の米国大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破たん以降、世界金融危機ともいうべき事態に発展した。

これに対して欧米各国では、公的資金による金融機関への資本増強、銀行の国有化、 預金の全額保護など、短期的な危機対応措置が相次いで講じられている。加えて、金 融危機の再発防止や金融システム強化の観点から、首脳会合などの場において、中長 期的な規制の再構築に向けた取組みが進められている。

わが国の金融システムそのものは、欧米と比べれば相対的に安定しているが、実体 経済の悪化や株式市場等の大幅な変動から来る影響が懸念され、引き続き予断を許さ ない状況である。こうした中、金融庁においても、わが国金融システムの安定を確保 するため、短期的な危機対応措置と、中長期的な規制枠組みの再構築を同時並行的に 実施してきた。

(参考) わが国金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況及びリスク管理状況の把握(資料7-1-1~8参照)

証券化商品等の損失がわが国の金融システムにどのような影響を与えるかという問題意識の下、日常的なヒアリング等を通じ、金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況、リスク管理状況等の把握に努めている。

このうち、預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額や損失額については、19年9月末より四半期毎に公表を行っている。また、20年3月末からは、FSF報告書に示された先進的開示事例を踏まえ、証券化商品等の保有状況についても公表を行っている。なお、この公表に基づく21年3月末時点のわが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品・証券化商品等の保有状況は以下のとおり。(点線内はサブプライム関連商品)

	証券化商品等全体			
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	
	体有缺	计侧供金		
01年2日士	約18兆円	約▲7,700億円	約▲2.5兆円	
21年3月末 	約4,500億円	約▲930億円	約▲1.0兆円	
20年3月末	約23兆円	▲約9,800億円	▲約1.5兆円	
20年0万木	約1.0兆円	▲約1,300億円	▲約7,300億円	

Ⅱ 対応

1. 短期的措置

短期的措置としては、金融機関が安心して資金供給できる環境を更に整備し、実体 経済を金融面からサポートするべく、

- ① 貸出条件緩和が円滑に行われるための措置
- ② 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化
- ③ 会計を巡る国際的な動向への対応
- ④ 改正金融機能強化法の迅速な施行
- ⑤ 特別ヒアリング・集中検査の実施
- 等、様々な措置を講じてきた(第8章第7節参照)。
- 2. また、上記の短期的措置に加えて、今般の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、中長期的な観点から以下のような規制・監督の枠組みの整備も進めてきた。

(1) 世界的な金融市場の混乱を踏まえた監督指針の改正

各金融機関に対するヒアリングやFSF等の国際的な枠組みにおける検証などを通じて得られたリスク管理上の留意点を踏まえて、金融機関による証券化業務、証券化商品等への投資に関して、市場リスク管理、信用リスク管理及び情報開示に関する着眼点を監督指針において充実させた(預金取扱金融機関に関して20年8月6日改正(第8章第1節参照)、保険会社に関して21年6月8日改正(第10章第1節参照))。

また、証券化業務において証券化商品の原資産の追跡可能性(トレーサビリティ)を担保するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し(21年4月2日)、これを踏まえて、日本証券業協会において内部規則(「証券化商品の販売等に関する規則」(21年3月17日))を策定している。

② 信用格付業者に対する公的規制の導入

格付会社を巡っては、今般の金融市場の混乱を受けて、格付会社の利益相反・格付プロセスの品質管理の欠如・情報開示不足等様々な問題が指摘された。そこで、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、一定の体制が整備された信用格付業者は登録を受けることができるとし、登録を受けた信用格付業者について、利益相反防止措置を含めた体制整備、格付方針の公表等の情報開示義務を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、21 年6月に成立・公布された(第3章第2節参照)。

③ 各国監督当局との連携

FSFやIOSCO(証券監督者国際機構)等の様々な国際的な枠組みに引き続き積極的に参画し、協力・貢献しているほか、グローバルに活動する内外の主要金融機関に関して、従来から行っている監督当局間における連携の枠組みを更に発展させて、監督当局間グループ(監督カレッジ)を設置した。

第2節 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求めるなどして、 金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に 向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

Ⅱ オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1)預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるなど経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成20事務年度においては、主要行等に関しては、「平成20事務年度主要行等向け監督方針」を策定し、①金融機能の発揮と利用者の安心・利便の向上、②リスク管理と金融システムの安定、③活力と競争を促すビジネス環境の整備、④金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化等に重点を置いた監督を行った。

また、中小・地域金融機関に関しては、「平成20事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①地域密着型金融の推進等を通じた中小企業金融の円滑化、②地域の利用者の安心と利便、③リスク管理と地域における金融システムの安定、④金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化、に重点を置いた監督を行った。

(2) 保険会社

毎期の決算に基づく報告(業務報告書等)のほか、契約動向や資産の保有状況等について定期的に報告を求めるなど財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、20事務年度においては、「平成20事務年度保険会社等向け監督方針」を 策定し、①契約者等の安心・利便の向上に向けた取組みの促進、②リスク管理の高 度化の促進、③保険会社等の属性に応じた監督対応、④金融規制の質的向上(ベタ ー・レギュレーション)の浸透と具体化等に重点を置いた監督を行った。

(3)金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告(事業報告書等)のほか、金融商品取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、20事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成20事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、①投資者の安心・利便の向上、②信頼できる市場インフラの構築、③業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理 態勢の構築等、④金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体 化等に重点を置いた監督を行った。

2. リスク分析の高度化

リスク・フォーカス、フォワード・ルッキングなアプローチで課題を早期に認識し うるよう、金融システムにかかるリスクに関連する情報の収集及び分析を行うリスク 分析参事官室を設置した。同室では、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化に取り組んでいる。

3. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。20 事務年度は、預金取扱金融機関、保険会社及び金融商品取引業者を対象としてシステムを運用している。データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しているが、金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、分析機能の改修を実施するなどシステムの更なる機能強化を図った。

Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨(資料7-2-1参照)

10 年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、 金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令(銀行法第26条第1項等)の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている(同条第2項等)。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本(資本金、法定準備金、剰余金等)等の自己資本を分子として、また、リスクアセット(金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額)を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

(注) 自己資本比率= 自己資本額(資本金等) リスクアセット額

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年 10月に成立した早期健全化 法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措 置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在 は4段階となっている。

また、10 年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受

けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格 化を行った。

	自己資	本比率	措置の内容	
	国際基準行	国内基準行	日間の内谷	
第1区分	8%未満4%以上	4%未満2%以上	経営改善計画(原則として資本増	
			強に係る措置を含む)の提出及び	
			その実行	
第2区分	4%未満2%以上	2%未満1%以上	資本増強に係る合理的と認められ	
			る計画の提出・実行、配当・役員	
			賞与の禁止又はその額の抑制、総	
			資産の圧縮又は抑制等	
第2区分	2%未満0%以上	1%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮	
の2			小、合併又は銀行業の廃止等の措	
			置のいずれかを選択した上当該選	
			択に係る措置を実施	
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止	

4. 発動実績

20 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	O件
信用組合	61 件
系統金融機関	3件

(注) 労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、 農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

IV 早期警戒制度について

1. 趣旨(資料7-2-2参照) 14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自 己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするため の監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年 12 月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法 第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14 年 12 月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、 資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15 年 3 月の「リレーションシップバンキング の機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年 6 月末から新たに「信用 リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼルIIの第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング(19年4月より実施)を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

さらに、金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。(資料7-2-3参照)

第3節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨(資料7-3-1参照)

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分(注1)を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ 行政処分の業態別発動状況(資料7-3-2参照)

20事務年度における行政処分の業態別発動件数(注2)は、以下の通り。

※【 】内の件数は業務停止命令等(注3)の件数。

① 銀行等	:	10件【	2件】
②協同組織金融機関	:	4件【	0件】
③ 金融商品取引業者等	:	47 件【	18件】
④ 保険会社等	:	17件【	3件】
⑤ 貸金業者	:	9件【	4件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【	0件】
⑦ 前払式証票発行者	:	O件【	0件】
⑧ 抵当証券業者	:	O件【	0件】

- (注1)本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(業務改善命令、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等)をいう。
- (注2)本節でいう業態の内訳は、銀行等(主要行等、外国銀行支店等、その他銀行、地域銀行、信託会社)、協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統)、金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社)、保険会社等(生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者等)、をいう。
- (注3) 本節でいう業務停止命令等とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、 認可取消し等をいう。

第4節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—「世界一安全な国、日本」の復活を目指して」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム 18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された(19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称)。

2. 企業活動からの暴力団排除

- (1)暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。
- (2)金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請 文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改 正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。
- (3)金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」において、暴力団排除条項の導入や反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築について検討している。この結果を受け、20年11月に全国銀行協会は、融資取引に係る暴力団排除条項の参考例を制定した。また、各都道府県単位で銀行警察連絡協議会を設置し、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。
- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」において、 暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」を設置することとしたことを受

け、21 年3月に日本証券業協会が、国家公安委員会より当該機関としての登録を受け業務を開始している。引き続き、「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力排除に向けた対応を行っている。

第5節 郵政民営化について

I 経緯(資料7-5-1~2参照)

郵政民営化については、平成17年10月14日に郵政民営化法が成立し、19年10月1日に施行された。これに伴い、日本郵政公社が解散し、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命」という。)がその機能を引き継ぎ、それぞれの業務を開始した。

Ⅱ 具体的な取組み

1. 「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可

内閣総理大臣及び総務大臣は、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を 聴取し、財務大臣に協議した上で、19年9月10日、日本郵政株式会社に対して「日 本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を認可した。

2. 新規業務の認可

(1) 新規業務(運用対象の自由化)の認可

金融庁長官及び総務大臣は、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見を聴取した上で、19年12月19日、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命に対し、新規業務(運用対象の自由化)を認可した。

(2) 新規業務(クレジットカード業務、他の保険会社の法人向け商品の受託販売等) の認可

金融庁長官及び総務大臣は、郵政民営化法に基づき、郵政民営化委員会の意見 を聴取した上で、20年4月18日、ゆうちょ銀行に対してクレジットカード業務 等の新規業務を、また、かんぽ生命に対して他の保険会社の法人向け商品の受託 販売等の新規業務を、それぞれ認可した。

3. 郵政民営化委員会による総合的な見直しへの対応

郵政民営化法第19条第1項において、郵政民営化委員会が、3年ごとに郵政民営化 の進捗状況について総合的な見直しを行うこととなっているため、同委員会は20年 9月より関係者からのヒアリングを実施。この一環として、同年12月10日、金融庁 は同委員会によるヒアリングに出席した。

なお、21 年3月13日に「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見」がとりまとめられ、同年3月19日に郵政民営化推進本部(本部長は内閣総理大臣)により国会に報告された。

第6節 金融コングロマリット監督

I 金融コングロマリット監督指針

平成17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」は、銀行業、保険業、証券業といった業態をまたがるグループ形態(金融コングロマリット)が多く見られることとなった状況を踏まえ、グループとしての財務の健全性や業務の適切性に重大な影響を与える可能性があるリスク等を整理するとともに、グループとしてのリスク管理態勢等に係る監督上の着眼点・留意点を明確化したものである。

本監督指針については、策定・公表後における環境変化等を踏まえつつ、随時必要な改正を加えてきたところである。20事務年度においては、21年1月30日に、金融商品取引法改正によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理体制の整備が義務付けられることを受け、基本的な考え方や監督上の着眼点を示すための改正を行った(6月1日施行)。

Ⅱ 金融コングロマリットの概況

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)又は投資運用業を行う者)のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう(「金融庁組織規則第8条第4項第1号」)。

21年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、119グループ、それらを構成する金融機関(銀行、保険会社、証券会社等)は331機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、監督指針に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し(18 年7月から府令室)、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第8章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針 監督方針

- I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針
 - 1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、20事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

- (1) リスク管理等に係る改正(20年8月6日)
 - ① リスク管理について

サブプライムローン問題を受け、当庁による各金融機関に対するヒアリングや FSF等の国際的枠組みにおける検証などを通じて得られたリスク管理上の留意 点を監督上の着眼点に追記する等の改正を行った。

- ② 銀行代理業制度について 銀行代理業制度に関して、監督・代理業許可申請審査の一層の効率化等を図る ため所要の改正を行った。
- ③ 銀行免許の手続きについて 銀行の財務や経営に影響力を有する株主が存在する銀行の免許審査に係る監督 上の主な着眼点等を追記する改正を行った。
- (2)中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための改正(20年11月7日) 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、融資条件 (貸出条件)の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば 貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、改正を行った。
- (3)「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立に伴う改正(20年12月17日)「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立を受け、所要の改正を行った。
- (4) 金融商品取引法等の一部を改正する法律によるファイアーウォール規制の見直しに伴う改正(21年1月30日)(利益相反管理態勢については21年6月1日より適用)

金融商品取引法等の一部改正(21年6月1日施行)によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点等を定めた。また、銀行法第16条の3第7項(議決権取得制限の例外措置)に事業再生会社が追加されたことに伴い、当該会社につき例外措置が認められる場合における留意点

を定めた。

(5) 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部 を改正する法律の施行に伴う改正(21年7月3日)

「産業活力再生特別措置法」が「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改正されたことに伴い、所要の改正を行った。

(6)株式会社企業再生支援機構法施行に伴う改正を予定(21年7月24日意見募集開始)

株式会社企業再生支援機構法が6月26日に公布されたことを受け、貸出条件緩和 債権に該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の策定主体と して同機構を明記する改正を予定。

- 2. 20 事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応(資料8-1-1参照)
- (1) 金融機能の発揮と利用者の安心・利便

国民生活、そして経済活動を支える上で、金融の果たす役割は大きく、現下の経済情勢も踏まえると、主要行等が、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、その金融機能を的確に発揮し、利用者の安心と利便の向上に寄与することが大切である。このことを踏まえ、①金融の円滑化、②資産運用ニーズへの対応、③業務の継続性、④金融機能の不正利用の防止について、金融機関に対するヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

(2) リスク管理と金融システムの安定

内外の経済・市場環境が変化する中で、主要行等が、金融仲介機能を適切に発揮 し続けるためには、適切な経営管理(ガバナンス)の下、質の高いリスク管理を定 着させることが必要であり、それがひいては金融システムの安定にも寄与すること となる。このため、当局としても、①証券化商品等に係るリスク管理の強化、②収 益基盤の充実、③リスク情報の開示の充実、④国際的なフォーラムへの積極的な参 加と情報収集・発信に留意して、主要行等の自主的な取組みを促した。

(3)「市場強化プラン」に沿った取組み

当庁が、19 年 12 月に公表した「市場強化プラン」は、我が国市場における金融サービス業の活力と競争を促し、内外の利用者にとっての我が国市場の魅力を高めるとともに、主要行等の海外展開にも資する内容となっている。本プランに沿った取組みの一環として、主要行等の監督に当たっても、①銀行グループの業務範囲拡大やファイアーウォール規制の見直し等、②内外金融機関との対話の深化・充実に留意して、活力と競争を促すビジネス環境の整備に努めた。

(4) 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化 20事務年度の諸課題に対して、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り 組み、定着させるとともに、その浸透と具体化を図った。

- Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針
 - 1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、16 年 5 月 31 日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、20 事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

- (1)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」独自の改正
 - ① 金融機能強化法の活用促進を図るための改正(21年3月27日) 「金融円滑化のための新たな対応について」(21年3月10日)に盛り込まれた、 金融機能強化法の活用促進のための措置として、経営強化計画の履行を確保する ための監督上の措置について改正を行った。
- (2)「主要行等向けの総合的な監督指針」と同様の改正等
 - ① リスク管理等に係る改正(20年8月6日)
 - ② 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための改正(20年11月7日)
 - ③「金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の 促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立に伴う改正(20年12月 17日)
 - ④ 金融商品取引法等の一部を改正する法律によるファイアーウォール規制の見直 しに伴う改正(21年1月30日)(利益相反管理態勢については21年6月1日より適用)
 - ⑤ 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正(21年7月3日)
 - ⑥ 株式会社企業再生支援機構法施行に伴う改正を予定(21年7月24日意見募集開始)
- 2. 20 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応(資料8-1-2参照)
- (1)地域密着型金融の推進等を通じた中小企業金融の円滑化 地域金融機関においては、地域密着型金融の一層の推進等に努めていくことが重 要であることを踏まえ、以下の2点に重点をおいて、中小企業金融の円滑化に向け た取組みを行った。
 - ① 中小企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化 金融機関の融資動向等に関するアンケート調査や、金融庁職員の地方出張による中小企業金融の実態把握等を通じて、地域金融機関の融資動向や借手企業の状況についてきめ細かな実態把握を行った。
 - ② 地域密着型金融の推進

各中小・地域金融機関に共通して取組みを求める内容である、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、②中小企業に適した資金供給手法の徹底、③持続可能な地域経済への貢献、の3項目について、ヒアリング等を通じて重点的に監督を行った。

また、以下の取組み等により、地域金融機関の深度ある取組みに対する動機付けを行った。

ア. 地域密着型金融に関するシンポジウム、顕彰

地域密着型金融の取組みに係る金融機関のノウハウ等の一層の共有化を推進するため、全国の財務局等においてシンポジウムを開催した。また、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい地密着型金融に関する取組みについて、顕彰を実施した(20年11月~21年3月)。

イ. 地域密着型金融に関する取組み事例集

20 年度シンポジウムにおいて発表された取組み事例を中心に、先進的な事例 や広く実践されることが望ましい事例について取りまとめた事例集を公表した (21 年 3 月 31 日)。

(2) 地域の利用者の安心と利便

地域の経済活動等を支える上で地域金融の果たす役割は大きく、その重要な担い 手である地域金融機関においては、創意工夫をこらした自主的な取組みにより、地域の利用者の安心と利便性の向上に寄与することが大切である。このことを踏まえ ①資産運用ニーズへの対応、②業務の継続性、③金融機能の不正利用の防止、の3 項目について、金融機関からの報告や当局に寄せられた情報等を踏まえたヒアリング等を通じて、重点的に監督を行った。

(3) リスク管理と地域における金融システムの安定

内外の経済・市場環境が変化する中で、地域金融機関が金融仲介機能を適切に発揮し続けるためには、適切な経営管理(ガバナンス)の下、質の高いリスク管理を定着させることが必要であり、それがひいては地域における金融システムの安定にも寄与することとなる。このため、当局としても、①適切なリスク管理、②収益基盤の充実、の2項目に留意して、地域金融機関の自主的な取組みを促した。

(4) 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化 20事務年度の諸課題に対して、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り 組み、定着させるとともに、その浸透と具体化を図った。

第2節 預金取扱金融機関の概況

Ⅰ 主要行等の平成20年度決算概況(資料8-2-1~3参照)

主要行等の20年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- 1. 実質業務純益は、貸出残高は増加したものの、資金利益の改善は限定的であったこと、市況悪化により手数料収入が減少したこと等により、前年同期(3.2兆円)より0.6 兆円減の2.6兆円となった。
- 2. 不良債権処分損は、企業の業況悪化による償却・引当金の増加等により、前年同期 (▲0.4兆円)より1.5兆円増の▲1.9兆円となった。
- 3. 株式関係等損益は、前年同期 (▲0.04兆円) より1.5兆円減の▲1.5兆円となった。
- 4. 経常利益は、前年同期(2.2兆円)より3.4兆円減の▲1.1兆円となった。
- 5. 当期純利益は、与信関係費用や株式の減損処理額の増加等により、前年同期 (1.4 兆円) より3.1兆円減の▲1.6兆円となった。
- 6. 自己資本比率(単体の加重平均)は、前年同期(12.3%)より0.1%ポイント増の12.4% となった。

(参考) 有価証券の評価損益

その他有価証券の評価損益は▲1.7兆円となった。(前年同期は2.3兆円)

21 年 3 月末:日経平均株価 8,109.53 、TOPIX 773.66 20 年 3 月末:日経平均株価 12,525.54 、TOPIX 1,212.96

- 7. 不良債権残高(金融再生法開示債権)は、前年同期(3.8 兆円)より0.9 兆円増の4.8 兆円となった。不良債権比率は、前年同期(1.4%)より0.3%ポイント増加し1.7%となった。
- Ⅱ 地域銀行の平成20年度決算概況(資料8-2-4参照)

地域銀行の20年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- 1. 実質業務純益は、債券や投資信託の減損処理の増加、手数料収入の減少等により、 前期(17,994 億円)に比べ6,561 億円減の11,432 億円となった。
- 2. 当期純利益は、実質業務純益の減益に加え、不良債権処理や株式等の減損処理の増加等により、前期(6,401億円)に比べ10,539億円減の▲4,138億円となった。

- 3. 自己資本比率(単体の加重平均)は、前期(10.3%)とほぼ横ばいの10.5%となった。
- 4. 不良債権残高(金融再生法開示債権)は、前期(7.5 兆円)に比べ0.4 兆円減の7.1 兆円となった。不良債権比率は、前期(3.7%)より0.3%ポイント低下の3.4%で、ピーク時(14年9月期8.3%)の半分以下の水準となっている。

Ⅲ 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

20年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は以下のとおりである。

りそな銀行、りそな信託銀行

(内容) 21年4月1日に合併

行名: りそな銀行

2. 地域銀行の再編等

- (1) 20年7月以降に行われた、又は構想が発表された地域銀行における統合・再編は、 以下のとおりである。
 - ① きらやかホールディングス、きらやか銀行

(内容) 20年10月1日に合併

新銀行名:きらやか銀行

② 北洋銀行、札幌銀行

(内容) 20年10月14日に合併

新銀行名:北洋銀行

③ 香川銀行、徳島銀行

(内容) 22 年 4 月を目途に持株会社を設立し経営統合を行うことを基本合意 (21 年 1 月 26 日公表)

④ 関西アーバン銀行、びわこ銀行

(内容) 22 年 3 月 1 日を目途に両行の合併を行うことを基本合意 (21 年 3 月 13 日公表)

⑤ 関東つくば銀行、茨城銀行

(内容) 22 年 3 月 1 日を目途に両行の合併を行う基本合意書を締結 (21 年 4 月 28 日公表)

⑥ 荘内銀行、北都銀行

(内容) 21 年 10 月 1 日に持株会社を設立し経営統合を行うための経営統合協定書を締結(21 年 5 月 15 日公表)

⑦ 池田銀行、泉州銀行

(内容) 21 年 10 月 1 日に持株会社を設立し経営統合を行うための経営統合 を締結(21 年 5 月 25 日公表)

(2) 合併等促進法関係

関東つくば銀行から提出された 20 年3月期の経営基盤強化計画の履行状況報告及び経営計画 (20 年度から 22 年度の3ヵ年計画) が、20 年8月13日に公表された。

なお、同行については、60億円の期限前弁済が行われ、この結果、組織再編成 促進特別措置法に基づく資本増強額(60億円)は全額返済を受けた。

(3) 金融機能強化法関係

①旧金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況報告

紀陽ホールディングス及び豊和銀行の経営強化計画の 20 年3月期の履行状況報告については、同年8月 13 日に、同年9月期の履行状況報告については、21年1月30日に、公表した。

②改正金融機能強化法に基づく資本参加の決定

北洋銀行、福邦銀行及び南日本銀行より、20 年 12 月に改正・施行された金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあり、各行から提出された経営強化計画について、同法第5条の規定に基づき審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、21年3月13日、北洋銀行に対し1,000億円、福邦銀行に対し60億円、南日本銀行に対し150億円(3行合計で1,210億円)の資本参加を決定し、公表した。

3. 外国銀行等の退出等

20年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店及び外資系信託銀行において銀行業の廃止等があった。

(外国銀行支店)			
アメリカン・エキスプレス銀	20年11月19日	20年12月1日	全部譲渡
行(アメリカ)東京支店			
ドレスナー銀行(ドイツ)東	21年3月25日	21年3月31日	全部譲渡
京支店			

認可日

認可実行日

(外資系信託銀行)

JPモルガン信託銀行 21年2月19日 21年3月1日 株式譲渡 及び 商号変更

- (注1) アメリカン・エキスプレス銀行東京支店は、スタンダードチャータード 銀行東京支店に事業の全部譲渡を行った。
- (注2) ドレスナー銀行東京支店はコメルツ銀行東京支店に事業の全部譲渡を行った。
- (注3) JPモルガン信託銀行は、JPモルガン・チェース・グループからバン

ク・オブ・ニューヨーク・メロングループに発行済み株式を譲渡したことによりニューヨークメロン信託銀行株式会社に商号変更を行った。

Ⅳ 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料8-2-5~7参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分(破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会(SEC)と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 不良債権の現状(資料8-2-8~15参照)

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

(単位:%、兆円)

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	20年	21 年
	3月期	9月期	3月期						
不良債権比率	8.4	7.4	5.8	4.0	2.9	2.5	2.4	2.5	2.4
総与信	512.0	474.5	455.5	446.1	457.4	472.7	481.6	489.0	498.7
金融再生法 開示債権	43.2	35.3	26.2	17.9	13.4	12.0	11.4	12.3	12.0
破産更生債権	7.4	5.7	4.4	3.2	2.1	2.2	2.0	2.8	3.4
危険債権	19.3	13.0	11.2	8.8	6.1	6.0	5.7	6.2	6.4
要管理債権	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	3.3	2.1
正常債権	468.9	439.2	428.9	428.2	460.7	450.9	470.2	476.7	486.8

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

16年	17年	17年	18年	18年	19 年	19 年	20年	20年	21 年
3月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期	9月期	3月期
26.2	17.5	15.6	13.1	12.1	11.8	11.6	11.2	12.0	11.6

3. 不良債権問題への取組み(資料8-2-16、17参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。(注) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注) なお、17 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2 年・3 年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルール を取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良 債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防 止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分について

I 銀行

1. 新銀行東京 (平成 20 年 12 月 26 日)

元行員が関与した融資詐欺事案に関連し、経営陣は、他の問題事案の有無の調査、 再発防止策の策定などに係る十分な取組みを行っていないほか、債務者の実態を把握 する十分な態勢整備を図るには至っていないなど、今後更なる改善を要する問題点が 認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

2. 福島銀行(21年4月3日)

20 年6月に実施した配当が会社法等に規定する分配可能額を超えていたことが判明。

役職員が会社法等の基本的な知識を欠いていたこと、経営管理態勢及び業務遂行態勢の整備が不十分であったこと等が認められたことから、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき業務改善命令を発出。

3. 百十四銀行(21年6月10日)

元行員が社内規定に違反し権限を超えた融資を実行したこと等により、多額の回収 不能が懸念されるといった不祥事件が発生。

経営管理態勢、法令等遵守態勢や反社会的勢力による被害の防止に向けた取組みが不十分である等の問題が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

4. シティバンク銀行(21年6月26日)

マネーローンダリングをはじめとする疑わしい取引の届出義務を的確に履行する態勢の未整備、及び16年9月の業務改善命令に違反することなどから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務一部停止命令及び業務改善命令を発出。

Ⅱ 協同組織金融機関

1. 信用金庫

(1) 上田信用金庫(21年5月29日)

営業店長による顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部による内部監査機能が働いていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

(2) 静岡信用金庫(21年5月29日)

営業店において顧客預金等の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能が発揮されていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

2. 信用組合

(1) 中央商銀信用組合(21年4月24日)

営業店において現金横領の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立が不十分であったほか、営業店における相互牽制や内部監査が機能しておらず経営陣による組織体制の整備が不十分であるなど、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢に重大な問題があると認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

(2) 飛騨信用組合(21年5月29日)

複数の不祥事件について当局への届出を怠っていた事案等が判明。

理事会及び監事会は十分機能しておらず、事務処理は適切性を欠き相互牽制機能 も発揮されなかったほか、内部管理部門及び監事監査は、実効性のある監査及び監 査実施後の対応などの機能発揮が不十分であったことから、協同組合による金融事 業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、 業務改善命令を発出。

第4節 バーゼルⅡ(自己資本比率規制)への対応

平成16年6月に、バーゼル銀行監督委員会が公表した新しい自己資本比率規制(バーゼルII)の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼルIIが実施された。バーゼルIIは、「最低所要自己資本比率」(第1の柱)、「金融機関の自己管理と監督上の検証」(第2の柱)及び「市場規律」(第3の柱)の3つの柱からなる新しい規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制(バーゼルI)よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである(資料8-4-1参照)。

バーゼルIIの国内実施について、順調に移行段階から定着段階へ進展しつつある一方で、20事務年度においては、世界的な金融市場の混乱を受けた異例の経済状況下、有価証券の含み損益の取扱いを弾力化する監督上の時限措置を講じた(資料8-4-2参照)ほか、年末・年度末の中小企業金融の円滑化対応として、信用保証協会保証の取扱いの実態に即した見直し(資料8-4-3参照)や、信用保証協会の緊急保証付き与信のリスク・ウェイトの見直しなどの措置を講じた。この他にも、政策金融改革を踏まえ、第1の柱に関する所要の告示改正や、投資損失引当金・偶発損失引当金等の取扱いに関する「追加Q&A」(解釈集)を公表するなど、実態および実務に応じた対応を行った。当局の事前承認を要する計算手法に関しては、20年9月末には、信用リスクの基礎的内部格付手法、21年3月末には信用リスクの先進的内部格付手法およびオペレーショナル・リスクの先進的計測手法等、それぞれ審査・承認を行った(資料8-4-4参照)。

また、第2の柱については、自己資本比率の計算結果等に関する報告に基づき、承認後のモニタリングやフォローアップヒアリング等を実施したほか、早期警戒制度の枠組み等を活用しつつ、異例の市場環境となる中での金融機関の健全性に関し、注意深くモニタリングを実施した。

さらに、第3の柱についても、前述の第1の柱における措置に対応するため、所要の 手当を行った。 第5節 資本増強制度への対応(旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法)

- I 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ
 - 1. 平成20年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年7月25日に、 同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月19日に報告内容 の公表が行われた。(資料8-5-1~2参照)
 - 2. 20 年 3 月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れたあおぞら銀行、琉球銀行、岐阜銀行について、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められたことから、金融機能早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき、20 年 7 月 25 日に業務改善命令を発出した。(資料 8 5 3 ~ 5 参照)

Ⅱ 経営健全化計画の見直し

- 1. 経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画 の策定を求めることとされている。20事務年度が見直し時期に当たるりそなホールディングス及びりそな銀行、ほくほくフィナンシャルグループ、西日本シティ銀行について、20年11月7日に見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。
- 2. また、上記 I 2. の業務改善命令を受けた3行については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が、琉球銀行、岐阜銀行については20年9月16日に、あおぞら銀行については同年10月3日にそれぞれ公表された。

Ⅲ 公的資金の返済状況

20 事務年度においては、公的資本増強行のうち、りそなホールディングス、中央三井トラストホールディングスについて、合計で約4,007 億円の優先株式等の処分が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、21年6月末時点で注入額面ベースで約9.4兆円が返済されており、残額は約2.9兆円となっている。なお、すでに返済されている約9.4兆円に対し、約1.3兆円の利益(キャピタルゲイン)を実現している。

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域金融機関(地域銀行、信用金庫及び信用組合)に対しては、平成 15 年4月以降、 2次のアクションプログラムを通じて、4年間にわたり地域密着型金融を推進してきた。 その後、19 年4月5日、金融審議会において、それまでの取組みとその後の対応について報告書が取りまとめられ、改めて、地域密着型金融の中で地域金融機関に期待される役割や具体的な取組み、推進の枠組み等について整理が行われた。

これを受け、19年8月24日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行い、19年度以降においては、アクションプログラムという時限的な枠組みではなく、通常の監督行政の言わば恒久的な枠組みで、引き続き地域密着型金融を推進することとした。

Ⅱ 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 推進の枠組み

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、地域密着型金融の推進について、地域金融機関に共通して取組みを求める内容を以下の三つの分野に整理している。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

そのうえで、地域金融機関においては、自主的に、地域密着型金融に係る具体的取組みの重点事項及び具体的目標の設定と、取組み実績の公表が要請されることとしている。

他方、当局においては、地域密着型金融の推進に当たって、金融機関の自由な競争、自己責任原則に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目(パブリック・プレッシャー)を通じたガバナンスを基本として、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を図ることとしている。

2. 当局の施策

当局は、各地域金融機関の取組み状況をフォローアップするなど、地域密着型金融の推進を図るべく各般の施策を実施した。20 事務年度における当局の施策の主な進捗状況は、以下のとおりである。

(1) 地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、 評価する会議(シンポジウム)を各地の財務局及び財務事務所で開催した(20 年 11 月から 21 年 3 月にかけ、全国 43 箇所で実施)。

- (2) 特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについて、顕彰を実施するとともに、「地域密着型金融に関する取組み事例集」をとりまとめて、公表した(21年3月31日)。
- (3)全体の取組み状況を総合的に把握するため、各地域金融機関が行う地域密着型金融に関する取組み実績をとりまとめ、公表した。(21年7月8日)。(資料8-6-1参照)

第7節 中小企業をはじめとした企業金融の円滑化(いわゆる「貸し渋り」問題)への対応

I 対応

世界の金融資本市場の混乱とこれに伴う世界的な景気後退の影響を受けて、我が国の景気は急速に悪化し、中小企業をはじめとした企業の業況や資金繰りも厳しい状況となった。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、関係機関とも連携しながら、以下のような中小企業をはじめとした企業金融の円滑化に向けた施策を講じてきた。(資料8-7-1参照)

1.「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」の公表

平成20年9月2日、中小企業金融の円滑化に向けた基本的考え方と今後の対応方針を取りまとめ、公表した。具体的には、民間金融機関が借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況をめざしていくことが重要であるとの基本的考え方を明確にした。その上で、具体的取組みとして、①きめ細かな実態把握と中小企業金融の円滑化に向けた監視の強化、②金融機関等への働きかけ、③実態を踏まえた適切な検査・監督行政の推進を行っていくこととした。(資料8-7-2参照)

なお、同年9月の「平成20事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成20事務年 度中小・地域金融機関向け監督方針」は、上記趣旨に沿って策定されている。

2. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

① 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

20年8月には、全国11の全ての財務局等管内の15道府県に金融庁幹部職員を派遣し、中小・零細企業及び団体51社・団体等から中小企業の業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング調査を実施した。

また、20 年5月、8月、11 月、21 年2月及び5月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

② 中小企業庁と合同の全国の中小企業者との意見交換会

中小企業の業況や資金繰りの状況等をきめ細かく把握し、行政対応に活用すること等を目的として、20 年 10 月から、中小企業庁と合同で、全国各地で中小企業者との中小企業金融に関する意見交換会を開催した。(21 年 2 月までに全国 153 箇所で約 1,000 社の中小企業者との意見交換を実施し、結果を公表。その後も継続中。)(資料 8 - 7 - 3 参照)

③ 金融円滑化「大臣目安箱」の開設等

20年10月、金融庁・財務省は、中小企業金融の円滑化に向けた監視を強化する

ため、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口として金融円滑化「大臣目安箱」を開設した。大臣目安箱で受け付けた情報は、そのまま大臣に届けられている。同時に、金融サービス利用者相談室及び「金融円滑化ホットライン」で受け付けた情報と同様に、具体的な情報を金融機関側に開示しても構わない場合は、当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請しているほか、金融機関に対する検査・監督に活用している。

3. 金融機関への要請

(1) 金融担当大臣から金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、20年10月15日、12月3日、12月17日及び21年2月24日に、全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

② 文書による要請

中小企業庁と連携し、金融関係団体に対し、20年9月2日、12月3日、21年2月25日に、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業等に対する円滑な資金供給の確保に努めるよう要請する文書を発出した。また、緊急保証制度の開始及びその後の制度拡充に合わせ、20年10月29日、21年1月29日及び6月8日にも、文書を発出した。

③ その他

各地域において、20年11月から3月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、 政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済 産業局、都道府県で共催した。

4. 制度面の取組み

① 改正金融機能強化法の迅速な施行

国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化することにより、厳しい 状況に直面する地域経済、中小企業を支援することを目的とする「金融機能の強化 のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措 置法の一部を改正する法律」が第170回国会に提出され、20年12月12日には可決・ 成立した。その後、関係する政令・内閣府令・監督指針の整備を迅速に行い、12月 17日にこれらの法令を施行した。(資料8-7-4参照)

また、20年中に全国各地で金融機関向けの説明会を開催し、本制度の周知・徹底を図るとともに、その活用の検討について、積極的な呼びかけを行った。

② 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

金融機関が既存の融資について、より柔軟に貸出条件の緩和に応じることは、借手 企業の資金繰り更には経営の改善を図り、その結果として金融機関が抱える信用リス クの軽減にも資するものである。そこで条件変更を行っても貸出条件緩和債権に該当し ない取扱いを拡充するため、20年11月7日、監督指針及び金融検査マニュアル別冊 〔中小企業融資編〕を改定した。(資料8-7-5参照)

その後、21年2月20日及び6月5日に、金融機関による「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について、調査結果を公表した。(資料8-7-6参照)

③ 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化等

世界的な金融市場の混乱を受けた異例の状況の下、自己資本比率の急激な変動によって銀行等の預貯金取扱金融機関の金融仲介機能を低下させないための監督上の時限措置として、20年11月7日、銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化措置を公表した。(24年3月末までの特例措置)(資料8-4-2参照)

また、20年12月12日には、自己資本比率規制を一部改正し、リスク・ウェイトが軽減される「同一の債務者への与信額が1億円以下」の中小企業向け与信について、これまで信用保証協会保証が付いたものも与信額に含めていたところ、これを別枠化することで、中小企業融資の円滑化に資するような枠組みとした。(資料8-4-3参照)

5. 「金融円滑化のための新たな対応について」の公表

21 年 3 月 10 日、中小企業をはじめとする企業金融の更なる円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表し、以下の施策を講じることとした。 (資料 8 - 7 - 7 参照)

(1) 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

21年2月中旬から、主要行をはじめ原則全ての銀行及び信金・信組に対し、年度末に向けた金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施。その結果等を踏まえ、21年4月~6月にかけて集中検査を実施し、金融機関が期待される金融仲介機能を十分に発揮しているか、貸し渋り・貸し剥がしと受け取られかねない対応がなされていないか、を主要行に対して短期集中的に検証した。また、地域金融機関等に対しても、21年4月以降の通常検査の中で集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証した。

② 緊急保証に係るリスク・ウェイトの見直し

信用保証協会による緊急保証付き融資について、緊急保証制度の政策的役割や政府予算によりほぼ全額バックアップが講じられていることなどを踏まえ、自己資本比率規制上のリスク・ウェイトを10%から0%に引き下げ、具体的な取扱いに関しての解釈集(Q&A)も併せて公表した。

③ コベナンツ対応の弾力化の促進

売上げの減少等により財務内容が悪化している企業等において、金融機関からの借入に係るコベナンツ(借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項)に抵触する事例が生じつつある状況を踏まえ、金融機関がコベナンツの変更・猶予を行っても、それのみで不良債権(貸出条件緩和債権)に該当しないことを「貸出条件緩和債権関係 Q&A」において明確化するとともに、21 年 3 月 11 日にはコベナンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して文書で要請した。

④ 市場型間接金融(シンジケート・ローン等)の積極的活用の要請

企業の資金繰りは厳しさを増し、20年末には社債・CP市場における調達環境(直接金融)が急激に悪化し、企業がその資金調達手段を銀行借入(間接金融)にシフトするといった動きが見られたことを踏まえ、リスク分散を図った形での資金供給を促進する観点から、21年3月11日に、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して文書で要請した。

⑤ 金融機能強化法の活用促進

金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮を促すため、金融機能強化法について以下の環境整備を実施した。

- ・公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を 踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定
- ・経営強化計画の「業務粗利益経費率(注)」については、計画終期の実績が計画 始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることは ない旨を、監督指針に明記
- ・金融機関に対し、トップヒアリング等の機会を通じて、金融機能強化法の活用 の積極的な検討や、将来に備えた優先株式の発行に関する定款変更の検討を要 請
- (注)業務粗利益経費率(OHR) = (経費 機械化関連費用)/業務粗利益

6. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融を推進することにより、地域の中小企業等に対する金融の円滑化等の効果が期待される。

詳しくは、第3部第8章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。

7. 円滑な中小企業・地域金融に向けた検査での対応等

我が国経済の基盤を支える中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な 役割の一つであることを踏まえ、金融機関が適切なリスク管理をベースとして、中小 企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築され ているか検証するとともに、金融機関による企業の事業再生の取組みについて、検査 において積極的な評価を図り、評価事例を盛り込んだ金融検査指摘事例集を公表した。 具体的には、平成20年8月に策定した「平成20検査事務年度検査基本方針」にお いて、検査重点事項として『円滑な中小企業・地域金融に向けた対応』を掲げ、金融 機関において、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか重点的に検証を行い、優れた取組等については検査において積極的に評価した。

また、金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要である。金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕には、そうした実態把握を適切に行うための着眼点、すなわち中小企業の特性、経営状態や将来性を高く評価するための具体的なポイントが記載されており、中小企業にとっては、金融機関と融資の交渉を行う、あるいは経営改善への支援を求めるといった際に役立つものとなっている。こうしたことから、19 事務年度に引き続き、中小企業の経営者等に対し、同マニュアルについての説明会を、各財務(支)局、沖縄総合事務局の協力を得て、全国各地で実施した(20事務年度中に435 件開催、24,403 名が参加)。

Ⅱ 現状

1. 中小企業の業況・資金繰り

中小企業に対する金融機関の貸出態度の指標である日銀短観の「(中小企業に対する)貸出態度判断 D. I.」(D. I. =「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、21年3月期が▲14、6月期が▲13となっている。(資料8-7-8参照)

また、当庁が実施している全国の商工会議所に対するアンケート調査では、中小企業の業況 D. I. は、2月調査の▲97 から5月調査では▲93 に、中小企業の資金繰り D. I. は、2月調査の▲88 から5月調査では▲79 になっており、依然として厳しい状況が続いているものの僅かに改善しています。(資料8-7-9参照)

なお、最近の民間金融機関の融資動向は、日本銀行統計によれば、法人向け貸出残高は、21 年6月が対前年同月比+2.6%となっており、うち中小企業向け貸出残高をみると対前年同月比▲1.2%となっている。(資料8-7-10参照)

2. 中小企業に対する貸出条件緩和の実績等

主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体による中小企業に対する貸出条件 緩和の実績は、21 年 1~3 月期において 39,117 件 (18,366 億円) となっており、I. 4. ②の制度改定前の 20 年 7~9 月期と比較すると、件数ベースで 37.9% (金額ベースで 52.5%) 増加している。(資料8-7-6参照)

そのほか、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。(資料8-7-11参照)

第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ 被害及び補償の状況(資料8-8-1参照)

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護法)の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月(18年12月末時点)より公表している。

- 21年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。
- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、18 年度 638 件、19 年度は 703 件、20 年度は 398 件となっている。20 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、18 年度 6,890 件、19 年度は 5,253 件、20 年度は 4,744 件となっている。20 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、51.9%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、18 年度 258 件、19 年度は 282 件、20 年度は 228 件となっている。20 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.2%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、18 年度 102 件、19 年度は 233 件、20 年度は127件となっている。20 年度に発生した被害に対する補償については、 処理方針決定済みの被害のうち、63.8% (件数ベース) を金融機関が補償している。

Ⅱ 対応

金融機関における対応状況の把握(資料8-8-2参照)

各預金取扱金融機関の 21 年3月末時点でのATM及びインターネットバンキング における認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、そ の概要を公表した。

第9節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降21年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は22.672件となっている。

Ⅱ 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15 年9月以降 21 年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った 22,672 件のうち、金融機関において、12,051 件の利用停止、8,621 件の強制解約等を行っている。

第10節 振り込め詐欺への対応

金融機能を不正に利用する振り込め詐欺への対応は重要であり、金融庁では、業界団体との意見交換の機会を活用し、ATM 周辺における顧客への声かけなどの積極的な振り込め詐欺被害防止対策を金融機関に対して促すとともに、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)の趣旨に沿った対応に努めるよう繰り返し要請した。

また、平成20年9月には、振り込め詐欺対策に関する意見交換を、警察庁及び全国銀行協会と行った。その結果、同年10月を「振り込め詐欺対策強化月間」とし、振り込め詐欺の被害に遭わないための注意喚起や振り込め詐欺救済法の具体的な手続等について、政府広報による周知を行った。さらに、21年5月にも政府広報を行った。

第9章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであるが、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところである。

20事務年度においても、以下のとおり改正等を行った。(20年8月6日公表、同日より適用)

① 信託契約代理店の監督に係る改正

効率的・効果的に信託契約代理店の監督事務を実施する観点から、信託契約代理店の監督に係る基本的な考え方や監督事務の流れに関する事項等の所要の改正を行った。

② 本人確認、疑わしい取引の届出義務に係る改正

信託会社等が、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止 するための態勢整備等に係る監督上の主な着眼点等を明確化する観点から、所要の改 正を行った。

第2節 信託会社等の新規参入(資料9-2-1参照)

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、21 年 6月 30 日現在、運用型信託会社 7 社、管理型信託会社 7 社及び特定信託業者 6 社 (21 件)、信託契約代理店 194 社 (注)の参入がなされたところである。20 年 7 月 1 日から 21 年 6 月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社(免許制)及び管理型信託会社(登録制) 運用型信託会社及び管理型信託会社については、免許又は登録を行っていない。
- ② 特定信託業者 (届出制)

グループ企業内で行われる信託業(委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。)については、届出を受理していない。

③ 信託契約代理店(登録制)

信託契約代理業については、新規登録は18社、廃業等による登録抹消は17社となっている。

なお、新規登録の18社すべてが一般事業会社となっている。登録抹消のうち8社が銀行、1社が証券会社、4社が信用金庫となっている。

(注) 信託契約代理店 194 社のうち 157 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の 認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約 代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する行政処分

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社(平成21年6月18日)

ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社は、20年6月6日に関東財務局長から、 法令等遵守態勢、内部管理態勢及び経営管理態勢を充実・強化すること等を求める業務改 善命令を受けたが、その後、同社から関東財務局長宛に提出された不祥事件届出書等により、受益者の信頼に反する多数の法令違反行為等が判明したことから、信託業法第44条 第1項に基づき業務の一部停止命令を発出した。

また、受益者の保護を徹底する必要があることから、同日付で関東財務局長から、信託業法第43条に基づき業務改善命令を発出した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており(信託業法第14条第2項)、違反者には30万円以下の罰金が課せられる(信託業法第97条第3号)。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が 認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がそ の商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が 見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法(商号規制)違反であることを記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、商号に「信託」を使用している貸金業務登録業者を信用して借入れをしないよう、注意喚起を行っている。

第10章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、20事務年度においても以下の通り改正を行っている。

- 1. 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置(20年11月7日) 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、融資条件 (貸出条件)の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば 貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、改正を行った。
- 2. 未成年者を被保険者とする死亡保険契約等に係る改正(20年12月26日) 金融審議会第二部会保険の基本問題に関するワーキンググループにおける指摘を 踏まえ、未成年者を被保険者とする死亡保険契約や被保険者本人の同意を取得して いない死亡保険契約について、保険の不正な利用の防止を図るための保険金の限度 額に関する社内規則を定める体制整備の構築を求める等、所要の改正を行った。
- 3. 金融商品取引法等の一部を改正する法律によるファイアーウォール規制の見直し に伴う改正(21年1月30日)(利益相反管理態勢については21年6月1日より適 用)

金融商品取引法等の一部改正(21年6月1日施行)によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理態勢の整備に関する監督上の着眼点等を定めた。

- 4. 保険法の制定に伴う改正(21年4月28日) 保険法(平成20年法律第56号)の制定に伴い、告知制度、保険給付の履行期、 重大事由解除等に関する商品審査上の留意点等について、所要の改正を行った。
- 5. 保険会社のリスク管理の高度化に係る改正(21年6月8日) 金融安定化フォーラム(FSF)の報告書やG20の行動計画等を踏まえ、保険 会社のリスク管理を高度化するため、統合リスク管理やストレステスト等について、 所要の改正を行った。
- Ⅱ 平成20事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応(資料10-1-1参照)
 - 1. 契約者の安心・利便の向上に向けた取組みの促進 保険会社等が業務の適切性を自律的に確保し、契約者等の安心・利便の向上を図っていくためには、各保険会社等が適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織

一体となって取り組んでいくことが重要である。これを踏まえ、業務改善に向けた 各社の自主的な努力を尊重しつつ、各社において業務改善プロセスが確立・定着し ているか検証することとし、①適切な保険金等支払管理態勢の構築、②適切な保険 募集態勢の確立、③相談・苦情処理態勢の充実、の3項目について重点的に取り組 んだ。

2. リスク管理の高度化の促進

金融サービス利用者のニーズが多様化し、金融市場が変動する中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。これを踏まえ、①サブプライムローン問題に関する教訓を生かしたリスク管理の高度化、②ソルベンシー評価の見直し、③統合的リスク管理の推進、の3項目について重点的に取り組んだ。

3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様である。また、保険募集の形態も募集人・代理店中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応を行っていくこととし、①保険会社グループ等への対応、②少額短期保険業者への対応、③特定保険業者への対応、④保険募集形態の特色に応じた対応、の4項目について重点的に取り組んだ。

4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化 20事務年度の諸課題に対して、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り 組み、定着させるとともに、その浸透と具体化を図った。

第2節 保険会社の概況

I 平成 20 年度決算状況

1. 生命保険会社(かんぽ生命、大和生命を除く)(資料10-2-1参照)

(1) 損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、近年続いている保険 料収入の減少に加え、企業業績の悪化等による利息及び配当金収入の減少、最低保 証付変額年金に関する責任準備金積立の増加等の影響により、1兆7,310億円(前 年は2兆5,556億円)と低迷した。

なお、利息及び配当金収入の減少により、近年減少傾向にあった、いわゆる逆ざ やが 7,058 億円(前年は 3,486 億円)と再び拡大している。

さらに、国内株式市場の低迷等の金融市場の混乱により、有価証券の減損・売却 損等であるキャピタル損が▲3兆9,251億円(前年は▲4,313億円)となったもの の、有価証券の価格変動に備えるための価格変動準備金等を取り崩した結果、当期 純利益は▲5,259億円の赤字(前年は8,738億円の黒字)にとどまった。なお、有 価証券含み益についても6,577億円(前年は8兆7,385億円)と縮小している。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価下落による有価証券の含み益の減少等によりマージン総額が減少したこと等から、全体としては、前年と比較すると低下しているが、監督上の基準値である200%を上回っている(全社平均905.5%(前年比▲195.3%))。

2. 損害保険会社(資料10-2-2参照)

(1) 損益の状況

正味収入保険料は、自動車保有台数の減少や自賠責保険料率引下げの影響等から、 7兆4,155億円(前年比▲3.9%)と減少したものの、保険引受利益は、台風等の自 然災害や交通事故の減少等の要因により改善した(▲689億円→+194億円)。

一方、国内株式市場の低迷等の金融市場の混乱により、有価証券の減損・売却損が増加したこと等から資産運用粗利益が▲2,081 億円(前年は+5,218 億円)となったものの、有価証券の価格変動に備えるための価格変動準備金を取り崩した結果、当期純利益は▲939 億円の赤字(前年は 2,260 億円の黒字)にとどまった。なお、有価証券含み益についても 2 兆 25 億円(前年は 5 兆 5,466 億円)と縮小している。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価下落による有価証券の含み益の減少等によりマージン総額が減少したこと等から、全体としては、前年と比較すると低下しているが、監督上の基準値である200%を上回っている(全社平均602.6%(前年比▲

214.9%))。

Ⅱ 再編等の状況(資料10-2-3~7参照)

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定 化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の 構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、21 年6月末現在における会社数は、生命保険会社 42 社、外国生命保険会社 等4社、損害保険会社 30 社、外国損害保険会社等 21 社、保険持株会社 8 社である。

2. 主要会社の再編等

- (1) 20年7月以降、以下のような経営統合の公表等が行われた。
 - ① 子会社化

ジブラルタ生命保険(株)、プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険(株) 21 年 5 月 ジブラルタ生命保険(株)がプルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険(株)(旧大和生命保険(株))を子会社化

② 経営統合等の構想の発表

あいおい損害保険(株)、ニッセイ同和損害保険(株)及び三井住友海上グループ 21年1月、経営統合の構想を発表。

(株) 損害保険ジャパン、日本興亜損害保険(株) 21年3月、経営統合の構想を発表。

アクサ生命保険(株)、アクサフィナンシャル生命保険(株) 21年4月、合併の構想を発表。

3. 新規参入について

20年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

(1) 生命保険業の免許

保険会社等名	免許日	免許の種類
アイリオ生命保険株式会社	20年8月1日	生命保険業
みどり生命保険株式会社	20年8月27日	生命保険業

(2) 損害保険業の免許

保険会社等名	免許日	免許の種類
--------	-----	-------

イーデザイン損害保険株式会社	21年6月8日	損害保険業
----------------	---------	-------

4. 保険会社等の撤退について

20年7月以降、以下の保険会社等が撤退している。

保険会社等名	廃止日・解散日	免許の種類
イーグル・スター・インシュアランス・ カンパニー・リミテッド	20年9月16日	外国損害保険業
大成再保険株式会社	21年6月30日	損害保険業

第3節 保険会社に対する行政処分について

保険会社に対する行政処分については、法令違反行為等が認められた場合には、保険 契約者等の保護の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成20年7月から21年6月末までの間においては、生命保険会社10社に対し行政処分(業務改善命令)を行った。

この行政処分は、多数多額の保険金の支払漏れ等が発生し、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要性が認められたことから発出したものである。

第4節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について

平成17年以降、保険金等の不払い等といった利用者保護に欠ける問題が生命保険会社、 損害保険会社の双方で明らかになっている。

生命保険会社においては、17年7月に、全社に対し保険金等の不払事案について保険 業法に基づく報告を求め、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、同年10月、業 務改善命令及び一部業務停止命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定 期的なフォローアップを行っている。

更に、19年2月には保険金等の追加的な支払いを要するものについて全社に対し保険 業法に基づく報告を求め、多数多額の支払漏れ等が発生し、経営管理態勢及び業務運営 態勢に一層の改善の必要性が認められた10社に対し、20年7月、業務改善命令を発出 し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。な お、支払漏れ等の認められた全37社及び生命保険協会に対して、保険金等の支払管理態 勢等に係る業務改善に向けた一層の取組み、及びその成果の公表等について要請を行っ た。

損害保険会社においては、17年11月に付随的な保険金の支払漏れが認められた26社に業務改善命令を発出し、また、19年3月に第三分野商品に係る不適切な不払いが認められた10社に対して業務改善命令等を発出した。これらの損害保険会社からは業務改善計画が提出されており、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行った。

また、18年12月、火災保険を取扱う損害保険会社(30社)に対し、保険料取過ぎ等に係る点検を要請した。これを受け、日本損害保険協会は、火災保険を含む全保険商品についての自主的な点検を実施していく旨を公表した。

各社は今後も点検を継続するとしているが、点検の進捗に伴い、新たに判明する保険 料誤りの件数・金額は減少してきている。

第5節 個別会社への対応(大和生命保険株式会社)(資料10-5-1参照)

大和生命保険株式会社は、平成20年9月末時点で債務超過となる見込みとなったことから、20年10月10日、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申立てを行い、同月17日、会社更生手続きの開始決定がなされた。

21 年 3 月 20 日、更生管財人(瀬戸英雄弁護士)は、米国プルデンシャルグループの ジブラルタ生命をスポンサーとする同社の更生計画案を東京地方裁判所に提出し、同年 4 月 30 日、裁判所が当該更生計画を認可決定した。

その後、当該計画に基づき、生命保険契約者保護機構は、同社に対して約277億円の 資金援助を実施した。同社は「プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株 式会社」に商号変更し、同年6月1日から営業を再開した。

第6節 少額短期保険業者への対応について

Ⅰ 少額短期保険業制度導入の背景・経緯(資料10-6-1参照)

改正前(平成18年4月以前)の保険業法の規制対象は、「不特定の者」を相手として保険の引受けを行うものと定義されていた。このため、「特定の者」(例:会員向け等)を相手方として、何ら法律の根拠に基づくことなく保険の引受けを行ういわゆる「根拠法のない共済」が規制対象外であった。これらの団体の中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等の問題が指摘されていた。

これを受け、保険業法を法改正し(18 年 4 月施行)、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業も原則として保険業法の規制対象とした。

併せて、保険会社と比べて保険金額が少額(1,000 万円以下)であり、保険期間が短いもの(2年以内)を取扱う「少額短期保険業制度」を創設した。

また、上記改正法では、根拠法のない共済業者は「特定保険業者」として 18 年 9 月までに届出を行った上で、原則、21 年 3 月末までに少額短期保険業者等に移行する、契約を他の保険会社に移転する等の対応を行い、特定保険業を廃業しなければならないとされた。

Ⅱ 少額短期保険業者の登録状況(資料10-6-2参照)

21 年 6 月末現在、65 業者(うち 52 業者が特定保険業者からの移行)が、少額短期保 険業の登録されている。

Ⅲ 特定保険業者に対する監督対応の状況

1. 特定保険業者の移行状況(資料10-6-3参照)

特定保険業者は、21年6月末時点で、431業者のうち422業者が改正保険業法への対応を完了している。残りの9業者は、財務局長の承認を受け、引き続き特定保険業を継続することとしているが、契約期間満了により廃業するなど今後の対応方針は決定している。

2. 特定保険業者に対する行政処分

保険契約者等の保護に欠ける不適切な運営等を行った特定保険業者1業者に対し、 財務局長から業務の改善を命ずる行政処分を20年8月に行い、その後、財産の状況 が著しく悪化し、特定保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当で ないと認められたことから、業務の廃止等を命ずる行政処分を20年10月に行った。

また、財産の状況が著しく悪化し、特定保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められた特定保険業者2業者に対し、それぞれ20年10月及び21年3月に財務局長から業務の廃止等を命ずる行政処分を行った。

IV 公益法人に対する保険業法の適用について

改正保険業法(18年4月施行)では、公益法人が行う共済事業については、経過措置 として保険業法上の規制の一部(保険募集を行う際の禁止行為等)のみが適用され、当 該規制に係る監督は公益法人の主務官庁が行うこととされていた。

しかし、20 年 12 月に施行された公益法人制度改革整備法により、これまでの公益法人は、原則、同法の施行後 5 年以内(25 年 11 月まで)に主務官庁が監督を行わない新たな法人(一般社団(財団)法人又は公益社団(財団)法人)に移行することとされるとともに、改正保険業法の経過措置も見直され、共済事業を行う公益法人は、新法人への移行時に、保険業法の規制全般が適用されることとなった。

このため、共済事業を行う公益法人は、新法人への移行登記までに少額短期保険業者 等に移行するか、他の保険会社等に契約を移転し自らは共済事業を廃業する等の対応を 行う必要がある。

第7節 ソルベンシー・マージン比率の見直し等について(資料10-7-1参照)

I ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

保険会社のソルベンシー・マージン比率については、平成20年2月に、想定される損失を厳格に算定する方向で、リスク係数の見直し等を行うこととする、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)」を公表したが、これに対する意見、20年10月の大和生命の破綻事例及び最近の金融市場の混乱などを踏まえ、ハイリスク商品に関して想定される損失の算定が適切であったかどうかを中心に、更なる検討作業を行った。

Ⅱ リスク管理の高度化

適切なソルベンシー評価の前提となるリスク管理態勢の高度化を図る観点から、21年6月に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行い、保険会社全体のリスクを統合して管理する態勢の整備等を監督上の着眼点に追加した。

改正した主な着眼点は以下のとおり。

- ① 保険会社全体の経営方針に沿った統合リスク管理の方針の策定
- ② リスクを統合的に管理する部門を明確化
- ③ 経済価値評価に基づく必要資本の充足状況等を踏まえた意思決定
- ④ ストレステストに関し、ストレスシナリオの設定等に関する留意点の追加 など

第11章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針·監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(資料11-1-1参照)

本監督指針は、平成19年9月30日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、20事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 特定投資家向け有価証券の取扱い等に関する改正

【20年12月12日より適用。】

プロ向け市場の創設等に係る金融商品取引法等の一部改正(20年12月12日施行)に伴い、以下のとおり改正を行った。

- (1)「特定投資家向け有価証券」の取扱い時における勧誘・説明態勢に関する監督上の 着眼点や、当該有価証券を取扱う場合におけるPTS業務の認可に当たっての留意 点を定めた。
- (2) 投資信託の主たる投資対象(特定資産)が商品現物・先物等にも拡大されたことを踏まえ、それらに投資をする投資信託の運用報告書の具体的な表示要領を追加した。
- 2. ファイアーウォール規制の見直し等に関する改正
 - 【(1) については21年6月1日より、(2) については同年1月30日より適用。】
- (1)ファイアーウォール規制の見直しに関する改正

金融商品取引法等の一部改正(21年6月1日施行)によるファイアーウォール規制の見直しに伴い、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点や親子法人等との非公開情報の授受に関する留意事項等を定めた。

- (2) その他の改正
 - ア. デリバティブ取引等に関し、勧誘説明態勢について着眼点を追加した。
 - イ. 第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢についての着眼点を明確化した。
 - ウ. 純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象ではない第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者について、業務の継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について定めた。
 - エ. 投資法人がフォワード・コミットメントを行う場合等における留意点等を定めた。
 - オ. 適格機関投資家等特例業者等のリストの作成・公表及び更新等に係る事項を定めた。
- 3. モニタリング調査表の提出等に係る改正

【(3)については21年6月1日より、それ以外については同年4月10日より適用。】

(1) モニタリング調査表提出の対象者に、国内所在の①集団投資スキーム持分の募集

等を行う登録業者・届出業者及び②集団投資スキーム財産の運用を行う登録業者・届出業者を追加するとともに、調査項目等を定めた。

- (2) 当局に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等への情報提供について承諾している場合の対応等を定めた。
- (3) 証券化商品の販売に係る留意事項に、日本証券業協会自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」を踏まえた取扱いを行うこと等を追加した。
- (4)投資法人が、劣後投資法人債を発行して資金調達を行う場合の留意事項を定めた。

4. 外国為替証拠金(FX)取引等に係る改正 【21年4月28日改正内容公表。】

- (1)金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正により、FX取引の区分管理方法 が金銭信託に一本化されることやロスカットルールの整備・遵守等が義務付けられ ること等を踏まえ所要の改正を行うとともに、低スプレッド取引に係る監督上の留 意事項等を定めた。
- (2) 外国証券業者に対して取引所取引業務の許可を与える場合について、その手続・ 審査基準や業務運営に関する監督上の留意事項を定めた。
- Ⅱ 平成20事務年度金融商品取引業者等向け監督方針(資料11-1-2参照)

1. 投資者の安心・利便の向上

「貯蓄から投資」の流れを加速するためには、一般の投資者が安心して投資に参加できる環境を整備することが前提となる。金融商品取引法の適切な運用、各業者の財務の健全性の確認及び不適格業者への厳正な対応により、こうした環境の整備に取り組むため、①金融商品取引法の定着、②不適格業者の排除、③投資者財産の適正管理に留意した。

2. 信頼できる市場インフラの構築

我が国市場の競争力強化に向けて、市場の公正性・透明性を確保し、市場に対する 信頼を強固なものとするよう取り組んだ。そのうえで、多様な取引を円滑・確実に行 うことができる、安全性・利便性の高い市場インフラの整備を図っていくために、① 株券電子化の円滑な実施、②市場仲介者としての公共的役割の発揮、③自主規制機能 の一層の強化に留意した。

業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理態勢の構築等

市場強化プランを踏まえ、活力のある市場の構築に向けて、各業者が自らの創意工夫により、より質の高いサービスを提供できるような環境を整備する必要がある。各業者の経営戦略を注視し、業務の多角化・高度化・国際化の状況を把握したうえで、適切な内部管理態勢が構築されているかを確認するため、①ファイアーウォール規制見直しへの対応、②積極的な業務展開と適切な内部管理、③積極的な業務展開に対応したリスク管理、④証券化商品の適切なリスク評価・情報開示の強化、⑤各種ファン

ドへの対応に留意した。

4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化 20事務年度の諸課題に対して、ベター・レギュレーションの考え方を基本に取り組 み、定着させるとともに、その浸透と具体化を図った。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移(資料11-2-1参照)

(1)第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 20 年 7 月以降、12 社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者5社が、第一種金融商品 取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者 33 社が金融商 品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、21 年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は 401 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者(金融商品取引法第 28 条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る)については、 318 社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

	大海電光		
第一種金融商品取引業者名	有価証券	登録の状況	登録年月日
	関連業		
JP モルガン・アセット・マネジメ		<u> </u>	00 = = = = =
ント(株)	0	変更登録	20年7月2日
浜銀TT証券準備(株)	0	新規登録	20年7月23日
ヴォイスコム(株)	_	新規登録	20年8月7日
インタープラスト分割準備㈱	_	新規登録	20年8月26日
マネーパートナーズ分割準備(株)	0	新規登録	20年9月10日
キャピタル・マーケティング証券		호드+日 조 소수크	20年0月17日
(株)	0	新規登録	20年9月17日
FTNファイナンシャル・アジ	0	⊅ C±18 <i>2</i> ≪434	20年0日22日
ア・リミテッド		新規登録	20年9月22日
ODL JAPAN(株)	0	新規登録	20年9月30日
J. P. モルガン・ワールドワイ			
ド・セキュリティーズ・サービス	0	新規登録	20年11月26日
(株)			
アイエヌジ―投信(株)	0	変更登録	20年11月28日
ユービーエス・グローバル・アセ		杰西桑纽	20 年 10 日 5 日
ット・マネジメント(株)	0	変更登録	20年12月5日
	L	L.	

東岳証券(株)	0	変更登録	21年1月13日
東海東京証券分割準備㈱	0	新規登録	21年2月18日
エフエックスオンラインジャパン (株)	0	変更登録	21年2月24日
イタウ・アジア・セキュリティー ズ・リミテッド	0	新規登録	21年3月26日
(株)トラディション・セキュリティ 一ズ・ジャパン	0	新規登録	21年4月28日
ドリームバイザー・ファイナンシ ャル(株)	_	新規登録	21年5月14日

② 金融商品取引業の廃止等(金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの) 又は変更登録(第一種金融商品取引業の廃止)した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
㈱太平洋物産	_	事業譲渡	20年7月26日
アセットカンパニ―(株)	_	取消し処分	20年8月7日
エービーエヌ・アムロ・セキュリ ティーズ・(ジャパン)・リミテッ ド	0	事業譲渡	20年8月31日
エービーエヌ・アムロ証券投資顧問(株)	0	廃止	20年8月31日
ネットウィング証券(株)	0	合併消滅	20年9月1日
三菱UFJウェルスマネジメント 証券(株)	0	合併消滅	20年9月1日
(株)オクトキュービック	_	合併消滅	20年9月29日
(株)マネーパートナーズ	_	事業承継	20年10月1日
インタープラスト(株)	_	事業承継	20年10月1日
三貴商事(株)	_	変更登録	20年10月14日
イー・フォレックス(株)	_	事業譲渡	20年11月8日
シティグル―プ・グロ―バル・イ ンベストメンツ・ジャパン(株)	0	変更登録	20年11月28日
リーマン・ブラザーズ証券(株)	0	解散	20年11月29日
ウェストエルビー・セキュリティ ーズ・パシフィック・リミテッド (証券)	0	廃止	20年11月30日

トレイダーズ F X (株)	_	廃止	20年12月1日
CSK-RB証券(株)	0	合併消滅	20年12月11日
アテナFX(株)	_	事業譲渡	20年12月12日
(株)トレックス	_	廃止	20年12月19日
ファンドネット証券(株)	0	廃止	21年1月10日
(株)コメックス	_	廃止	21年2月18日
東陽レックス㈱	_	廃止	21年2月28日
J P B M 證券(株)	0	廃止	21年3月12日
スタンダード・セキュリティー ズ・アジア・リミテッド	0	廃止	21年3月19日
ヴァリュー証券(株)	0	廃止	21年3月24日
ジェット証券(株)	0	合併消滅	21年3月29日
塚本證券(株)	0	廃止	21年3月31日
東海東京証券㈱	0	事業承継	21年4月1日
バンクオブアメリカ・セキュリティーズ・ジャパン・インク(証券)	0	事業譲渡	21年4月6日
エクセランド証券(株)	0	廃止	21年4月30日
みずほ証券(株)	0	合併消滅	21年5月7日
FROM EAST証券(株)	0	廃止	21年5月15日
㈱大阪為替倶楽部	_	廃止	21年5月29日
荒町証券(株)	0	事業譲渡	21年6月1日
エイケイ証券(株)	0	廃止	21年6月15日
スイスリー・キャピタルマーケッ ツ	0	廃止	21年6月30日

- 注1)(株)マネーパートナーズは、マネーパートナーズ分割準備株)に全ての事業を承継させ、金融商品取引業を廃止。マネーパートナーズ分割準備株)は20年10月1日付で(株)マネーパートナーズに商号変更。
- 注2) インタープラスト(株)は、インタープラスト分割準備株)に全ての事業を承継させ、 金融商品取引業を廃止。インタープラスト分割準備株)は20年10月1日付で(株) セントレードに商号変更。
- 注3) 東海東京証券㈱は、東海東京証券分割準備㈱に全ての事業を承継させ、金融商

品取引業を廃止。東海東京証券分割準備㈱は 21 年4月1日付で東海東京証券 ㈱に商号変更。

2. 国内証券会社の20年度決算概要(資料11-2-2、資料11-2-3参照)

国内証券会社 289 社の 21 年 3 月期決算(単体)における「営業収益」は、2 兆 8.470 億円(前期比 30%減)となった。

これは、一昨年から続くサブプライムローン問題の影響などから、上半期の株式市場が低迷し、投資信託が販売不振となったことに加え、下半期においては、リーマンショックを端緒とする世界的な金融危機に見舞われ、株式市場の大幅下落などにより、更に厳しい経営環境となったことによるものである(東京証券取引所の1日平均売買代金は、2兆303億円となり、前期比31%減となった。)。

営業収益のうち受入手数料は、前期比 35%減(同 9,013 億円減)の 1 兆 6,633 億円となった。これは、株券委託手数料が大幅に減少したことなどから、委託手数料が前期比 34%減(同 2,827 億円減)の 5,538 億円となったこと、新規株式公開企業の減少を受け、引受け・売出し手数料が前期比 23%減(同 272 億円減)の 903 億円となったこと、また、投資信託の販売不振を受け、募集・売出しの取扱い手数料が、前期比 41%減(同 1,518 億円減)の 2,224 億円となったことが主な要因である。

トレーディング損益は、金融危機による市場の混乱により、前期比 25%減(同 1,613 億円減)の4,736 億円となった。

販売費・一般管理費は、人件費が前期比 16%減(同 1,948 億円減)の 1 兆 411 億円、取引関係費が前期比 11%減(同 579 億円減)の 4,815 億円となったことから、前期比 10%減(同 2,775 億円減)の 2 兆 5,879 億円となった。

以上のことから、営業損益は、前期比 8, 181 億円減の▲2, 563 億円、経常損益は 前期比 8, 213 億円減の▲1, 890 億円、当期純損益は、前期比 1, 302 億円減の▲ 2, 676 億円となり、2期連続の損失計上となった。

Ⅱ 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保 や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令 に則り厳正に対処してきているところである。

20 年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、13 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 4件
- ③ 業務改善命令 8件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「顧客分別金の信託不足を生じさせてい

る状況」、「店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値 決めを行っている状況」、「金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない と認められる状況」、等となっている(21年6月12日時点)。

Ⅲ 投資者保護基金について

1. 投資者保護基金について(資料11-2-4参照)

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(10年12月1日施行)において、顧客 資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、 投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証 券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務づけた。 基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者 保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在 していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っ ている(21年6月末時点311社、基金規模約510億円)。

2. 南証券関係について

12 年3月に破綻した南証券(株)(本店:前橋市)が販売した私募社債の補償を巡って、購入者から補償金請求訴訟を提起されていたが、19 年5月、原告勝訴で結審した。

これを受けて、基金は、19 年6月に原告である購入者に対し約2億円の補償金を 支払ったのに加え、19 年 12 月、原告以外の購入者に対し約6千万円の支払いを行っ た。

第3節 市場仲介機能等の信頼性向上に向けた監督上の対応

I 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の概要及びこれまでの対応

金融庁は、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、平成18年3月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」を設置し、問題点を抽出したものを、同年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」として公表し、自主規制機関である日本証券業協会等の関係者に対し、具体的な検討の要請を行った。

日本証券業協会は、「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」における 要請を受け、すべての項目について検討を行い、順次、自主ルール化等を図るなどの対 応を実施し、20年4月、論点整理への対応が一定程度達成できたと考えられたことから、 その状況について取りまとめ、総括的な公表を行った。

- Ⅱ 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」の残された課題への対応 日本証券業協会は、20年4月の公表後も、個別案件について引き続き早期実現を目指 し対応しており、20事務年度において結論を得た主な取組みは、以下のとおりである。
 - 1. 「コンプライアンスWAN」の稼動(21年1月26日)

全国の証券会社と日本証券業協会、証券取引所及び当局(証券取引等監視委員会及び財務局等)との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための市場監視情報に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するシステムである。本システムの稼動により、関係者間の効率的なデータ授受やセキュリティ機能が向上し、売買審査の効率化・迅速化が図られる。

2. 「不当要求情報管理機関」の登録(21年3月26日)

証券取引等からの反社会的勢力の排除するため、国家公安委員会より「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 項に規定される「不当要求情報管理機関」の登録を受けた。なお、主な業務内容として、①反社会的勢力に関する情報の収集、集約及び管理、②証券会社等からの照会対応及び回答、③反社会的勢力排除に際しての個別相談対応及び支援等がある。

3. 「内部者情報システム」(J-IRISS)の稼動(21年5月25日)

上場会社及び主な子会社の役員の情報(氏名、生年月日及び住所等)を当該上場会社から登録してもらい、当該役員の情報と証券会社が管理している顧客情報を定期的に照合することにより、証券会社が管理する内部者登録カードの整備を行うことができるシステムである。本システムの稼動により、これまで主に顧客の自己申告に頼っていた内部者登録カードの整備をより迅速に確実に行うことができ、内部者取引の防止に役立てることができる。

第4節 第二種金融商品取引業

Ⅰ 第二種金融商品取引業者の概況(資料11-4-1参照)

金融商品取引法が平成19年9月30日に施行されたことにより、従前の信託受益権販売業や商品投資販売業等が第二種金融商品取引業として金融商品取引法の規制対象となった。加えて、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)持分の販売や勧誘を業として行う者についても、第二種金融商品取引業として新たに金融庁及び財務局の監督下に置かれることとなった。21年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,133社となっている。

Ⅱ 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

20 事務年度においては、3社に対し行政処分を行っており、その内訳は登録取消し (業務改善命令を含む)が1件、業務停止命令(業務改善命令を含む)が2件となって いる。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「人的構成を有しない状況」、「無登録での第一種金融商品取引業行為」、「虚偽・誤解表示」等となっている。

第5節 投資助言・代理業

Ⅰ 投資助言・代理業者の概況(資料11-5-1参照)

金融商品取引法の施行(平成19年9月30日)に伴い、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく登録を受けていた1,002社が、投資助言・代理業者としてみなし登録を受けた。

なお、21 年6月末時点では、投資助言・代理業の登録を有する者は 1,202 社となっている。

Ⅱ 投資助言・代理業者に対する行政処分

20 事務年度においては、8社に対し行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが5件、業務停止命令(業務改善命令を含む)が2件、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「検査忌避、報告聴取命令違反」、「営業 保証金の未供託」、「著しく事実に相違する表示のある広告をする行為」等となっている。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

平成19年7月から同年9月29日までに、旧投資信託及び投資法人に関する法律に基づく認可を6社に、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく認可を6社に対し行った。

その後、同年9月30日付で金融商品取引法が施行され、従来の投資信託委託業者、 投資法人資産運用業者及び認可投資顧問業者(投資一任業者)に加え、新たに「集 団投資スキーム」を組成して出資等を受けた財産について主として有価証券等に対 する投資として運用する業務を行う自己運用業者については「投資運用業者」とし て登録が義務付けられることとなった。

また、投資一任業者及び自己運用業者のうち、不動産信託受益権又は組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権に対する投資を行うものを投資の対象とするものが不動産関連特定投資運用業として位置づけられることとなった。

なお、21 年6月末現在の投資運用業者数は318社(投資信託委託業者87社、投資法人資産運用業者55社、投資一任業者248社、自己運用業者22社)となっている。 (資料11-6-1参照)

2. 運用資産の推移

投資信託については、純資産残高は21年5月末で公募投信56兆2,152億円(株式投信44兆7,005億円、公社債投信11兆5,147億円)、私募投信27兆752億円(株式投信26兆4,733億円、公社債投信6,018億円)となっている。(資料11-6-2参照)

また、投資一任契約資産残高(有価証券に係る投資一任契約に限る。)については、 21年3月末で113兆6,353億円となっている。

Ⅱ 投資運用業者に対する行政処分

20 事務年度においては、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対し 行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令(業務改善命令を含む)が1件、業務 改善命令が3件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「「不適切な利益相反管理体制善管注意 義務違反」、「資産運用を受託している投資法人の民事再生手続開始の申立て」、「利害関 係を有する者からの資産の取得等にかかる善管注意義務違反」等となっている。

第7節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成 21 年 6 月末現在における登録金融機関数は、1,156 となっている。(資料 11 - 7 - 1 参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

なお、20年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ 金融商品仲介業者の概況

21 年 6 月末現在における金融商品仲介業者数は、536 社となっている。(資料 11-7 - 1 参照)

なお、20年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対し行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「仲介の委託を受けた特定同意注文に基づく取引につき自ら価格を決定して発注する行為」「所属金融商品取引業者の委託を受けていない私募の取扱い等」となっている。

第8節 認定投資者保護団体

金融分野における苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため、金融商品取引法において新たに「認定投資者保護団体制度」を創設した。

同制度は、金融商品取引法に基づく自主規制機関以外の民間団体による自発的な申請に基づき、金融当局がこれを認定することにより、当該団体が行う金融分野の苦情解決・あっせん業務の信頼性を確保することを目指している。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成21年6月までに、下記の団体を認 定投資者保護団体として認定している。

(21年6月30日現在)

認定日	団 体 名	所在地
H19. 9.30	社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸ノ内3-4-1
H20. 3. 7	社団法人日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町2-9
H20. 10. 1	全国銀行協会	東京都千代田区丸の内1-3-1
H21. 4. 1	社団法人信託協会	東京都千代田区大手町2-6-2

第12章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、抵当証券業、プリペイドカード、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者の監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成19年12月19日に施行された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、20事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

貸金業法の第3段階施行等に伴う改正(21年6月18日)

貸金業法の第3段階施行に伴い指定信用情報機関へ個人信用情報を提供する態勢の整備等や、取引関係の見直し時における説明態勢の整備等に係る主な着眼点等を追記する等、所要の改正を行った。

Ⅱ 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、21年3月末現在、6,178業者(うち財務局登録473業者、都道府 県知事登録5,705業者)となり、20年3月末から2,937業者減少した。

Ⅲ 貸金業者に対する行政処分

20 事務年度中における財務局長登録の貸金業者に対する行政処分は、次の7件であった。

- ① 禁止行為違反等の法令違反が認められた2社(四国財務局長登録、福岡財務支局 長登録)に対する行政処分(業務停止命令及び業務改善命令)。
- ② 報告命令違反が認められた3社(近畿財務局長登録)に対する行政処分(業務改善命令)。
- ③ 高金利違反等の法令違反が認められた 1 社 (関東財務局長登録) に対する行政処分 (登録の取消し)。
- ④ 欠格要件に該当する者が認められた1社(関東財務局長登録)に対する行政処分 (登録の取消し)。

第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業者の概要

抵当証券業の規制等に関する法律(以下、「旧法」という。)は、金融商品取引法の施行に伴い平成 19 年9月末に廃止されたが、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年6月 14 日法律第 66 号)の規定により、旧法の廃止前に登録を受けた抵当証券業者が、金融商品取引法の施行前に行った抵当証券の販売等は従前の例によるとされた。

また、当該業者が金融商品取引法の施行後に行う抵当証券の販売等については、旧 法の規定が金融商品取引法の施行日から6年を経過する日までの間はなおその効力 を有するとされた。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には 175 社 (3年度)であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、21 年 3 月 末で 4 社まで減少している。

第4節 前払式証票発行者の監督をめぐる動き

I 前払式証票発行者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、2年10月から施行された。

同法上、前払式証票は、前払式証票の発行者及び発行者の密接関係者に対して のみ使用することができる自家発行型前払式証票と、それ以外の第三者発行型前 払式証票に区分され、自家発行型前払式証票のみの発行者である法人又は個人を 自家型発行者と、第三者発行型前払式証票の発行の業務を行なう法人を第三者型 発行者として購入者等の利益の保護の観点から必要な監督を行っている。

(前払式証票の発行者数の推移)

	19年3月末	20年3月末	21年3月末
自家型発行者	484	510	531
第三者型発行者	1, 315	1, 260	1, 198
合計	1, 799	1, 770	1, 729

Ⅱ 前払式証票の発行保証金の還付手続

前払式証票の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証票の基準日(3月末と9月末)における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、前払式証票が使用できなくなるなどした場合には、前払式証票の所有者が財務(支)局に申立て等を行うことにより、還付手続が行われることとなる。

発行保証金の還付手続については、同法施行後、これまでに累計で31件行われている。

(19事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)ラ・ヴィ錦衣裳	東海財務局	19事務年度
協同組合桐生専門店会	関東財務局	20事務年度

(20事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式証票の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
日本スポーツ券(株)	関東財務局	実施済

第5節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下「旧法」という。)は、金融制度調査会答申(平成9年6月)において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①特定目的会社(以下「SPC」という。)が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること、等を目的として10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」(以下「新法」という。)が同年11月から施行された。18年5月には会社法現代化に伴い旧法は廃止され、旧法に基づく特定目的会社(特例旧特定目的会社)にも、原則として新法が適用されることとなった。

(SPCの登録・届出件数)

	19年3月末	20年3月末	21年3月末
新法SPC	799社	1, 057社	1, 061社
旧法SPC	9 社	5社	4 社

(注1)業務開始届出書、廃業届出書の受理日を基準として集計。

(注2) 新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPC をいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ 資産の流動化の状況

(億円)

	18年9月末	19年9月末	20年9月末
資産対応証券の発行残高等	66, 132	77, 271	110, 056
(1) 新法SPC	64, 905	76, 336	109, 411
(2) 旧法SPC	1, 227	935	645
① 不動産	19, 772	26, 961	50, 618
② 不動産の信託受益権	22, 186	28, 525	38, 497
③ 指名金銭債権	9, 379	8, 844	8, 754
④ 指名金銭債権の信託受益権	13, 532	11, 550	11, 029
⑤ その他	1, 263	1, 391	1, 159

(注1)毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

(注2) ①~⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、21年3月末現在109社であり、このうち金融庁長官・ 国土交通大臣許可業者が32社、都道府県知事許可業者が72社である。また、みなし業 者の届出を行っている金融機関は5社ある。

第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等(当該本人又は当該事業主の従業員等)が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、21 年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は200 法人となっている。(資料12-7-1 参照)

第8節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めたものである。

当該法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、「事務ガイドライン第3分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

また、電子債権記録業を営む者として、日本電子債権機構株式会社が21年6月24日に指定を受けた。

第 13 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画 の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は20年4月に改正され、円滑な資金供給の実施や「中小企業承継事業再生計画」による中小企業の再生のさらなる円滑化等に向けた措置が盛り込まれたほか、名称を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」と改めた。

20 事務年度において、金融庁では、事業再構築計画の認定(産業活力再生特別措置法 第5条第1項)、及び計画変更の認定(同法第6条第1項)を行った。

申請者	認定日
福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行	21年2月13日
↑田川戦1」、熊本ファミリー戦1」、杭和戦1」	(事業再構築計画認定)
足利ホールディングス、足利銀行	21年3月26日
上では「一ルディングへ、足利級1」 	(計画変更認定)

第14章 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画(第3回フォローアップ)」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」こととし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公平性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした(注)。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令 適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関 する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところで ある。

(注) 16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

- (1) 15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公 開の延期を認める。
 - ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。
- (2) また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。
- (3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけ、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答する ことに努めることとする。」旨を明記する。
 - ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
 - ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。
- (4)加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
 - ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
 - ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
 - ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

- (1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。
 - ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
 - ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
 - ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11月)
- (2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を発出(19年6月)
- ② 記者レクの実施(19年6月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知(19年7月)
- (4) 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知(19年7月)

Ⅱ 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの: (許可等を受けないで) 新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、 これに違反する行為が罰則の対象となるもの: (届出等を行わないで) 新規事業 や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの:新規事業や取引を行うことによって、 業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合:その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人(照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等)が、当該照会に係る法令の条項(前記 1. の① ~④に記載された条項)を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる(なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う)。照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある(ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である)。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6.回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合: 原則60日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる おそれがある場合: 30 日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合: 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣 議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を 超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合 には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、 金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した 時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会

- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に 係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に 法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、20事務年度において、対象となる照会に対して3件の回答を行っており、制度導入からの累計は34件となっている。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針(以下「事務ガイドライン等」という。)を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

Ⅱ 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

(注) ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る)」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、 一般的な法令解釈に係るものであること(ノーアクションレター制度の利用が可 能でないこと)
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているもので ないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面(電子的方法を含む)をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア、照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ、照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする(但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない)。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトに本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

20事務年度において、対象となる照会対象となる照会に対して1件の回答を行っており、制度導入からの累計は2件となっている。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度(法令適用事前確認手続)の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2)回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する 一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するもの ではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)の規定により、金融機関等は、顧客から収受した資金が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて資金情報機関(注)に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料 16-1-1参照)

(注) 国際的にはFIU (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。日本におけるFIUは、平成19年3月までは金融庁総務企画局総務課特定金融情報室が担当していたが、同年4月以降は国家公安委員会(警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)にその機能が移管されている。

Ⅱ 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

20年1月から12月までの1年間に、784の金融機関等から237,705件(前年比86,959件増)の疑わしい取引の届出を受理した。

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、20年10月から11月にかけて、各財務(支)局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引情報の犯罪捜査への活用事例や届出書の望ましい記載方法等について研修を行った。20年度の研修会には、1,003機関の疑わしい取引の届出担当者が参加した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

タリバーン関係者等リストを定めた外務省告示の改正に際し、警察庁からの要請を 受けて、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑 わしい取引の届出を徹底するよう要請を行っている(21 年 5 月末現在、509 の個人及 び団体が指定されている)。

また、国際連合安全保障理事会制裁委員会により北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連および弾道ミサイル関連計画に関与する者として指定された3団体に対する外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施に際し、21年5月22日、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出を引き続き徹底するよう要請を行っている。

第17章 課徵金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月(公認会計士法については20年4月)から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注)制度の対象とする違反行為

- (1)金融商品取引法
 - ① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、 風説の流布又は偽計)

- ② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
- ③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
- ④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- ⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等 情報の虚偽等

(2) 公認会計士法

- ① 監査法人の社員(又は公認会計士)が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏の ある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 監査法人の社員(又は公認会計士)が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、 錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとし て証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続(資料17-1-1参照)

(1) 金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると 認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。)は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況(資料17-1-2参照)

1. 金融商品取引法

20 事務年度においては、不公正取引事件 15 件及び開示書類の虚偽記載事件 11 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

課徴金納付命令の実績

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載	合計
18 事務年度以前	18 件	4件	22件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件
20 事務年度	15 件	11 件	26 件

2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
19 事務年度	_	_	_
20 事務年度	_	_	_

第4部 金融検査

第18章 金融検査の実施状況

第1節 平成20検査事務年度の検査計画及びその実績

平成20検査事務年度の検査実績は、年度計画590件に対し、585件となり、概ね計画通り実施された。(資料18-1-1~2参照)

20 検査事務年度の検査実施状況については、資料 18-1-3~14、21 参照。

- (注1)19検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料18-1-15~19参照。
- (注2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料18-1-20参照。

第2節 平成20検査事務年度検査基本方針に基づいた施策(資料18-1-1参照)

I 検査運営の基本的な考え方

1. 重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検査

個別金融機関の業務内容や市場動向等に関する重要度の高い情報を入手し、リスクの所在を的確に分析することにより、経営上重要なリスクに焦点をあてたメリハリある検証に努めた。そのために、バックオフィス機能の充実や監督部局等との効果的な連携を図った。

その上で、金融機関の規模・特性等を踏まえ、金融機関の検査負担の軽減を図りながら、以下のような検査運営を進めた。

- ① 主要行担当主任検査官の複数年担当制(日本版 Examiner in Charge)の下、主要行についての深度ある分析・検証
- ② 主要行・地域金融機関、保険会社等へのターゲット検査の積極的活用
- ③ 小規模で業務が限定されている金融機関(小規模な外国銀行支店や職域・業域信用組合)への簡易検査の導入

2. 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

金融機関との間で問題点を改善する方向性について認識を共有できるよう、双方向の議論による深度ある原因分析・解明に努めた。例えば、経営管理について、金融機関の掲げる戦略目標と内部管理基本方針等の整合性に関して問題が認められれば、その原因を分析・解明した。

3. 問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の把握

金融機関の内部管理態勢の改善・向上につながる適切な取組みを評価する一方、検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況など動的な実態についても十分検証した。

なお、20年1月に全面施行された金融検査評定制度については、評定を受けた金融機関が自主的・持続的に経営改善に取り組むための指針としての有効性を高めるため、制度等の運用のあり方も含め不断の見直しを行うこととした。

4. 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化

指摘事項や評定に関する対話・議論に際しては、その根拠を具体的かつ論理的に示すとともに、経営上重要な事項に焦点を絞った指摘に努めた。あわせて、より高い評定段階に到達するために改善すべき事項を、検査結果通知において明確に示すよう努めた。

また、金融検査指摘事例集の充実を通じて、改善すべき事項の有無や内容の検討に際して参考となりうる情報を金融機関へ積極的に提供した。

5. 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

上記の2~4の事項に留意しながら検証を進めるとともに、経営陣との対話、実務者レベルにおける双方向の議論を更に充実することを通じて、「検証結果に対する金融機関の真の理解(「納得感」)」を得るよう努め、金融機関の経営改善に向けた取組みを促した。

なお、オンサイト検査モニターについては、検査に対する金融機関の率直な意見を 聴取する有益な機会であることから、クロスモニター(財務局の検査実施先に対する 本庁モニターの実施等)の拡充を含め全件実施した。こうしたモニター等の結果につ いては、検査部局の更なる検証プロセス等の改善に活用した。

6. 検査の実効性の向上

検査部局と監督部局・証券取引等監視委員会との間、及び金融庁と財務局との間で 情報共有を含め一層緊密な連携を図った。また、財務局も含めた人材育成の観点から、 金融庁・財務局による共同研修やクロス検査(金融庁検査への財務局検査官の参加等) を推進するとともに、外部の専門性の高い人材(システム、市場リスクの専門家等)を 積極的に任用するなど、検査能力の向上に取り組んだ。

Ⅱ 検査重点事項

「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」を第一に掲げて検査を実施したほか、「国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備」、「顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応」、「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」に取り組んだ。

1. 各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築

金融機関においては、各種貸出・金融商品に内在するリスクを的確に把握するとともに、その変化を機動的にモニタリングする必要性が益々高まっている。そのため、金融機関が市場動向等を注視し、必要に応じてストレステスト等を有効に活用しつつ、リスクを的確に把握し、適切なリスク管理や資産負債管理(ALM)を行っているか検証した。

持株会社については、個々のグループ会社では対応が困難なグループ体制特有のリスクを含め、グループ全体が抱える各種リスクを統合的に管理しているか検証した。

(1) 各種貸出・金融商品の審査・管理態勢の整備

シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出など複数の主体が関与する 形態の貸出が増加する中、的確な情報把握や審査・リスク管理が行われない場合に は、スキームに参画する関係者全体に影響を及ぼす可能性がある。また、クレジッ トデリバティブ商品、仕組商品への投資やファンド出資といったオルタナティブ投 資については、リスク特性が複雑でその内容が見えにくいことから、複数のリスク カテゴリー(信用・市場・流動性)に亘る適切な管理(複線的リスク管理)が行われな い場合には、想定以上の損失が生じる可能性がある。

こうした観点から、シンジケートローンや証券化スキームに対する貸出などの大

口貸出や複雑な形態の貸出について、その実態やリスク特性を十分に分析・把握しているか検証した。住宅ローン等については、金利動向を踏まえた適切なリスク管理を行っているか、外部データ・モデルを活用した融資については、これらに過度に依存せず、自らの融資ポートフォリオの特性に照らした活用方法を検討しているか、オルタナティブ投資については、リスク特性を十分に踏まえた管理を行っているか検証した。

(2) バーゼルⅡを踏まえた対応

サブプライムローン問題の発生を一つの契機とし、金融機関においてリスク状況の的確な把握や適切なリスク管理態勢を構築するためのツールとして、強靭性の更なる改善に向けた強化が必要との議論はあるものの、改めてバーゼルIIの有効性が注目されている。

こうした状況を踏まえ、内部格付手法を採用している金融機関に対しては、データの蓄積・検証体制や運用など、内部格付制度の信頼性・客観性を自主的・継続的に確保しうる有効なプロセスが構築されているかについて検証した。

また、各金融機関において、自らの抱えるリスクの規模・特性等に応じて、銀行 勘定の金利リスクを含めた主要なリスクを把握・管理するとともに、各種リスク情報を適切に開示しているかについても検証した。

2. 国際的に業務展開する金融機関の管理態勢の整備

金融のグローバル化が加速する中、我が国金融機関も大手を中心に、新たな収益機会の確保や収益基盤の強化に向け、海外業務を積極的に拡大させている状況にある。したがって、それを支えるリスク管理態勢を適切に構築することは、我が国金融機関の国際競争力の強化に資すると考えられる。

こうした観点から、海外業務が国内業務とは異なる規制・業務環境下にあることも 踏まえつつ、反マネーローンダリング態勢の整備も含め、十分な情報収集及びリスク 把握を行っているか検証した。なお、そうした検証の際には、欧米及びアジアの海外 当局との間で、従来以上に深度ある連携を行っていくこととした。

また、今般の金融商品取引法等の改正では、国際競争力の確保等の観点から、内部管理態勢の強化を前提に業務範囲の拡大を可能としており、金融機関の自主的な取組みが求められている。こうした状況を踏まえ、我が国の市場で活動する金融コングロマリットに対する検査にあたっては、顧客情報の取扱いなどに関して適切な内部管理態勢の整備を進めているかといった点にも留意し、必要に応じ証券取引等監視委員会と適切に連携を図った。

3. 顧客保護の推進・利用者利便の向上への対応

金融機関が多様で質の高い金融サービスを提供するために、顧客情報の管理、優越的地位の濫用や利益相反の防止等の基本的な顧客保護の取組みを推進すると同時に、より積極的な利用者利便向上に向けた態勢整備が求められている。こうした観点等から、①顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備、②相談・苦情等への適時適切な対応に向けた態勢整備、③適正かつ安全な金融取引等の確保、④システムリスク

の適切な管理について検証を行った。

なお、その際には、検査情報受付窓口及び金融サービス利用者相談室に寄せられた 情報を引き続き分析し、積極的に活用した。

4. 円滑な中小企業・地域金融に向けた対応

我が国経済の基盤を支える中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割の一つである。原油・原材料価格の高騰等により、中小企業をめぐる環境が厳しさを増す中、特に、地域経済における拠点としての役割も担う地域銀行、信用金庫、信用組合などの地域金融機関には、自らの責任と判断により適切かつ積極的にリスクテイクを行うとともに、それにふさわしい適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。金融庁においても、「成長力強化への早期実施策」に沿って、中小企業金融の円滑化や地域産業の再生の観点から、様々な施策に取り組んできたが、検査にあたっては、こうした取組みも踏まえ、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証した。

(1) 円滑な金融仲介への対応

金融機関による中小企業への融資の判断・評価に際しては、中小企業の経営・財務面の特性等を十分に踏まえた適切な実態把握を行うことが重要である。こうした観点から、19事務年度に引き続き、中小企業の経営者等に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕についての説明会を、各財務(支)局、沖縄総合事務局の協力により、全国各地で435件開催し、24,403名の参加を得た(20事務年度)。説明会ではパンフレット『知ってナットク!中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』や、参加者等の要望を踏まえて新たに作成した同パンフレットの事例編(21年3月)を使用するなど、より有効な周知活動に努めた。また、貸出条件緩和債権についての同マニュアル改定内容を解説したリーフレット(20年11月)を作成し、上記説明会で使用した。

さらに、金融機関の中小企業への資金供給に向けた態勢整備の検証に際しては、 同マニュアル別冊の趣旨を踏まえた融資態勢となっているかどうかを重視し、中小 企業に対する金融仲介機能の十全なる発揮を促すこととした。その際特に、融資先 の赤字や債務超過、貸出条件の変更といった事実のみで判断するのではなく、経営・ 財務の特性等を十分に踏まえた上で融資判断・リスク管理を行っているかに注目し た。あわせて、不動産担保や個人保証に過度に依存せずに事業価値を見極める融資 手法など、中小企業に適した資金供給手法の取組事例については、積極的に評価し、 金融検査評定にも明確に反映させた。

(2) 中小企業の事業再生等への対応

地域金融機関は、中小企業の事業再生や地域再生の取組みに際して中核的な役割を発揮することが期待されている。これまでも、地域金融機関が、関係先と連携し、 経営改善計画の策定を通じた継続的な経営指導等に取り組み、大きな効果を挙げている事例が見られる。また、20年3月の金融検査マニュアルの改定により、十分な 資本的性質を有する劣後ローン等の借入金を債務者区分の判定において資本とみなすなど、対象企業の資本強化を通じた経営安定を図るためのツールも逐次整備されてきている。

このような地域金融機関の取組みや経営安定を図るためのツールの活用を促進する観点から、中小企業の事業再生等に向けた取組実態を検証し、優れた取組みや創意工夫については、金融検査指摘事例集により広く周知を図るとともに、検査において積極的に評価し、金融検査評定にも明確に反映させた。

Ⅲ 平成20検査事務年度検査基本方針の改定

20年8月19日に公表した平成20検査事務年度検査基本方針については、国際的な会計基準をめぐる動きに応じて企業会計基準委員会より実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」が公表され、時価評価等の明確化が行われたことに金融検査でも対応することを目的として、20年10月28日、同基本方針を改定し、検査に当たっての留意事項として、金融機関による有価証券の自己査定の検証に当たっては同取扱いに留意する旨を追記した。

第3節 金融円滑化のための集中検査(資料8-7-7、18-1-3参照)

I 概要

世界の景気や国内経済が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業等の業況も厳しさを増している状況を踏まえ、企業金融等の円滑化に向けて公表した「金融円滑化のための新たな対応」(平成21年3月10日)に基づき、集中検査を実施した。具体的には、監督部局が実施するオフサイトの特別ヒアリングの結果等を踏まえ、主に、①中小企業向け融資、②中堅・大企業向け融資、③住宅ローンの各分野を対象に、(ア)年度末金融への取組み状況、(イ)新年度入り後の信用供与の状況について、金融機関が期待される金融仲介機能を十分に発揮しているか、貸し渋り・貸し剥がしと受け取られかねない対応がなされていないか、といった点に焦点を絞り、4月から6月にかけて、短期集中的に検証した。

Ⅱ 実施上の運営方針

検査にあたっては、①各金融機関が経営判断で決すべき個別案件の融資判断には介入しない、②金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかを検証する、③対話重視のベター・レギュレーションの原則を踏まえ、金融機関と十分な双方向の議論を行う、という基本を踏まえて実施した。

また、今回の集中検査の特徴として、(i)支店等の営業現場を中心に取組み状況を点検すること、(ii)借手の信用状況にさしたる変化がないにもかわらず金融機関側の都合で短時間に与信姿勢が大きく変化していないかを丹念に見ることとした。

Ⅲ 実施状況(21年6月末時点)

今回の集中検査では、検査対象先の選定基準を「主要行及び苦情の著しく多い地域金融機関等」としており、主要行については、9行(注)に対し集中検査を実施した。

一方、地域金融機関等については、「苦情の著しく多い」という選定基準に該当する個別金融機関はなかったものの、4月以降、地域銀行22先、信用金庫・信用組合等27先に対して実施した通常検査の中で、主要行の集中検査と同様の金融円滑化の検証項目について検証を行った。

(注) 三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、住友信託銀行、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行については、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築といった観点から検証を行ったほか、顧客保護推進・利用者利便向上に向けた態勢整備について検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行った。

信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、 併営業務等の各種管理態勢について検証した。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要(資料 18-1-4、5、6、7、21 参照) 主要行等及びその銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社 1 社、主要 行等 22 行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社 1 社、主要行等 11 行に対 して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的とした検査(以下、システム統合リスク検査)に ついては、主要行等 1 行に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、主要行について、1行当たり平均して42.2 日間の立入日数で、17.1 人を投入するとともに、それ以外の銀行については、1行当たり平均して27.3 日間の立入日数で、10.2 人を投入している(システム統合リスク検査を除く)。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、これまでも海外当局との連携を強化してきたが、20 検査事務年度は、従来以上に海外当局との密接な関係構築を行った。

なお、当庁検査官をニューヨークに2名、ロンドンに1名、香港に1名、シンガポールに1名派遣し、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要(資料 18-1-4、6、7 参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査については、地方銀行38行(金融庁9行、財務(支)局29行)、第二地方銀行20行(金融庁5行、財務(支)局15行)に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行21行、第二地方銀行14行に対して検査結果を通知している。システム統合リスク検査については、銀行持株会社1社、地方銀行1行、第二地方銀行1行に対して検査を実施し、すべてに対して検査結果を通知している。検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して28.2日間の立入日数で、12.0人を投入している(システム統合リスク検査を除く)。

3. 外国銀行支店等に対する検査実施状況の概要(資料 18-1-13 参照) 外国銀行支店及び外資系信託銀行については、我が国の法令等を遵守する態勢の整 備状況について検証するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性 のある経営管理態勢や各種リスク管理態勢が整備されているか検証した。

外国銀行支店等に対する検査については、外国銀行支店、外資系信託銀行合わせて 19 支店(行)に対して検査を実施し、そのうち、14 支店(行)に対して検査結果を 通知している。

検査に当たっては、外国銀行支店等 1 支店(行) 当たり平均して 22.6 日間の立入日数で、7.5 人を投入している。

Ⅱ 検査結果の概要

資料 19-6-1 を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

I 信用金庫に対する検査(資料 18-1-8参照)

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施 している。平成21年3月末現在の数は、279金庫である(20年3月末現在の数は282金庫)。

20 検査事務年度は、101 金庫に対して検査を実施し、そのうち、78 金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して23.7日間の立入日数で、6.3人を投入している。

Ⅱ 信用組合に対する検査(資料 18-1-9参照)

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施している。21年3月末現在の数は、162組合である(20年3月末現在の数は、165組合)。

20 検査事務年度は、67 組合に対して検査を実施し、そのうち、58 組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して17.5日間の立入日数で、4.7人を投入している。

Ⅲ 検査結果の概要

資料 19-6-1 を参照。

Ⅳ 労働金庫に対する検査(資料 18-1-10 参照)

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務 (支)局が厚生労働省等と共同で検査を実施している(1の都道府県の区域を越えない 区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この 場合は、原則として財務(支)局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施)。21 年3月末現在の数は、13金庫である(20年3月末現在の数は13金庫)。

20 検査事務年度は、4金庫に対して検査を実施し、すべてに対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して17.5日間の立入日数で、7.9人(厚生労働 省等の職員も含む。)を投入している。

別図 18-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

地区種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	主務大臣	主務大臣
労働金庫		都道府県知事
	(8金庫)	(5金庫)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長 官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 労働金庫数は、21年3月末現在。

Ⅴ 信用農業協同組合連合会等に対する検査(資料 18-1-11 参照)

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき金融庁と農林水産省等との 共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金 融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と 共同で検査を実施している。国が所管している機関の21年3月末現在の数は、信用農業 協同組合連合会が36連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である(20年3月末 現在の数は、それぞれ、38連合会、29連合会)。

20 検査事務年度は、9連合会(内訳は、信用農業協同組合連合会6連合会、信用漁業協同組合連合会3連合会)に対して検査を実施し、そのうち、7連合会に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会当たり平均して12.3日間の立入日数で、5.2人(農林水産省等の職員も含む。)を投入している。

別図 18-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地区種類	都道府県の区 域を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
17 %	7:		
	主務大臣	主務大臣	都道府県知事
信用農業協同組合連合会		都道府県知事	
	(該当なし)	(36連合会)	
	主務大臣	主務大臣	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会		都道府県知事	
	(該当なし)	(29連合会)	
	主務大臣	都道府県知事	都道府県知事
農業協同組合			
	(該当なし)		

						主務大臣	都道府県知事	都道府県知事
漁	業	協	同	組	合			
						(該当なし)		

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官 に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 金融機関数は、21年3月末現在。

第6節 保険会社等に対する検査

Ⅰ 検査実施状況の概要(資料18-1-12参照)

保険会社については、不払い問題等の再発防止に向けた改善対応が的確に行われているか深度ある検証を行うとともに、保険会社を取り巻く環境の変化を踏まえ、資産運用リスクや保険引受リスクなどのリスク管理態勢について検証した。

保険会社等に対する検査については、保険持株会社1社、生命保険会社10社、損害保 険会社8社に対して検査を実施し、そのうち、保険持株会社1社、生命保険会社7社、 損害保険会社5社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して30.6日間の立入日数で、12.4人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して30.6日間の立入日数で、12.9人を投入している。

Ⅱ 検査結果の概要

資料 19-6-1を参照。

第7節 その他の金融機関に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、平成21年3月末現在の数は473業者である(20年3月末現在の数は580業者)。

20 検査事務年度は、121 業者に対して検査を実施し、そのうち、101 業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

Ⅱ 前払式証票発行者に対する検査

前払式証票発行者のうち、第三者型発行者は、前払式証票の規制等に関する法律に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、21年3月末現在の数は1,200業者である(20年3月末現在の数は1,260業者)。

20 検査事務年度は、154 業者に対して検査を実施し、そのうち、142 業者に対して検査結果を通知している。

なお、前払式証票発行者は、第三者型発行者のみが検査対象となっている。

Ⅲ 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務(支)局、経済産業局及び都道府県 又は市町村が検査を実施しており、21年3月末現在の数は52協会である(20年3月末 現在の数は52協会)。

20 検査事務年度は、1協会に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図 18-7-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

区域種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長
16川休証 伽玄	(47協会)	(5協会)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2)信用保証協会数は、21年3月末現在。
- (注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない(21年3月末現在)。

IV 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、財務(支)局、経済産業局等が検査を実施している。21年3月末現在の数は42組合である(20年3月末現在の数は42組合)。

20 検査事務年度は、1組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図 18-6-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

区域種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
火災共済協同組合	主務大臣	主務大臣・都道府県知事
人 及六月 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	(該当なし)	(42組合)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 火災共済協同組合数は、21年3月末現在。
- (注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若 しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当で ある疑いがあると認める場合に行われる。

V 少額短期保険業者に対する検査

少額短期保険業者は、保険業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、21年3月末の数は64業者である。

20 検査事務年度は、1業者に対して検査を実施した。

VI 信託会社に対する検査

信託会社は、信託業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、21年3月末現在の数は14社である(20年3月末現在の数は13社)。

20 検査事務年度は、2 社に対して検査を実施し、すべてに対して検査結果を通知している。

第8節 政策金融機関等に対する検査(資料18-1-14参照)

平成15年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大 臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。 検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金 融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施した。

20 検査事務年度は、1機関に対して検査を実施し、検査結果を通知するとともに、各主務大臣に報告している。

(参考) 政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の7機関をいう。

第19章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査におけるベター・レギュレーション推進のための取組み(資料 19-1-1参照)

I これまでの取組み(19事務年度~20事務年度前半)

平成19年7月に発表されたベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)の趣旨を踏まえ、19事務年度の金融検査においては、メリハリある検査の実施や全面施行された金融検査評定制度の適切な運用等、各種施策を進めてきた。20事務年度は、ベター・レギュレーションを更に推進するため、主に以下の取組みを実施した。

1. アクションプラン I の策定と実践(20年6月)

ベター・レギュレーションを組織的・計画的に進めていくため、具体的な取組みを盛り込んだアクションプランIを作成した(20年6月)。アクションプランIは、39項目から構成されるが、その中で特徴的な施策は以下のとおり。

① 中間報告会等の運用改善

検査における検査マニュアル前文5原則の実践度合いを確認するために、中間 報告会等を開催し、検査部局幹部が検査の途中段階で検査の実施状況を確認した。

② 検査モニターの全件実施(クロスモニターを含む)

適正な金融検査を確保するために、検査部局幹部が金融機関に出向き、経営陣から直接意見を伺うオンサイト検査モニターを全ての検査において実施した。また、金融庁・財務局間で相互に検査モニターを行うクロスモニターも実施した。

③ 主要行における Examiner in Charge

主要行に主任検査官の複数年担当制を導入することにより、日常的に金融機関と意見交換をすることを通じて経営上の重要な課題を適時に把握し、検査においてその時々の最も重要な検証分野を選定するように努めた。

④ 検査結果通知の改善

金融機関に対して、経営改善のインセンティブを付与する観点から、評定結果の7割を占めるB評定について、検査結果通知において、「A評定に近いと評価できるB評定」、「平均的なB評定」、「C評定に近いと評価されるB評定」の3類型に書き分けて記載した。

⑤ クロス検査・共同研修

金融庁と財務局の検査目線の統一、財務局の検査力の向上を図る観点から、本庁と財務局間で相互に検査官の派遣を行う検査応援・クロス検査を行うとともに、

金融庁と財務局合同で研修を実施した。

⑥ 「金融検査マニュアル別冊」説明会の実施

中小企業経営者等が金融機関との融資交渉を行う際や経営改善支援を求める際に役立つよう、金融検査マニュアル別冊の内容を分かりやすく記載したパンフレット「知ってナットク!中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識」を作成し、全国 668 箇所で説明会を開催している(約 36,000 人が参加(19 年 12 月~21 年 6 月末現在))。

2. 検査マニュアル前文に5原則を明記(20年8月8日)

ベター・レギュレーションの考え方を更に浸透させ、実践・定着を図る観点から、 検査運営の質的向上にあたって特に重要な点を、検査官が金融検査を行う際に配意す べき事項として、検査マニュアルの冒頭に以下の5項目を記載した。

- ① 重要なリスクに焦点をあてた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

3. 平成20検査事務年度検査基本方針の策定・公表(20年8月19日)

本基本方針では、ベター・レギュレーションの考え方を財務局も含めた検査部局全体に一層浸透・定着させることを最重要課題とし、検査マニュアル前文の5原則に則った取組みを推進するとともに、現下の情勢を踏まえた重点的な検証課題に取り組むこととした。(資料 18-1-1参照)

Ⅱ これまでの取組みの総点検と今後の課題

ベター・レギュレーションの取組みを進化させ、第2ステージに移行するため、ベター・レギュレーション推進会議での集中討議、本庁・財務局の検査官からの意見聴取を通じて、これまでのベター・レギュレーションの実践状況について評価・総括するとともに、今後の課題を抽出した。その結果は次の通り。

- ① 金融機関と当局の間で相当程度率直な議論ができるようになった。
- ② 検査官の意識がかなり変わってきた。
- ③ 財務局のレベルが上がり、金融庁本庁とのレベル差が縮まってきた。
- ④ どの施策がベター・レギュレーションの浸透上有効な施策かが分かってきた。
- ⑤ 金融機関の理解と協力が不可欠であることも再認識された。

⑥ しかし、未だ道半ばであり、金融機関の自主改善に役に立つ検査という点ではまだ十分ではない。これまでの取組みの延長や強化に加え、検査官1人1人のレベルアップ(検査力・検証力の強化)が必要。

Ⅲ 今後の取組み(20事務年度後半以降)

検査局では、ベター・レギュレーションの第2ステージへのステップアップを図るための総合的な取組みを、52項目から構成されるアクションプランIIにまとめた(21年5月)。アクションプランIIは、以下の4つの柱から構成される。

- 1. ベター・レギュレーションの取組みの実践・強化
- 2. 金融機関等との対話の充実・情報発信の強化
- 3. 検査力・検証力の向上~第2ステップの中心的課題
- 4. 人材の育成・強化~第2ステップの中心的課題

また、アクションプランⅡの中心的な課題の中で、特徴的な施策は以下のとおり。

(検査力・検証力の向上)

- ① バックオフィスの事前分析・着眼指示事項の充実、監督局との連携 検査部局内のバックオフィス体制を強化したうえで、検査局と監督局で連携して、リスク評価シートの作成・共有、カレッジ対象機関の情報収集・共有等を行う。
- ② 証券取引等監視委員会・海外当局との連携

傘下に証券会社を有する国内大手金融グループや大手外資系金融グループの検査について、証券取引等監視委員会との間で同時検査・検査応援等を行う。また、グローバルベースで活動する大手金融グループのリスクの的確な把握のため、米、英、独、仏、シンガポール、香港との連携強化や新たな関係国との連携関係の構築を図る。

- ③ 中小企業金融の円滑化に関する検証手法の充実 検査現場での実践を踏まえ、より具体的な検証の着眼点、より有効な検証の抽 出方法等、検査手法について充実させる。
- ④ 検査ノウハウのデータベース化 現在、検査部局で有する検査に関するノウハウ・事例等を、検査現場において 迅速に有効活用する観点から、データベースの再構築を図る。

(人材の育成・強化)

⑤ 貸出担当検査官、保険・外資担当検査官の育成・強化

金融検査で中心的部分を占める資産査定力を劣化させないよう、貸出担当検査 官を中長期的な視点から育成する。また、預金取扱金融機関の検査とは異なる知 識・能力等(保険数理・外国語等)を必要とする保険・外資担当検査官を育成す るため、研修の強化等を図る。

⑥ 専門人材の確保(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、 公認会計士等)

外部の専門人材(システム・市場リスクの専門家、アクチュアリー、弁護士、会計士等)をこれまで以上に積極的に採用し、検査現場で即戦力として活用する とともに、若手検査官のスキルアップの向上に役立てる。

第2節 検査マニュアルの整備

I 検査運営の質的向上のための一部改定

1. 改定の趣旨、経緯

金融庁では、平成 19 事務年度を通じて、検査運営の質的向上(ベター・レギュレーション)の推進に取り組んできたところ、こうした考え方を更に浸透させ、その実践・定着を図る観点から、検査運営の質的向上に当たって特に重要な点を、検査官が金融検査を行う際に配意すべき事項として「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」に記載し、取組みの恒久化を図ることとした。

改定に当たっては、20 年7月2日に改定案をパブリック・コメントに付し、その 過程で寄せられた意見等を踏まえ、同年8月8日付で「金融検査マニュアル」及び 「保険検査マニュアル」等を改定・公表した。

2. 改定の概要

検査運営の質的向上に当たり、特に重要な点について、「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明」、「問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証」、「指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化」及び「検証結果に対する真の理解」を検査官が配意すべき項目として、各検査マニュアルの冒頭に盛り込んだ。

Ⅱ 中小企業の自己資本充実策の支援に向けた一部改定

1. 改定の趣旨、経緯

「安心実現のための緊急総合対策」(平成 20 年 8 月 29 日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、「中小企業の自己資本充実策の支援」が盛り込まれたことを踏まえ、一般に企業の借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」へと条件変更した場合には、金融検査における資産査定において、当該借入金を資本とみなすことができる旨明確化することとし、同年 10 月 3 日付で「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」及び「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改定・公表した。

なお、改定にあたっては、上記のとおり検査マニュアルの解釈を明確化するものであり、実質的な内容の変更はないため、パブリック・コメントには付していない。

2. 改定の概要

20 年3月に行った金融検査マニュアル等の改定において、一般に企業の「十分な資本的性質が認められる借入金」については、資産査定において資本とみなすことができる旨記載した。これは当初から、新規融資だけでなく、既存借入金から「十分な資本的性質が認められる借入金」に条件変更した場合(以下「DDS」という。)も対象としたものであったが、金融機関等においては、新規融資のみを対象と

したものであり、DDSは対象外であるとの受止め方が一般的であった。このため、 DDSについても、資本とみなし得ることを改めて明確化した。

また、本マニュアル改定と併せて、中小企業再生支援協議会が、十分な資本的性質が認められる借入金を用いた再生支援手法を導入したこと等を踏まえ、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」の質問・回答を修正・追加した。

Ⅲ 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための一部改定

1. 改定の趣旨、経緯

「生活対策」(平成20年10月30日「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」)において、「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底」が盛り込まれたことを踏まえ、同年11月7日付で各監督指針とともに「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を改定・公表した。

本改定は、貸出条件緩和債権の判断に当たり、中小企業向け融資については、大企業と比べて経営改善に時間がかかることが多いという中小企業の特性を踏まえて判断することを可能とするものである。金融機関が、既存の融資について柔軟に貸出条件の緩和に応じることは、借り手企業の資金繰り、更には経営の改善をもたらし、その結果、金融機関が抱える信用リスクの軽減に資するものと考えられる。

なお、改定に当たっては、現下の金融情勢を踏まえて、公益上緊急に行うべきものであることから、パブリック・コメントは実施していない。

2. 改定の概要

従来、貸出条件の緩和を行っても、3年後に経営改善が完了するような経営改善計画がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しないと判断しても差し支えないとされていたところ、経営改善に時間がかかるという中小企業の特性を踏まえ、これを5年に緩和するとともに、経営改善が概ね計画どおりに進捗している場合には10年まで緩和することとした。

また、計画の進捗状況の評価についても柔軟化を図った。例えば、計画を下回る場合でも機械的・画一的な判断を行わず、今後の経営改善の見通し等を検討し、経営改善が期待できる場合には概ね計画どおりに進捗している場合と同様の判断を行うといったことである。さらに、計画期間中における金利要件を撤廃するとともに、大部で精緻な計画策定は求めないことなども盛り込んだ。

また、貸出条件緩和債権に関して、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ)」に新たな質問・回答を追加した。

3. 周知活動

本措置を実効あるものとするため、貸し手である金融機関に対して中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応を行うよう要請するとともに、業態別等に改定内容の詳

細について説明会を実施した。また、借り手である中小企業等に対しても、改定内容を分かりやすく解説したリーフレットを作成し、全国の商工会議所・商工会等に配布、説明会・講演を実施するなどの周知活動を行った。さらに、中小企業庁と連携し、中小企業金融円滑化のための施策について分かりやすくまとめたパンフレット・ポスターを合同で作成した。

(注) これらの措置により、金融機関がより柔軟に条件変更の申し出に応じることが可能となり、実績をみると、貸出条件緩和を行った債権は、主要行等、地域銀行及び信用金庫・信用組合全体で、21 年 1~3 月期において 39,117 件 (18,366億円) となっており、改定以前の 20 年 7~9 月期と比較すると、件数ベースで37.9%(金額ベースで52.5%)増加している。(資料 8 - 7 - 6 参照)

IV 利益相反管理態勢の整備等に関する一部改定

1. 改定の趣旨、経緯

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)の施行 (21 年 6 月 1 日)により、銀行、保険会社等に対して利益相反管理体制の整備が義務付けられることなどから、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」に利益相反管理態勢の整備等に関する検証上のチェック項目を定める等の改定を行うこととした。

改定に当たっては、同年3月31日に改定案をパブリック・コメントに付し、その 過程で寄せられた意見等を踏まえ、21年5月20日付で「金融検査マニュアル」、「保 険検査マニュアル」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

法令において、利益相反管理については、行為規制の形はとられず、各金融機関がその業務の規模・特性等に応じた態勢を整備することが求められている。こうした法令で求められる枠組みを踏まえ、各金融機関が、業務の規模・特性等に応じた実効性ある利益相反管理のための態勢を自律的に整備しているかを検証する観点から、検証ポイントを記載した。

具体的には、利益相反管理態勢を検証ポイントとした上で、利益相反管理責任者の設置、利益相反管理に係る内部の規定等の整備、利益相反管理の実施態勢の整備、評価・改善活動といった検査マニュアルにおいて求められる一連の態勢に関する検証項目を規定するなどの改定を行った。

第3節 金融検査評定制度

I 制度の概要

金融検査評定制度については、平成 18 年 1 月に試行を開始し、20 年 1 月に全面的な本格施行に移行した。

本格施行に伴い、20年1月1日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について、その評定結果を選択的な行政対応(頻度・範囲・深度といった検査の濃淡)に反映させることとしている。

Ⅱ 「金融検査評定結果の分布状況」の公表

評定制度の趣旨に照らせば、評定結果は、被検査金融機関のみが認識していることで十分であり、これを個別に対外公表することは、風評等のリスクもあることから適当ではない。しかしながら、各業態に対するアンケートや意見交換会などの様々な機会を通じて、「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置(水準感)を知りたいので、評定の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、こうした要望に応え、18 年 11 月と 19 年 12 月に、業態ごと及び評定項目ごとに「C評価以下」となった項目数の割合等を公表した。

今事務年度においては、20年12月16日に、19年4月から20年6月末までに予告(無予告の場合は立入を開始)し、評定を実施した金融機関(314先)の評定結果について、その分布状況を公表した。(資料19-3-1参照)当該公表においては、これまで公表していた「C評価以下」の分布状況に加え、「A評価」と「B評価」の分布状況も公表したところである。

第4節 検査モニター制度

I 平成20検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中、もしくは立入検査終了後に、金融庁検査局や財務(支)局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びオンサイト検査モニターを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当 検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務(支) 局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

20 検査事務年度のモニター実績は、オンサイトが 275 件、オフサイトが 2方式合わせ 357 件となった。

Ⅱ オフサイト検査モニター (アンケート方式) の集計結果

21 年 7 月に、オフサイト検査モニター (アンケート方式) の集計結果を公表した。(資料 19-4-1 参照)

(参考)検査モニター制度の概要

- 1. オンサイト検査モニター
 - ① 金融庁・財務(支)局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、 立入検査中もしくは立入検査終了後に代表者等から直接意見聴取を行う。

なお、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の運用状況等を把握するため、金融庁主担検査に財務局幹部、財務(支)局主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。

- ② オンサイト検査モニターの実施の有無及び時期については、金融機関の希望により行う。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式 ①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分け実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後 10 日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から 10 日目までの間を目安とする。

- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ補足ヒアリングを行うことがある。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果は、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第5節 意見申出制度(資料19-5-1参照)

I 制度の概要

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を加え、本制度の中立性・公平性、検査に対する信頼性の更なる向上を図っている。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、20 検査事務年度末までに 38 機関より申出があり、その内訳は、銀行 20、協同組織金融機関 9、保険会社 2、貸金業 5、その他(証券会社等) 2となっている(検査実施日ベース)。

申出内容については、355 事案の申出のうち、資産査定に関するものが 291 事案であり全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は 159 事案であり、全体の約45%となっている。

Ⅱ 意見申出審理会における外部の専門家の増員について

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の趣旨を踏まえ、被検査金融機関に対して意見申出制度の積極的な活用を促すことで、金融検査の中立性・公平性・透明性の向上を図るとともに、金融検査における検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るため、21 年 1 月 25 日付で、新たに意見申出審理会のメンバーとして 6 名を招聘し、10 名体制とした。

Ⅲ 意見申出制度の改正(期限の延長)について

被検査機関における申出機会及び検討期間の拡大に資するよう、21 年4月1日付で、 意見申出期間を「立入終了後3日(除く土休日)、延長申請があった場合5日(同)」から「立入終了後2週間以内(期限が土休日に当たる場合その翌営業日)」に延長した。 なお、21年4月1日から施行し、同日以降予告する(無予告の場合は、立入を開始する)検査について適用している。

(参考) 意見申出制度について

対象検査

金融庁検査局、財務(支)局等の実施する全ての金融検査。

② 対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論 を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び 主張は対象としない。

③ 提出期限

原則として立入終了後2週間以内(期限が土休日に当たる場合その翌営業日) とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。 (注) 郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④ 提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤ 提出先

被検査機関の代表者名において金融庁検査局長宛提出する。ただし、担当主 任検査官又は本店所在地を管轄する財務(支)局等経由での提出もできる。

⑥ 審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会(立入検査を行った検査 官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成)において、申出書に基づき、 書面による審査を行う。

⑦ 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第6節 金融検査指摘事例集(資料19-6-1参照)

I 金融検査指摘事例集の概要

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、 金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促すなどの観点から、平成17 年以降、作成・公表しているものである。

Ⅱ 平成20検査事務年度版の事例集について

20 検査事務年度版の金融検査指摘事例集の作成に当たっては、20 検査事務年度(20年7月~21年6月)に検査が終了(検査結果通知)した事例を基に作成しており、「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み(アクションプランⅡ)」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を継続するため、紹介事例数の充実を図るとともに、19検査事務年度版に引き続き、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付けの観点から、「A評定」事例を紹介しているほか、「B評定」についてレベル感を比較できるよう「Aに近いB」・「平均的なB」・「Cに近いB」と3類型に分けて紹介している。

また、金融機関には、適切かつ積極的なリスクテイクを行うとともに、適切なリスク管理態勢を整備することを通じて、地域における金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されていることに鑑み、平成20検査事務年度検査基本方針の検査重点事項のうち「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」を独立カテゴリーとして事例を掲載し充実させており、問題点のみならず前向きに評価できる事例も紹介している。

この結果、紹介事例数は、評定事例 69 事例、指摘事例 364 事例(預金等受入金融機関 271 事例、信託業務 8 事例、保険会社 79 事例、金融持株会社 6 事例)となり、一層の充実を図った(19 検査事務年度版では、評定事例 65 事例、指摘事例 341 事例を紹介)。

第7節 金融検査体制の整備

I 平成20年度の金融検査体制の整備

20年度の金融検査に従事する職員数は、9名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、19名の定員合理化により、451名から441名体制となった。(別図19-7-1参照)

(注) 各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、 金融検査についての財務(支)局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査 に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審 査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、 「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

別図19-7-1 金融検査の体制

① 金融検査に従事する職員数の推移

	金融(監督)庁 検査局(部)	財務(大蔵)省 財務(支)局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人
平成21年度	430人	500人	930人

- (注1)金融(監督)庁検査局(部)の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の 職員数である。
- (注2) 金融監督に従事する金融庁及び財務局の職員数は、1,005人。検査部門と監督部門を合計すると、合計1,935人(平成21年度)。

② 検査局の運営体制(21検査事務年度)【参考】



Ⅱ 今後の体制整備について

21年度機構・定員及び予算において、金融証券検査官等4名の増員が認められた一方、 15名の定員合理化等により、430名体制となる見込みである。(別図19-7-1参照)

- (注1)金融庁検査局と財務(支)局との関係(資料19-7-1参照) 金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務(支)局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務(支)局長を直接指揮監督している。
- (注2) 金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係(資料19-7-1参照)

証券会社等に対する検査については、第159回通常国会における証券取引法の一部改正により、17年7月以降、原則として監視委員会に一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、 検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合は、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

第5部 国際関係の動き

第20章 世界的な金融市場の混乱への国際的な対応

2007年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008年秋以降、更に深刻さを増し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展した。これを受け、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、「金融・世界経済に関する首脳会合」(ワシントン・サミット)が開催される等、金融市場、世界経済の回復に向けた国際的な取組みが進展している。当庁は、世界の金融市場の安定化、金融システムの強化に向け、こうした国際的な取組みに積極的に参加している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議(金融サミット等)

I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7(7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議)やFSF(金融安定化フォーラム)を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月の米国の大手投資銀行の破綻をきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、米国は、G7各国のほか主要な新興国を含むG20各国の首脳を招き、ワシントンD.C.で「金融・世界経済に関する首脳会合」(金融サミット)を開催することを発表した。

※G20 メンバー: G7 (日、米、英、独、仏、伊、加)、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

Ⅱ 活動状況

- 1. 主な首脳・閣僚級会議の開催状況
 - G8首脳会合(2008年7月7-9日、北海道洞爺湖)
 - G7財務大臣・中央銀行総裁会議(同年10月10日、米・ワシントンD.C.)
 - G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(同年11月8-9日、ブラジル・サンパウロ)
 - 第1回G20首脳会合 (ワシントン・サミット) (同年11月15日、米・ワシントンD.C.)
 - G7財務大臣・中央銀行総裁会議(2009年2月13-14日、伊・ローマ)
 - G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(同年3月13-14日、英・ロンドン近郊)
 - 第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)(同年4月2日、英・ロンドン)
 - G7財務大臣・中央銀行総裁会議(同年4月24日、米・ワシントンD.C.)

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(同年4月24日、米・ワシントンD. C.) G8財務大臣会合(同年6月12-13日、伊・レッチェ)

- 2. 第1回G20 首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」(ワシントン・サミット) 2008 年11 月15 日に米国ワシントンD. C. で開催されたG20 首脳会合では、世界経済に大きな影響力を有する先進国と新興国の首脳が一堂に会し、金融危機と世界経済の減速への対応、国際金融システムと金融規制・監督の改革の方向性と具体策で一致した。金融危機の再発防止・金融システムの強化の観点からは、金融市場の改革のための5つの共通原則(①透明性及び説明責任の向上、②健全な規制の強化、③金融市場における公正性の促進、④国際連携の強化、⑤国際金融機関の改革)、及びそれを実施するための47項目の行動計画が合意された。
- 3. 第2回G20 首脳会合(ロンドン・サミット)

ワシントン・サミットでの合意の実施を確認するとともに、世界経済の成長回復に向けた国際的な協調を強化するため、2009 年4月1-2日にロンドンで第2回G20 首脳会合が開催された。ロンドン・サミットでは、①成長と雇用の回復、②金融規制・監督の強化等が合意され、金融システムの改革については、金融規制・監督をヘッジファンド等を含むシステム上重要なすべての金融機関・商品・市場に拡大すること、格付会社に登録制を導入すること、タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施することに合意するなど、具体的な進捗が見られた。また、FSFは、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ金融安定理事会(FSB)として再構成されることも合意された。

皿 当庁の対応

ワシントン・サミットにおいて、我が国は、過去の日本の危機対応の経験を踏まえ、 総理より、①不良債権の徹底かつ早期の開示、②金融機関に対する公的資金による資本 増強、③マクロ経済政策により、実体経済を支えることの重要性を強調した。そうした 議論を踏まえ、会合では、危機への短期的な対応について、各国が協力して行動をとっ ていくことが確認された。また、中期的な危機の防止策に関しても、総理の提案した、 ①国際的連携の強化、②格付会社への規制と監督体制の導入、③市場混乱時の時価会計 基準の扱いなどについて、各国の支持を得て、首脳宣言に反映された。

ロンドン・サミットに向けた議論においては、中長期的な規制の再構築と短期的な危機対応の同時並行的かつバランスのとれた実施が重要であるという認識に立ち、サミット前の 2009 年3月に開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、銀行の自己資本比率規制に関し、現在の最低自己資本比率は維持しつつ、好況期の資本バッファーの積増しと不況期の取崩しの重要性を強調してきた。その結果、ロンドン・サミットにおいても、「銀行の自己資本規制等の強化は景気の回復を待つべき」との我が国の考え方が首脳宣言に反映された。

当庁としては、サミットにおける成果を踏まえ、各国当局や国内の関係当局等と連携・

協調しつつ、その着実な実施を図るとともに、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論に引続き積極的に参画している。

I 概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝 染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での決定に基づき、金融監督の 国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum) が設立された。FSFは、①金融の安定に責任を有する各国の財務省、 中央銀行、金融監督当局及び国際機関、基準設定機関の間の情報交換を促進し、②金融 市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融をさら に安定させることを目的に、国際金融システムの脆弱性等について議論を行ってきた。 2007年夏以降の世界的な金融市場の混乱を受け、FSFは2008年4月のG7に包括 的な市場強化策をまとめた報告書を提出する等、金融市場の混乱を受けた国際的な取組 みの中心的役割を果たしてきた。そうした中、2008 年 11 月のワシントン・サミットに おいて、FSFのメンバーシップ(G7の財務省・中央銀行・金融監督当局、香港、シ ンガポール、豪、蘭、スイスの通貨当局、IMF、世銀、国際金融監督機関(BCBS、 IOSCO及びIAIS)等)を広く新興国に拡大するとされたことを受け、2009 年3 月、FSFはメンバーシップを全てのG20諸国及びスペイン、EC(欧州委員会)に拡 大することを決定した。さらに、2009年4月のロンドン・サミットにおいて、FSFは、 より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ金融安定理事会(FSB:Financial Stability Board)として再構成されることが合意された。2006 年5月以降、ドラギ伊

Ⅱ 活動状況

中銀総裁が議長を務めている。

FSFでは、これまで通常年2回、全体会合が開催されてきたが、2008 事務年度においては、深刻化する金融市場の混乱への対応等のため、計4回の全体会合が開催された(2008年9月、12月、2009年3月、6月)。2009年3月の会合では、2008年11月のワシントン・サミットの合意を受け、メンバーシップの拡大を決定したほか、2009年4月のロンドン・サミットの際には、首脳宣言に合わせ、金融の安定促進に関する拡大された役割とより強固な組織基盤を持つFSBに改組することを発表した。2009年6月、拡大されたメンバーによる初めてのFSB会合が開催された。

FSFは、2008年4月のG7に提出した報告書における金融危機再発防止のための市場強化策について、各国当局及び関係国際機関の実施状況をモニタリングしているほか、4月報告書を受けてFSF自身が行ってきた取組みの成果として、2009年4月のロンドン・サミットの際に、①銀行の自己資本、引当て、価格評価とレバレッジに関し、景気循環を増幅させる要因を是正するための提言を示した「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」、②大手金融機関における健全な報酬慣行を確保するための基本原則を示した「健全な報酬慣行に関する原則」、③個別の金融機関の問題が国際的な金融危機に発展する際に各国当局が連携して対応するための「危機管理における国際的連携に関

する原則」を公表した。

FSBでは、金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価、それに対処するために必要な措置の特定、当局間における連携の促進等について、拡大された役割を果たすため、組織基盤を強化するほか、早期警戒等についてIMFとの連携を強化することとしており、次回の金融サミットに向けて、必要な取組みを進めている。

第21章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)が、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。)は、1974 年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements)本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な活動目的としている。

- ① 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供
- ② 国際的に活動する銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整
- ③ 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、共通の監督基準の設定

3. 組織(資料21-1-1参照)

(1) メンバーシップ

バーゼル委員会は、2009 年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2006 年7月からオランダ中央銀行のウェリンク総裁が務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会(PDG: Policy Development Group)、 監督基準実施部会(SIG: Standards Implementation Group)、会計タスクフォース(ATF: Accounting Task Force)等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国及び一部非G10 諸国の監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も 法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監 督上の基準・指針等は、各国の監督当局が国内においてより実効性の高い銀行監督を 行うための共通の形での環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り 入れられている。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下 のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① バーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化
- ② ロンドン・サミットを受けた対応
- ③ 銀行のリスク管理に関する指針の策定

20 事務年度における主な活動は、以下の通りである。

バーゼルⅡの枠組みの一部見直し・強化

各国でバーゼルIIを実施している中、最近の金融市場の混乱を踏まえ、政策企画部会において、証券化商品及びトレーディング勘定の取扱いの強化を中心とする、バーゼルIIの枠組みの一部見直しに関する作業が行われ、2009年1月に見直し案を市中協議に付した。金融庁は一部のワークストリームで議長を務めるなど積極的に貢献している。

3. ロンドン・サミットを受けた対応

2009 年4月の第2回G20 首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」(ロンドン・サミット)において、各国首脳により金融規制の強化に係るハイレベルな行動計画が合意されており、これを受けて、バーゼル委員会では、景気悪化時に取崩しが可能な資本バッファーの好況時の積増し、自己資本の質の強化、リスク捕捉の改善、補完的

指標の導入を中心に、バーゼルIIの枠組みの強化を行っている。金融庁は一部のワークストリームの議長として、金融危機後の健全性規制のための国際的な枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献している。

4. 銀行のリスク管理に関する指針の策定

バーゼル委員会は、銀行の健全なリスク管理のあり方等について幅広く議論を行い、 その結果を監督上の指針(サウンド・プラクティス・ペーパー)や各種取組みに関す る論点(レンジ・オブ・プラクティス)として取りまとめている。

例えば、流動性リスクに関する取組みについては、2001 年にバーゼル委員会が策定 した「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を改定し、2008 年 9 月 に公表した。

その他、経済資本(エコノミック・キャピタル)の計測・管理に関する実務の現状と課題をまとめた「経済資本の枠組みの実務の幅と論点」、今般の金融危機における銀行のストレス・テスト実務に対する評価を踏まえた「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」等を公表している。

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構(IOSCO: International Organization of Securities Commissions) は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員(Associate Member:その他当局)及び協力会員(Affiliate Member:自主規制機関等)あわせて193機関(2009年6月末現在)となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード(スペイン)に置かれている(1986年から2000年末まではモントリオール(カナダ))。
- (2) 我が国は、1988 年 11 月のメルボルン(オーストラリア)における第 13 回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員として I O S C O に加盟した。現在は、金融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会員)の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー(メキシコ)における第 18 回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会のほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2009年は6月にテルアビブ(イスラエル)で開催された。次回は、モントリオール(カナダ)で 2010年6月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

- IOSCOは、以下の4つを目的としている。
- ① 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること。
- ② 国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること。
- ③ 国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立するため、努力を結 集すること。
- ④ 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な法執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと。
- 3. 組織(資料21-2-1参照)
- (1) 代表委員会 (Presidents Committee)

代表委員会は、すべての普通会員の代表者で構成され、IOSCOの目的達成の

ために必要なすべての事項についての決定権限を有する。年1回、年次総会時に開催。代表委員会の下に、理事会及び地域委員会が置かれている。

(2) 理事会 (Executive Committee)

理事会は、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会員で構成され、IOSC Oの目的達成のために必要なすべての決定を行う。年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はニュージーランド証券委員会のディプロック委員長である。また、金融庁は、代表委員会選出理事の一員である。

理事会の下には、専門委員会、新興市場委員会、原則実施作業部会及び自主規制 機関等により構成される自主規制機関諮問委員会等が置かれている。

(3) 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により1987年5月に設置され、現在は金融庁を含む18の 先進国・地域の普通会員で構成されている。専門委員会は、証券分野についての国際的な規制上の課題等について検討・調整を行うなど、IOSCOの活動に関し実質的にその中心的な役割を担っている。年次総会時を含め年3回程度開催される。 現在の議長は米国証券取引委員会のケーシー委員である。

専門委員会の下には、6つの常設委員会 (Standing Committee) が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、その時々の証券市場におけるアドホックな諸課題について専門性の高い検討を行うため、幾つかの作業部会が置かれることもある。

(4) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国が属するアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia Pacific Regional Committee)に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。議長は、2009年6月からインド証券取引委員会のハーブ委員長が務めている。

(5)原則実施作業部会

理事会の下に置かれている原則実施作業部会は、1998 年 9 月、証券市場規制の国際的ベンチマークである「証券規制の目的と原則」を策定した。更に、2003 年 10 月、実施状況を評価するための評価方法である「評価メソドロジー」を策定した。現在は、原則の活用促進策について議論を行うと共に、原則を策定してからの市場の変化や I O S C O の成果を踏まえ、現行の原則の見直し作業に着手している。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定め

ている。これらは、基本的に、メンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーは、これらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている(ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み(以下「IOSCO・MOU」という)については、2005年4月の代表委員会決議により、2010年1月までにすべてのメンバーに対してIOSCO・MOUへ署名(将来的な署名約束を含む。)することが義務付けられており、各メンバーはIOSCO・MOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている)。

5. 我が国の対応

我が国は、理事会、専門委員会、アジア・太平洋地域委員会及び6つの常設委員会 等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献してい る。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

IOSCOは、近年、主に、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(IOSCO・MOUの推進)に重点をおいて活動している。直近では、格付会社の基本行動規範の改訂など、現下の金融危機に対処するため国際的調和のとれた規制的解決策の策定に中心的な役割を担っている。

2. 専門委員会

専門委員会は、後述(4~9)の各常設委員会の活動のほか、現下の金融危機に対し、ワシントン・サミットの議論の結果を受けて専門委員会に3つの作業部会(「空売り作業部会」、「非規制金融事業体作業部会」、「非規制金融市場・商品作業部会」)を設置し、関連する諸課題を検討している。2009 年6月、「空売りに係る規制に関する報告書」及び「ヘッジファンドの監督に関する報告書」の2つの報告書を公表した。また、2009 年5月、「非規制金融市場・商品に関する報告書(案)」をパブリック・コメントに付した。また、2008 年10 月に設置された、「商品先物市場作業部会」においては、商品価格の高騰等への対応策を検討し、2009 年3月、「商品先物市場に関する作業部会最終報告書」を公表した。

3. アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会(APRC)は、域内におけるIOSCO原則の実施の推進やIOSCO・MOUへの署名促進等を図るために、メンバーに対し、各種支援プログラムや研修を実施している。また、メンバー間の意見交換も活発に行われており、現在、各国における市場監視や不公正取引の規制の課題、クロスボーダーの法執行に関する諸問題などの議論を行っている。

4. 会計・監査・開示常設委員会(SC1)

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、国際財務報告基準(IFRS)及び国際監査基準(ISA)等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準(草案)が公開される毎にコメント・レターを発出し、また基準設定プロセスにおける助言会合に出席して意見を述べているほか、多国間で適用可能な開示のガイダンスの策定等を行っている。2009年3月、国際会計士連盟(IFAC)が、明瞭性プロジェクト(注)の完了を公表したことを受け、2009年6月、クロスボーダーでのISAの受入の推奨と、自国基準策定の際のISAの検討に関する「ISAに関する声明」を公表した。

(注) 明瞭性プロジェクト: I S A において、監査人による必須の手続きと任意の手続きの書き分けが従来不明確であったため、これを明確 化するとともに、基準の構成を見直すプロジェクト。

また、2009年6月、資産担保証券(ABS)の公募における開示のガイダンスである「ABSの開示原則」を公表し、パブリック・コメントに付した。その他、昨今の金融危機対応に関する会計、監査及び開示における取組み等を進めている。

5. 流通市場規制常設委員会(SC2)

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2009年2月、SC3と共同で「市場への直接的な電子的アクセスに関するポリシー報告書(案)」をパブリック・コメントに付した。また、証券化商品の流通市場における透明性の問題やダークプール(注)での証券取引によってもたらされる諸問題について議論を行っている。

(注) ダークプール: 私的取引システムや取引所立会外取引などの取引前の透明性がない取引執行の場所。

6. 市場仲介者常設委員会(SC3)

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制 監督上の諸課題について検討を行っている。現在、サブプライム危機に関する作業部 会の提言に基づく市場仲介者の流動性リスク管理・内部管理上の諸課題やSC5と共 同で投資信託等を始めとする集団投資スキームの販売時の情報開示に関する問題に ついて議論を行っている。なお、議長は金融庁の森田証券課長が務めてきている(2009 年6月末現在)。

7. 法務執行及び情報交換常設委員会(SC4)

法務執行及び情報交換常設委員会は、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各 国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、 情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、クロスボーダー事案におけ る資産(不正利得)の凍結に関する国際協力などについて議論を行っている。 また、SC4と同時で開催されるIOSCO・MOUの審査グループ(SG)において、署名申請国の審査を行っている。SGでは、2010年1月1日までにIOSCO全加盟国が原則としてIOSCO・MOUの署名国となることを目指し、集中的な作業を行っており、2008年12月より、我が国もクロアチアの審査の主担当として貢献している。

8. 投資管理常設委員会(SC5)

投資管理常設委員会は、集団投資スキームの諸課題について検討を行っている。具体的には、ファンド・オブ・ヘッジファンズに係る流動性とデュー・デリジェンスに関する原則の策定作業を行った。更に、2008年9月から3回にわたりプライベート・エクイティに特有な利益相反に関する問題点の検討を行うための官民専門家会合が開催され、利益相反の効果的な軽減手法のための原則策定に向けた作業が行われた。また現在、「投資マネージャーが仕組み金融商品へ投資する際のデュー・デリジェンス・プロセスにおけるグッド・プラクティス」の策定に関する議論を行っている。

9. 格付会社常設委員会(SC6)(旧格付会社作業部会)

旧格付会社作業部会は、「格付会社のIOSCO基本行動規範」の改訂や推進に関する議論のほか、格付会社の規制に関する国際協力・情報交換についての検討を行ってきた。2009年3月、格付会社における基本行動規範の遵守状況等を調査し、「格付会社のIOSCO基本行動規範の遵守状況の調査」を公表した。2009年2月の専門委員会において、格付会社作業部会を常設委員会とすることが合意された。格付会社常設委員会では、格付会社の監督に係る国際的な規制上の合意のレビューや、格付会社との定期的な情報交換を行うこととしている。

Ⅲ その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券 市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の証券分野 の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国(1997年)、シンガポール(2001年)、米国(2002年)、オーストラリア(2004年)、香港(2005年)及びニュージーランド(2006年)との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006年1月には米国との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に2006年5月、IOSCO・MOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2009年6月末現在55カ国の証券当局が、IOSCO・MOUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動など市場における取引に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市

場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. IOSCO国際コンファレンスの開催

IOSCO専門委員会は、IOSCOの国際的なプレゼンスの向上と規制当局者と業界関係者の対話の促進のため、2004年より世界の主要金融センターにおいて国際コンファレンスを開催している。ニューヨーク(米国)(2004年)を皮切りに、これまでフランクフルト(ドイツ)(2005年)、ロンドン(英国)(2006年)で開催され、第4回目は2007年11月に東京で開催された。第5回会合は2009年10月にバーゼル(スイス)で開催される予定である。

第3節 保険監督者国際機構(IAIS)

I 概要

1. 名称

保険監督者国際機構 (IAIS: International Association of Insurance Supervisors)

2. 設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

- ① 保険監督者間の協調の促進
- ② 国際保険監督基準の策定
- ③ 加盟国(特に新興市場国)における監督基準に則った保険制度確立の支援
- ④ 他の金融分野の監督機関との連携

3. 構成

- ① メンバー:各国・地域の保険監督当局等(148)
- ② オブザーバー:保険会社や業界団体、国際機関等(127)(2009年6月現在)

4. 組織(資料21-3-1参照)

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に3回程度 開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

- (1) 執行委員会(議長:ピーター・ブラウミューラー オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長、副議長:金融庁総務企画局 山崎達雄参事官(国際担当)、年4回開催)主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した20の国・地域(北米:2、西欧:6、アジア:5、オセアニア:1、中南米:2、アフリカ:1、中東:1、中東欧:1、オフショア:1)から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。
- (2) 専門委員会(議長:アルフレッド・グロス 米国バージニア州保険監督長官、年 3回開催)執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国は、メンバーとして参加している。
- (3) 委員会等:専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、2009 年6月現在、13の小委員会等がある。
- (4) 事務局(局長:河合美宏 氏、副局長1名、事務局員13名):局員のうち1名は 2006年6月より我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である(本

枠組みによる派遣は、2002年4月より開始)。所在地は、スイス バーゼル (国際 決済銀行内)。

5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、ソルベンシー小委員会には副議 長として、その他、ガバナンス・コンプライアンス小委員会、会計小委員会、保険契 約小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

Ⅱ 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

IAISは、2009年6月、金融危機を踏まえた対応として、保険監督の更なる強化に関する対応策を公表した。その中で、保険グループ監督に対する共通の評価枠組み(COMMON ASSESSMENT FRAMEWORK: CAF)を策定するためのタスクフォースを設置し、保険グループ監督に適用される共通のグループ・ソルベンシー基準やリスク管理基準等の設計と実践に向けた調査を開始することとした。またIAIS・マルチMOU(多国間情報交換枠組み)の承認プロセス、及びメンバーの枠組み加入への促進、グループ監督におけるスーパーバイザリー・カレッジの利用のためのガイダンスの策定を行うこととしている。

2. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために 監督原則、基準、指針を策定している。2008 年 10 月にハンガリー・ブダペストで開催された年次総会において、ソルベンシー関連では「所要資本の構造に関する基準・ 指針」、「ERMに関する基準・指針」、「内部モデルに関する基準・指針」、「再保険の相互承認に関する指針」、「グループ監督に関する原則」及び「グループ監督の役割と 責任関する指針」を新たに承認し、2008 年度までに7つの原則、16 の基準、20 の指針を策定している。

現在、各小委員会等で取り組んでいる主な作業は以下のとおり。

(1) 保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

コーポレート・ガバナンスに係る高水準の監督基準等を策定するためにガバナンス・コンプライアンス小委員会が2007年に設置され、保険会社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的とした取組みの第一歩として、各国におけるガバナンス規制・慣行等の実態把握が行われた。また、こうした実態把握に加えて、最近の金融危機も踏まえた基準・指針等の策定作業が行われており、主な作業としては、OECDと共同で保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する論点整理ペーパーを策定しているところである。

(2) 国際的に共通なソルベンシー (健全性) 評価手法の策定に向けた取組み

ソルベンシー小委員会では、国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けたプロジェクトが進められており、国際的な保険グループに適用される共通のグループ・ソルベンシーやリスク管理等の国際基準策定作業が行われている。2008 年 10 月、ソルベンシー関係の3つ(所要資本の構造、ERM、内部モデル)の基準・指針が策定されたところであるが、引き続きソルベンシー評価手法における資本や保険負債を含む資産・負債評価に係る基準・指針等の検討が進められている。

(3) 保険会計のあり方の検討

保険契約小委員会では、IASB(国際会計基準審議会)において、保険契約に かかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、国際会計基準と監 督目的の会計が可能な範囲で平仄のとれたものとなるよう、監督当局の立場から保 険会計のあり方について検討を行っている。

3. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。また、我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出(2008年度:3,296万円)するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム(Joint Forum)は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)の13カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時(1996年)から本会合に参画してきている(現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

Ⅱ 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2008 事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

2008年11月 シドニ―本会合

2009年2月 パリ本会合

2009年6月 ベルリン本会合

なお、2008 年事務年度における作業部会活動については、リスク評価及び資本に関する作業部会、及び金融コングロマリットに関する作業部会にて、金融危機に関連したテーマも含め5つのプロジェクトに関し、調査及び分析をもとに報告書の作成を行った。また、FSFが2008年4月のG7に提出した「市場と制度の強靭性の強化に関する金融安定化フォーラム(FSF)報告書」の提言実施のため、FSFの要請を受け「規制・監督の枠組みにおける信用格付利用の検証」の報告書を作成した。(2009年6月公表)。

今後もまた、新たなテーマを選定し、さらなるペーパーの作成を行う予定である。

第5節 一元監督者会合 (Integrated Financial Supervisors Conference)

I 概要

金融サービスの分野においては、業態内あるいは業態を超えた金融機関のグループ化・コングロマリット化や、市場及び商品の融合、横断化といった流れが急速に進展しており、これに対応して、金融監督当局においても銀行・証券・保険の各分野を一つの組織において業態横断的に所管する必要性が高まってきている。こうした状況を受けて、1999年以降、業態横断的な監督を行っている主要国当局からトップレベル(長官クラス)の代表者が集まって、一元監督者会合が年1回開催されており、一元監督者としての金融監督上の諸課題や組織運営上の諸課題等について幅広い観点から議論を行っている。

(注)銀行・保険を一元的に監督するOECD加盟国の金融当局(ただし、シンガポールは例外扱い)が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・イギリス・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・シンガポール・スイス・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの17カ国である。

Ⅱ 活動状況

1999 年5月の第1回会合以来、これまでに11 回開催され、監督手法や関連する問題につき、一元監督当局の長ないし代理が議論を行い、それぞれの組織運営の方向を探るとともに一元監督当局共通の課題等について、知見の共有を図っている。第11 回会合は、2009 年6月にオランダで開催され、一元監督者における危機管理のあり方、過去の金融危機の経験を踏まえた現下の危機への対応、監督カレッジに関する実務的な問題点等について議論を行った。

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も本格化してきている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金(IMF)

I 概要

国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)は、1944 年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946 年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD. C.、専務理事はストロスカーン元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会(全加盟国の大臣級からなる)であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

Ⅱ 活動状況

1. IMF4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN (Public Information Notice) として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表される。

本年の当庁との協議では、世界的な金融市場の混乱、実体経済の悪化が我が国の金融システムに与える影響や金融機関のリスク管理の向上、収益力の強化などに関する意見交換が行われた。当庁は I M F に対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. その他 I M F の刊行物 (WEO、G F S R 等)

通常年2回刊行される「世界経済見通し(WEO: World Economic Outlook)」及び「国際金融安定性報告書」(GFSR: Global Financial Stability Report)にお

いても、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。近年では、世界的な金融市場の混乱を受けた今後の世界経済の見通しや世界の金融セクターに生じる損失累計額の推計、金融市場の安定化に向けてとるべき政策対応等が示され、注目を集めている。

第2節 経済協力開発機構(OECD)

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構(OEEC: Organization for European Economic Co-operation)が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構(OECD: Organization for Economic Co-operation and Development)が設立された(事務総長:グリア(2006 年~))。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本(1964年加盟)を含む30カ国が加盟している。

Ⅱ 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。 通例、外務大臣、経済産業大臣、経済財政担当大臣が出席。

- 2. 経済開発検討委員会(EDRC: Economic and Development Review Committee) OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と 望ましい政策勧告を行っている。審査は、加盟30カ国及び重要な非加盟国について、1年半~2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2008年4月に対日経済審査報告書が公表された。
- 3. 経済政策委員会 (Economic Policy Committee: EPC) OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価したうえで、経済見通し (OECD Economic Outlook) を検討・公表するとともに、必要な経済政策の勧告を行っている (年2回)。

4. その他

保険委員会、コーポレート・ガバナンス・ステアリング・グループ、金融資本市場 委員会 (CMF: Committee on Financial Markets) 等があり、それぞれテーマに応 じた分析や情報交換が行われている。

5. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援 OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁 では 2008 年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、知的支援の費用をO DA予算にて拠出し、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行う予定 である。

第3節 世界貿易機関(WTO)

I 概要

世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、153カ国が加盟している(2009年6月時点)。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS(General Agreement on Trade in Services)に規定されている。GATSは、最恵国待遇(MFN)を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス(他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと)及び内国民待遇(内外無差別)を保障する義務を負うという規律等の枠組みを定めている。

Ⅱ 活動状況(金融サービス分野)

1. 経緯

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。

2005 年 12 月に開催された第6回閣僚会議(於:香港)において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野(金融含む)において「プルリ交渉」の開始が合意された。交渉は2006 年7月に一旦中断した後2007年1月に再開されたが、2008年7月の閣僚会合でモダリティ合意にいたらず交渉が決裂した。

(参考) プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間(リクエスト側及び被リクエスト側)で自由化交渉を行う交渉。

2. 最近の活動状況

(1)金融サービス交渉の構図

今次ラウンドでは、四極(日、米、加、EC)を中心とした自由化推進派が新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

(2) リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界団体の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト(2002年6月)、改訂リクエスト(2005年2月)に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、

我が国は、初期オファー(2003年3月)、改訂オファー(2005年6月)を提出した。

(3) 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005 年 12 月の閣僚会議で合意されたプルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国(日、米、EU、加、豪、ノルウェー等)が主要な新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対し、金融分野におけるリクエストを 2006 年 2 月末に共同で提出した(我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの)。

2006 年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき発言が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明してきており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されている。

(4) ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス(NAMA: Non-Agriculture Market Access) 交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。その後、2009年3月及び6月にWTOサービス・クラスター会合が開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

第4節 経済連携協定(EPA)

I 概要

経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関(WTO)が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール(2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効)、メキシコ(2005年4月発効)、マレーシア(2006年7月発効)、チリ(2007年9月発効)、タイ(2007年11月発効)、インドネシア(2008年7月発効)、ブルネイ(2008年7月発効)、フィリピン(2008年12月発効)及びASEAN全体(2008年12月発効)との間で既にEPAが発効しており、ベトナム(2008年12月署名)及びスイス(2009年2月署名)とは署名を了している。現在、湾岸協力理事会(GCC)諸国、インド、オーストラリア及びペルーとの間でEPA交渉を行っている(韓国との交渉は2004年以降中断中)。(資料22-4-1参照)

Ⅱ 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化 交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更 なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免 許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セ クターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジ ネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上につい ても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた 関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り 組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間 で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員 や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連 携を強化してきている(具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、 チリ、インドネシア、ベトナム及びスイスとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う 枠組みを設けてきている。)。

第5節 金融活動作業部会(FATF)

I 概要

1. 金融活動作業部会(FATF)

金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force on Money Laundering)は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在32カ国・地域及び2国際機関が参加(参加国詳細については下記参照)。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月の閣僚会合での合意により、2012年までの活動期間延長が決定している。

参加国・地域及び国際機関(2009年6月30日現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

FATFの主な役割は、

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に関する国際基準 (FATF勧告) の策定及び見直し
- ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
- ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策の拡大
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究である。

2.「40の勧告」

「40 の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたるマネー・ローンダリング対策の基本的枠組みである。FATF参加国はその遵守を担保するため、参加国同士が相互審査等を実施している。また、IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的基準として認められている。

3. マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域の特定

FATF勧告の遵守が不十分な国・地域(FATFメンバーに限らない)に対して、 是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題を取り扱う作業部会として ICRG (International Cooperation Review Group) がある。2007 年 10 月にはイ ラン・イスラム共和国、2008年2月にはウズベキスタン共和国、イラン・イスラム共和国、パキスタン・イスラム共和国、トルクメニスタン、サントメ・プリンシペ民主共和国及び北部キプロスの各国・地域、2008年10月には左記と同じ6カ国・地域、2009年2月には左記から北部キプロスを除く5カ国に関して、FATFから、マネー・ローンダリング、テロ資金対策に重大な欠陥があり、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明が発出されている。

4. テロ資金対策

FATFは、2001 年 10 月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議声明を受けて、特別会合を同月に開催し、「テロ資金供与に関する特別勧告」を採択、発表した。その後、「キャッシュ・クーリエ(現金運搬人)」に関する特別勧告が追加され、合計9の特別勧告が整備された。

Ⅱ 活動状況

マネロン・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域に関する取組み

FATFの作業部会であるICRG(前述)では、マネロン・テロ資金供与対策に関して非協力的な国・地域を特定し、改善を促しているが、これまで、その明確なプロセス(手順)がなかったことから、2008年10月のFATF会合において、非協力国・地域の特定から対抗措置の発動までの一貫したプロセス(手順)を作成することが合意された。

更に、2009年4月2日のロンドン・サミットにおいて、FATF(及びFSB、OE CD)に対し、非協力国に関する取組みを加速するとともに、2009年秋のG20財務大臣会合で報告することが求められた。

これらを踏まえて、ICRGにおいて非協力国・地域を特定し、是正を促す一貫した プロセス(手順)が検討され、併せて、同プロセスに基づき非協力的な国・地域のリス トの作成作業が行われている。

(参考) G20WG 2報告書(抜粋)

38. 我々は、FATFのマネー・ローンダリング及びテロ資金に対する重要な作業、特に国際協力レビューグループ(ICRG)を通じた非協力的な国・地域への対応を支持する。我々は、全ての国に対して、40+9のFATF勧告を完全に履行することを促す。FATFは、また、その実効性を増大するための措置を取り、取組みを加速させ、可能な手段の検討をすべきである。

第6節 アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ (APG)

I 概要

アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策を促進するために、1997年2月にシンポジウム(バンコク)で設立されたフォーラムであり、日本を含む39カ国・地域が参加している(参加国詳細については下記参照)。

Ⅱ 活動状況

1. 主な活動内容

- ① アジア太平洋地域におけるFATF勧告(40の勧告及び9のテロ資金特別勧告) の実施の慫慂及び促進
- ② 域内諸国・地域におけるマネー・ローンダリング防止に関する法律の立法化の促進
- ③ 参加国のマネー・ローンダリング対策の実施状況の相互審査
- ④ 域内におけるマネー・ローンダリングの手法の評価及び技術支援
- ⑤ マネー・ローンダリングに対処するための域内の共同イニシアチブ促進に関する FATFとの連絡調整

参加国 • 地域 (2009 年 6 月 30 日現在)

オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、台湾、クック諸島、フィジー諸島共和国、香港、インド、インドネシア共和国、日本、大韓民国、ラオス人民共和国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ネパール王国、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン・イスラム共和国、パラオ共和国、フィリピン共和国、サモア独立国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、トンガ王国、アメリカ合衆国、バヌアツ共和国、アフガニスタン・イスラム共和国、カナダ、ベトナム社会主義共和国、ソロモン諸島、モルディヴ共和国、東ティモール民主共和国、パプアニューギニア独立国

2. 主要会議

(1) 年次会合

「総会」に相当する年次会合は、1998年3月に東京で第1回会合が開催されて以後、毎年1回開催されており、活動方針の策定、新規加盟の承認、相互審査の結果承認等の重要事項の決定が行われている。

近年の開催地			
第1回 1 第2回 1 第3回 2 第4回 2 第5回 2	1998年(平10) 1999年(平11) 2000年(平12) 2001年(平13) 2002年(平14) 2003年(平15)	8月 5月 5月 6月	東京 マニラ シドニー クアラルンプール ブリスベーン マカオ
第8回 2 第9回 2 第10回 2 第11回 2	2004年(平16) 2005年(平17) 2006年(平18) 2007年(平19) 2008年(平20) 2009年(平21)	7月 7月 7月 7月	ソウル ケアンズ マニラ パース バリ ブリスベーン (予定)

(2) タイポロジー会合

マネー・ローンダリングの手口、傾向等について専門的な分析、情報交換を行う会議として、通常年1回開催されている。1999年3月に第1回会合が日本で開催された。2008年10月にスリランカにおいて開催された会合では、カジノ、証券業界におけるマネー・ローンダリングの脆弱性等について意見交換が行われた。

第23章 海外の金融当局との連携強化

I 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。アジアとの連携強化については、2008年中に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行の実務者による「マクロ経済・金融安定化ワークショップ」の初会合に参加した他、2009年の第2回日中ハイレベル経済対話で初の金融分野の議論を行なった。また、タイ、フィリピンと経済連携協定(EPA)に基づく初の金融協議を開催した。

(最近の主な金融協議等)

- 2008年11月第1回日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップ(東京)
- 2008年11月 日中金融協議(銀行)(東京)
- 2008年12月 日米規制改革イニシアティブ・第1回作業部会(東京)
- 2008年12月 日EU規制改革対話(東京)
- 2008 年 12 月 日韓金融協議 (ソウル)
- 2009年1月 日EU保険対話(ブリュッセル)
- 2009年3月 日中金融協議(証券)(東京)
- 2009年3月 日EU規制改革対話(ブリュッセル)
- 2009 年4月 日中韓金融監督ハイレベル会合、第4回日中韓金融監督協力セミナー (ソウル)
- 2009 年4月 日米規制改革イニシアティブ・第2回作業部会(ワシントン)
- 2009 年4月 日EU金融ハイレベル協議(ブリュッセル)
- 2009 年 5 月 日 タイ 金融協議 (バンコク)
- 2009年5月 日米規制改革イニシアティブ・上級会合(ワシントン)
- 2009 年 5 月 日スイス財務金融協議 (ベルン)
- 2009 年 5 月 日フィリピン金融協議 (マニラ)
- 2009年6月 日英金融監督者協議(東京)
- 2009年6月 第2回日中ハイレベル経済対話(東京)
- 2009 年6月 日米ハイレベル証券市場対話(東京)
- 2009年6月 日EU保険対話(フランクフルト)
- 2009年6月 日台バイ会合(台北)

Ⅱ 金融庁の技術支援の取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場 (integrated regulator) から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割となっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展するなか、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

1. 保険監督者セミナー

2008年11月に、アジア新興市場国6カ国の保険監督当局者(計7名)を対象に、「第5回保険監督者セミナー」を開催した。このセミナーは、保険商品の販売、勧誘に関する規制・監督等に関する日本の取組み等について講義を行い、アジア新興市場国の人材育成ひいては保険行政の強化、保険市場の発展に貢献することを目的としている。

2. 証券監督者セミナー

2009年2月に、アジア等の新興市場国に対する技術支援の一環として、アジアを中心とする新興市場 16 カ国から、証券市場規制監督担当者 26 名を招き、「アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修」(東京セミナー)を開催した。当セミナーでは、最近の証券規制監督に係る課題について、金融庁・証券取引等監視委員会の職員、自主規制機関の職員などによる講義等を行った。また、当セミナーの参加者は、OECD及びアジア開発銀行研究所が主催した「第 10 回アジア資本市場改革ラウンド・テーブル」を聴講した。

3. 銀行監督セミナー

2008 年3月に、アジア新興市場国5カ国の金融監督当局担当者(計9名)を対象に、銀行監督・検査等に関する制度の立案・実務について研修を開催した。当セミナーでは、金融庁職員から、我が国における銀行監督制度の変遷や運営、国際的な議論などについて講義を行った。

4. 証券法執行カンファレンス

2009年3月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国9カ国の証券当局法務執行担当者等16名の研修生を対象として、「証券法執行カンファレンス」を開催した。このセミナーでは、アジア地域を中心とした証券市場における規制当局の共通の課題・関心事等について、証券取引等監視委員会の職員及び各国がプレゼンテーション、ケース・スタディ及びグループ・ディスカッションを実施し、当局間の協力関係を構築したほか、国際的な不公正取引事案の早期解決に向けた手法を会得、共有した。